

第Ⅰ期山梨県こども計画

令和7年3月
山 梨 県

第1章 計画の基本的事項	
第1 計画策定の趣旨	1
第2 計画の性格	2
第3 他の計画との関係	2
第4 計画の期間	3
第5 計画の進行管理	3
第6 計画の推進体制	3
第7 用語の定義	3
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	
第1 こどもの権利に関する状況	5
第2 こども・若者、子育て当事者の主観的評価に関する状況	9
第3 少子化と人口減少に関する状況	12
第4 成育環境に関する状況	22
第5 こどもの貧困に関する状況	28
第6 国の動向	47
第3章 基本的な考え方	
第1 基本理念	58
第2 基本方針と基本目標	60
第3 計画の体系	62
第4 目標達成のためのプロセス	63
第4章 施策の展開	
第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える	67
第2 はじめの100か月を支える環境の充実	72
第3 将来に対する希望の形成と実現の支援	75
第4 困難な状況にあるこども・若者への支援	79
第5 貧困の解消と連携の防止	85
第6 良好的な成育環境の確保	89
第5章 教育・保育等の推進のための基本的事項	
第1 教育・保育提供区域の設定	92
第2 計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	92
第3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教 育・保育の推進に関する体制の確保の内容	99
第4 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	99
第5 教育・保育情報の公表	99
別冊 参考資料	
山梨県こども計画策定に係るアンケート調査	
山梨県こども・若者の意識調査	
保育所・放課後児童クラブ等で働く方へのアンケート調査	
こども等の意見反映について	

第1章 計画の基本的事項

第1 計画策定の趣旨

- 令和5年4月に、子どもの権利を包括的に保障する「子ども基本法」が施行されました。
- 子ども基本法は、子ども観を「保護の客体」から「権利の主体」へと大きく転換させた国際条約である「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の精神に則った法律で、その中には、子ども等の意見反映と子ども施策を総合的に推進するための計画（自治体こども計画）の策定などが位置づけられています。
- これを受け、県では子ども基本法の理念を踏まえ、全ての子どもを権利の主体として尊重し、その最善の利益の実現に向けて、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための計画を策定することとしました。

（子ども基本法 第三条 基本理念）

- 一 全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

- これまで県では、子ども・子育てに関する計画を策定し、実行してきましたが、今回の計画は、子ども基本法の規定に従い、これまでの計画を内包するものとして策定しています。

※参考：これまでの子ども・子育てに関する計画の経過

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように計画を策定。
平成17年「やまなし子育て支援プラン」（平成17年度～平成21年度）
平成22年「やまなし子育て支援プラン後期計画」（平成22年度～平成26年度）
- ・ 平成27年3月には、平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法（平成27年4月施行）により、都道府県に「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定が義務づけられたことから、次世代育成支援対策推進法に基づく計画と子ども・子育て支援法に基づく計画を一体の計画として「第一期やまなし子ども・子育て支援プラン」を策定。
- ・ 平成29年10月には、県や市町村、保護者、県民、保育・教育関係者、事業主が一体となった取り組みを推進するため、本県の子ども・子育て支援に関する基本的な理念等を定めた「やまなし子ども・子育て支援条例」を公布・施行。11月19日を「やまなし子育ての日」と定める。
- ・ 平成31年4月には、子育てに関する施策の一元的な推進により、結婚、妊娠、出産、子育てまで、切れ目のない支援を効果的に進めるため、子育て支援局を創設。
- ・ 令和2年3月には、社会状況の変化や新たな取り組みなどを反映し、「第二期やまなし子ども・子育て支援プラン」を策定。
- ・ 令和4年3月には、子どもの健やかな成長支援や子どもの権利実現のための基本理念を定め、本県の子ども支援のための施策の基本となる「やまなし子ども条例」を公布・施行。

第2 計画の性格

○この計画は、こども基本法第10条第1項で努力義務とされている自治体こども計画として位置づけるとともに、また、次の各法令に基づく計画を内包します。

- ・ 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく子ども・子育て支援事業支援計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法第9条第1項の規定に基づく行動計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策推進法第10条第1項に基づく計画
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく計画
- ・ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第3条に規定する基本理念に基づき策定する母子保健を含む成育医療等に関する計画

○また、山梨県総合計画、山梨県地域福祉支援計画の部門計画であり、やまなし子ども・子育て支援条例第24条の規定に基づく基本計画、かつ、やまなし子ども条例に基づく施策を推進するための計画となります。

○さらに、こども基本法第10条第1項の規定に従い、政府が定める「こども大綱」を勘案して定めています。

(こども大綱の定めるこども施策に関する基本的な方針)

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれから最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう
- 立てる
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

○また、「こども大綱」と同時に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」いわゆる「はじめの100か月の育ちビジョン」と、「こどもの居場所づくりに関する指針」についても十分に留意する中で計画を策定しています。

第3 他の計画との関係

○次の計画と調和を保ったものとしています。

- ・ 教育基本法第17条第2項の規定に基づく「山梨県教育振興基本計画」
- ・ 医療法第30条の4第1項の規定に基づく「山梨県地域保健医療計画」
- ・ 健康増進法第8条の規定に基づく「健やか山梨21」
- ・ 「第2期山梨県障害児福祉計画」を含む「やまなし障害児・障害者プラン」
- ・ 男女共同参画社会基本法第14条第1項及び山梨県男女共同参画推進条例第11条第1項の規定に基づく計画であり、かつ女性活躍推進法第6条第1項に基づく、「山梨県男女共同参画計画」
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条の規定に基づく、「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律法第2条の3第1項の規定に基づく、「山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項の規定に基づく「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」
- ・「新しい社会的養育ビジョン」に基づく「やまなし社会的養育推進計画」
- ・やまなし子ども条例第22条の規定に基づく「山梨県ヤングケアラー支援計画」

第4 計画の期間

○この計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

第5 計画の進行管理

○県は、毎年度、計画における各事業の進捗状況について点検、評価を行い、山梨県子ども・子育て会議に報告し、中期目標の達成に向け、適切に短期目標が実行もしくは設定されているか審議を受け、必要に応じて見直しを実施します。

○計画の中間年を目安に基本目標の達成に向け、適切な中間目標となっているか点検、評価を行い、山梨県子ども・子育て会議の審議を受け、必要に応じて見直しを実施します。

○計画の点検、評価にあたってはこども・子育て当事者とともに進める視点を遵守します。

○市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しに応じて、隨時必要な見直しを実施します。

第6 計画の推進体制

○全庁的な推進

- ・子育て支援推進本部を中心に各部局が連携し全庁を挙げて総合的な取り組みを推進します。

○国、市町村との連携

- ・国、県、市町村間で適切に役割分担を行ながら、一体となって取り組みを推進します。

○県民一体となって推進

- ・県、市町村、県民、保育・教育関係者、事業主等と相互に連携し、一体となった取り組みを推進します。

○連携の深化

- ・子育て支援推進本部事務局が核となり、府内各部局、国、市町村、県民などとの連携の深化を図ります。

○当事者意見の反映

- ・こども基本法第11条の規定に従い、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じます。

第7 用語の定義

○計画の対象

- ・この計画の対象となるのは、こども基本法において定義される「心身の発達の過程にある者」としての「こども」であり、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていくように支えていきます。

○表記について

- ・この計画では、原則として平仮名表記の「こども」を用いますが、法令に根拠がある語を用いる場合（例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」）、固有名詞を用いる場合（例：既存の予算事業名や組織名）、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合（例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル）については、各基準に従った表記を使用します。
- ・また「乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）」、「学童期（小学生年代）」、「思春期（中学生年代から概ね18歳まで）」、「青年期（概ね18歳以降から概ね30歳未満）」、「ポスト青年期（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けていれる者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者）」として分けた場合の「思春期」、「青年期」、施策によっては「ポスト青年期」の者を「若者」とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが「思春期」、「青年期」が対象に入ることを明記したい場合には、「こども・若者」という表記を用いることがあります。

○子どもの権利

- ・「権利」とは、だれもが生まれながらに持っていて、義務と引き換えに与えられるものではなく、また、何かをしないと取り上げられるものでもありません。
- ・子どもは大人と同じ権利に加え、子ども特有の権利として、成長するために必要なものが与えられる権利と、子どもにとって悪いことから守られる権利があります。
- ・「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」では、次の4つを、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に必要な原則としています。

差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

引用：公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページ

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

第1 こどもの権利に関する状況

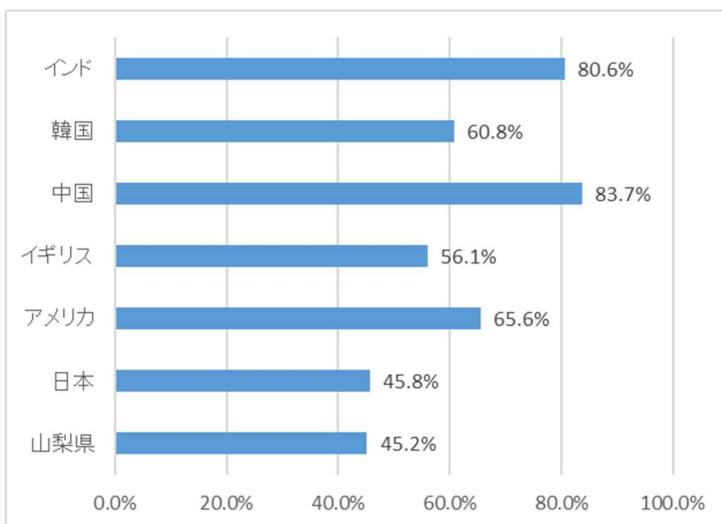
1. 意見の尊重

日本財団の「18歳意識調査」において「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」と思う割合（同意もしくはどちらかと言えば同意）が日本は他国に比べて低いという結果が出ています。

また、日本財団の調査とは単純比較できないものの、令和6年度に県が実施した「山梨県こども・若者の意識調査」では「自分の意見や行動で地域や社会を変えられる」と思う割合（思うもしくはどちらかと言ふと思う）は45.2%、「こどもに関わる政策に関して自分たちの意見を聞いてもらっていると思うか」という問い合わせに対する肯定的な意見（思うもしくはどちらかと言ふと思う）は41.9%でした。

この2つのクロス集計を行うと、「自分たちの意見を聞いてもらっている」と思っており、かつ「自分の意見や行動で地域や社会を変えられる」と思っている割合は28.2%という状況がありました。

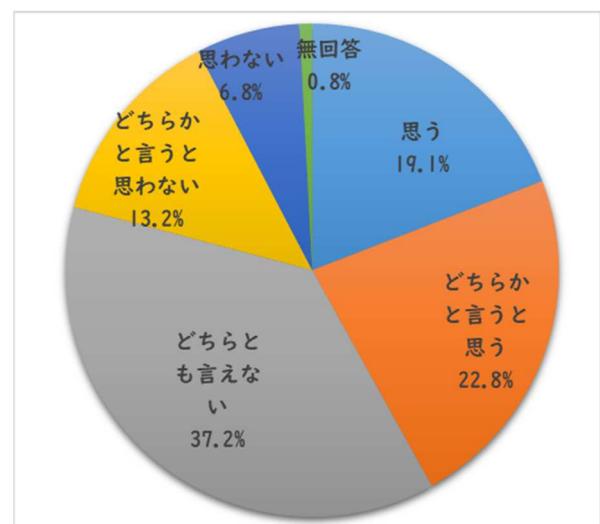
図表 I-1：社会を変えられると思うか



出典：日本財団「18歳意識調査（第62回テーマ）」

県子育て政策課「R6こども・若者の意識調査」

図表 I-2：意見を聞いてもらっているか



出典：県「R6こども・若者の意識調査」

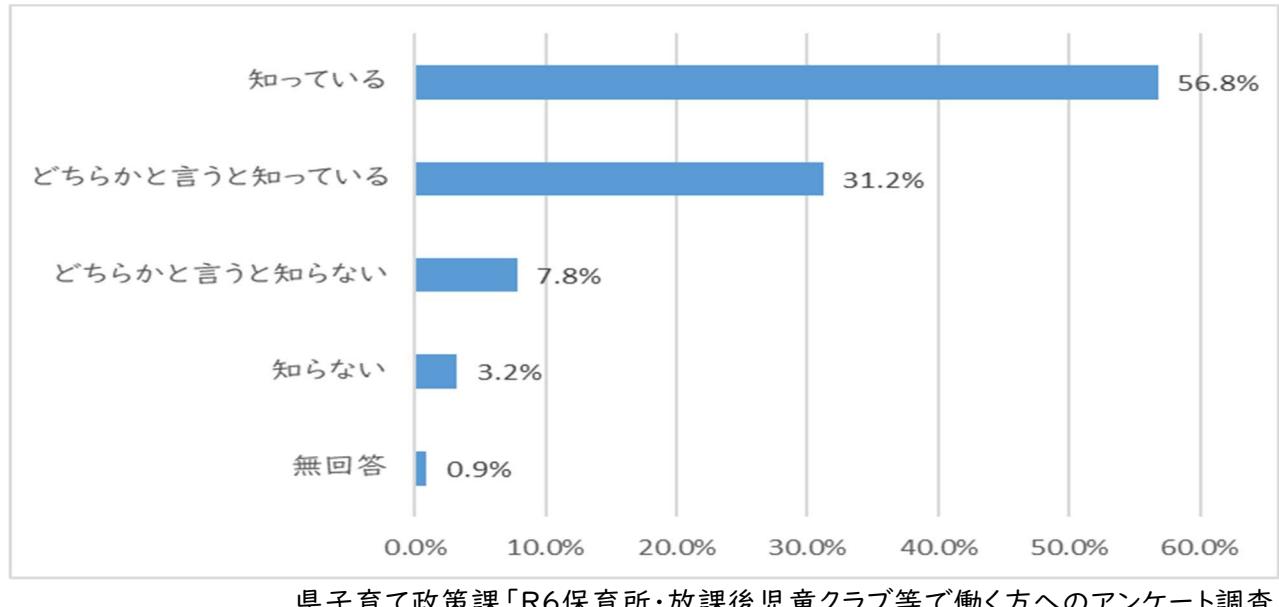
図表 I-3：「意見を聞いてもらっているか」と「社会を変えられると思うか」のクロス集計

		自分の意見や行動で社会を変えられると思う				
		思う	どちらかと言ふと思う	どちらかと言ふと思わない	思わない	無回答
も意見を聞いて聞いいてる	思う	10.4%	5.0%	2.7%	0.9%	0.1%
	どちらかと言ふと思う	2.6%	10.2%	8.8%	1.2%	0.0%
	どちらとも言えない	2.6%	9.7%	19.8%	5.1%	0.0%
	どちらかと言ふと思わない	0.5%	2.4%	7.5%	2.8%	0.0%
	思わない	0.5%	1.0%	1.2%	4.0%	0.0%
	無回答	0.0%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%
総計		16.6%	28.6%	40.2%	14.3%	0.3%
968						

県子育て政策課「R6こども・若者の意識調査」

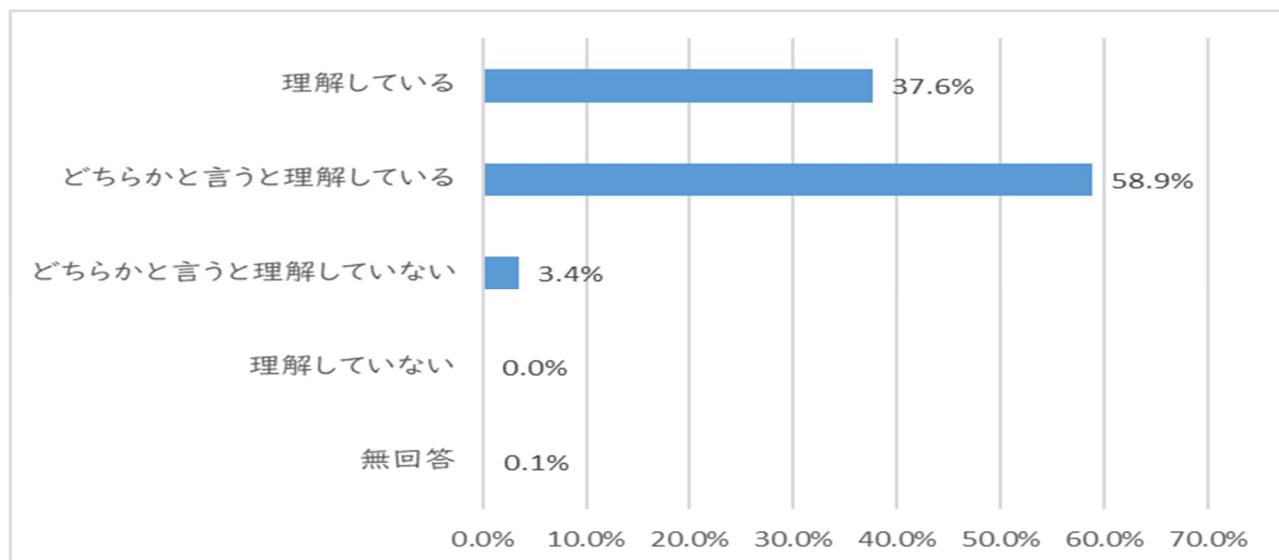
一方で、保育所・放課後児童クラブ等で働く方へのアンケート調査では「こどもは権利の主体であるということについて知っていますか」という設問に「知っている」と回答した割合は56.8%であり、「知っている」もしくは「どちらかと言うと知っている」と回答した方のうちで「こどもは権利の主体であるということについて理解していますか」という設問に「理解している」と回答した割合は37.6%がありました。

図表 I-4：こどもは権利の主体であるということについて知っているか



県子育て政策課「R6保育所・放課後児童クラブ等で働く方へのアンケート調査」

図表 I-5：こどもは権利の主体であるということについて理解しているか



県子育て政策課「R6保育所・放課後児童クラブ等で働く方へのアンケート調査」

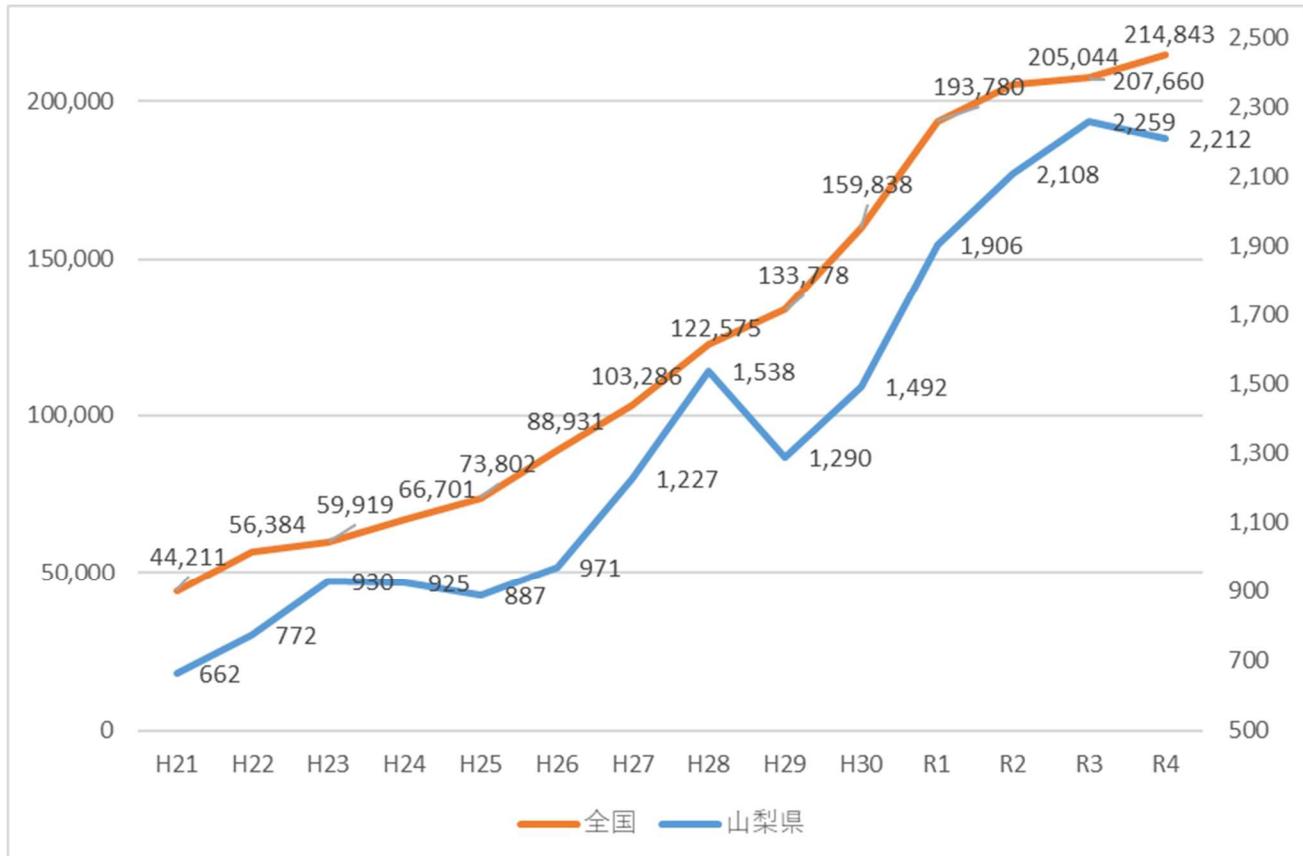
2. 幸せに育つ権利

児童虐待相談対応件数は、山梨県においては令和4年度に若干減少しているものの、全体としては増加傾向にあります。

児童虐待は、子どもの生命に関わる問題であると同時に、本来最も安心できるはずだった場所、本来最も愛してくれるはずだった保護者・養育者との基本的な信頼関係が構築できなくなることで、対人関係における深刻な問題を生じかねない、深刻な子どもに対する権利侵害の問題です。

一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、保護者・養育者が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することが必要です。

図表 I-6：児童虐待相談対応件数（全国・山梨県）



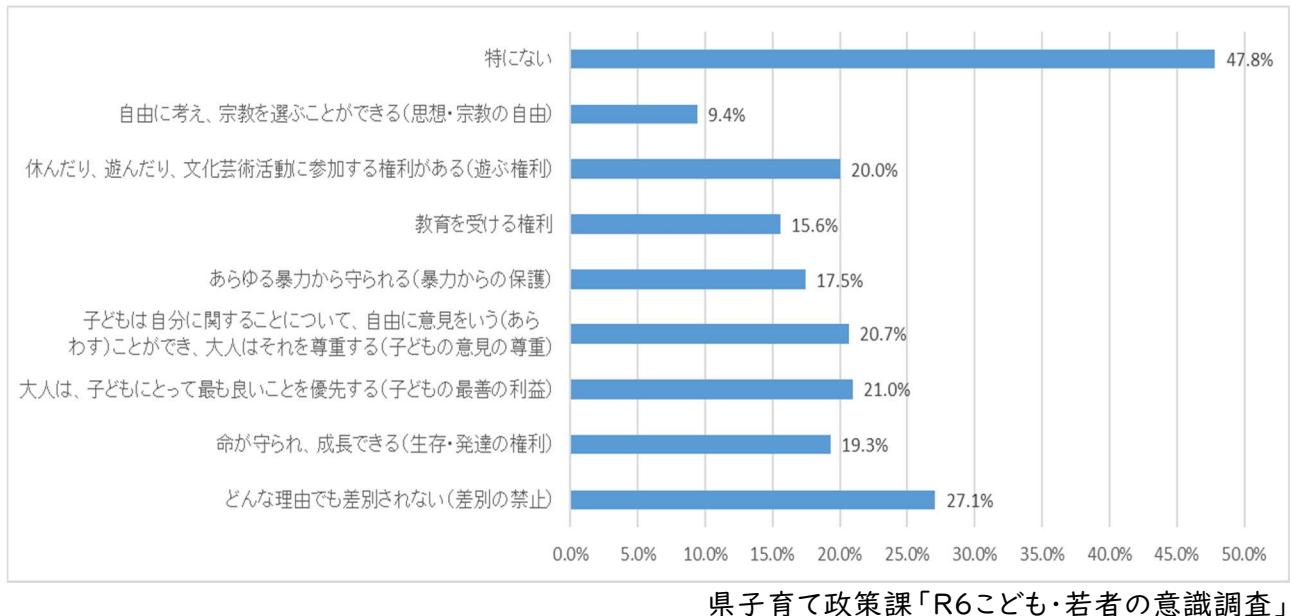
出典:こども家庭庁、県子ども福祉課(全国は児童相談所対応分のみ、県は市町村分含む)

3. 守られていない権利

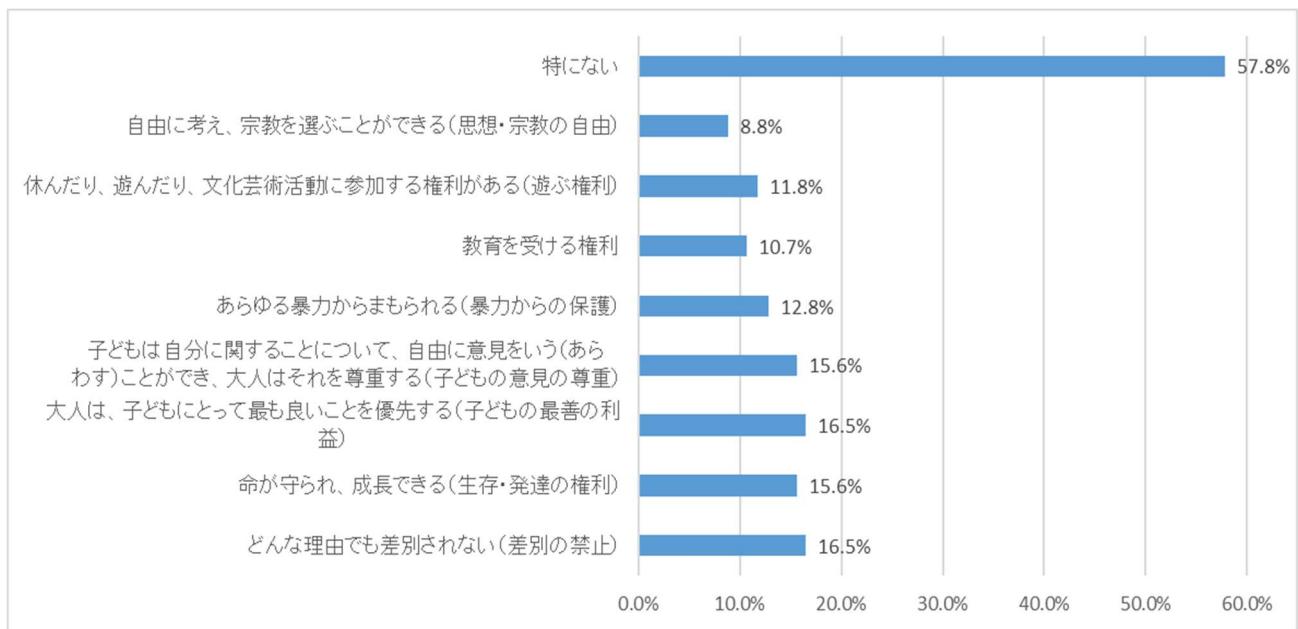
子どもの権利のうちで「自分たちのまわりで守られていないものはあるか」という設問について、こども・若者に対して実施した調査では、「特にない」は47.8%、保育所・放課後児童クラブ等で働く方に対して実施した調査では、「特にない」は57.8%という結果でした。

なお、単純比較できるものではありませんが、保育所・放課後児童クラブ等で働く方へのアンケート調査の結果よりも、こども・若者への調査の結果の方が、全体的に権利が守られていないと感じる割合が高い結果となっていました。

図表 I-7：子どもの権利のうち、あなたのまわりで守られていないものはあるか（子どもの感想）



図表 I-8：子どもの権利のうち、あなたのまわりで守られていないものはあるか（保育者の感想）

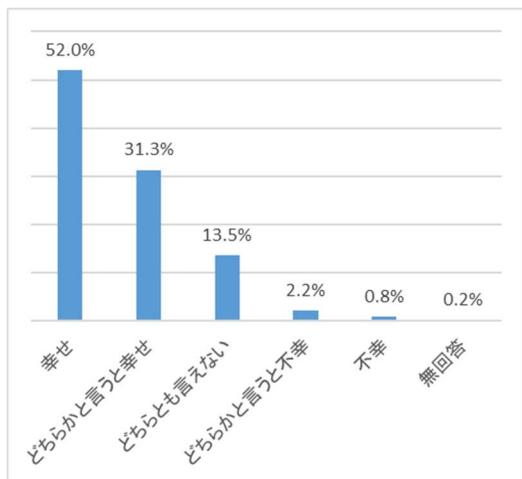


第2 こども・若者、子育て当事者の主観的評価に関する状況

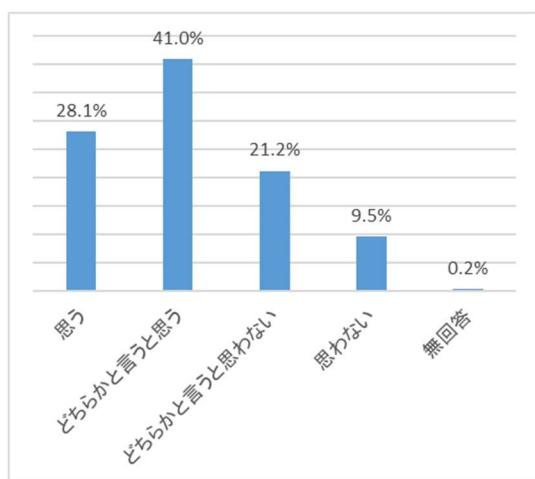
I. こども・若者の主観的評価

令和6年度に実施した「山梨県こども・若者の意識調査」では、自分のことを好きだと思うこども・若者は、そうでない場合よりも幸せだと思う割合が高いという結果がでています。

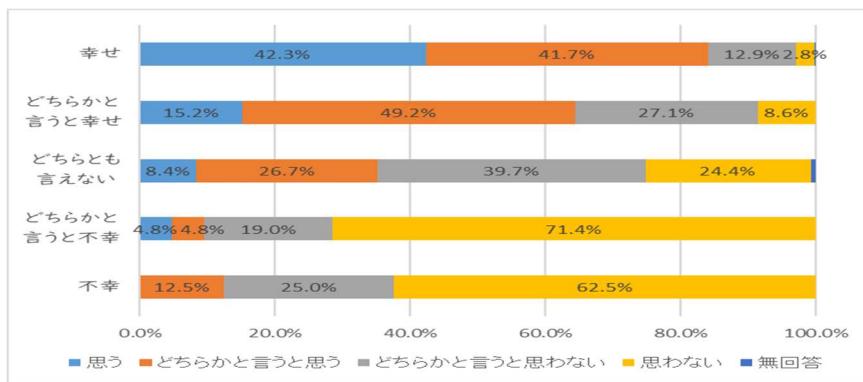
図表 2-1：どのくらい幸せを感じているか



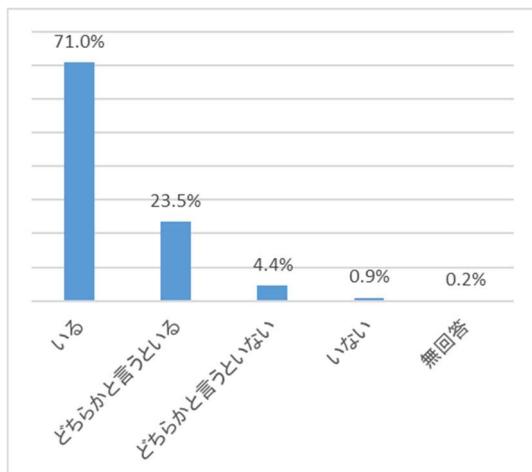
図表 2-2：自分のことを好きだと思うか



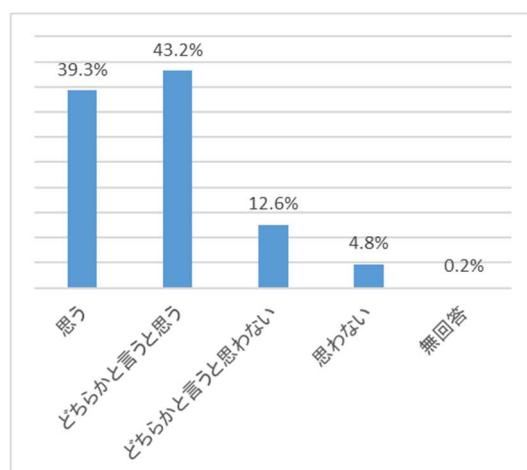
図表 2-3：「どのくらい幸せを感じているか」と「自分のことを好きだと思うか」のクロス集計



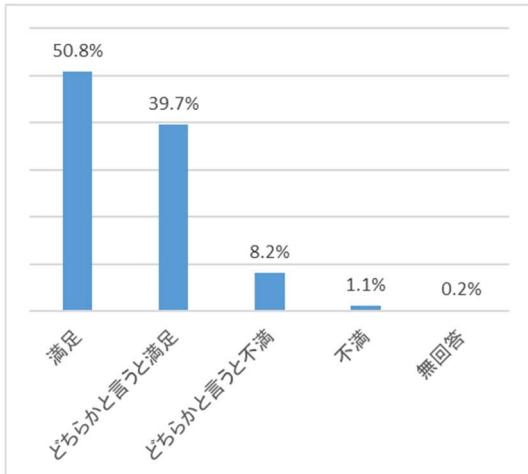
図表 2-4：困った時に安心して頼れる人がいるか



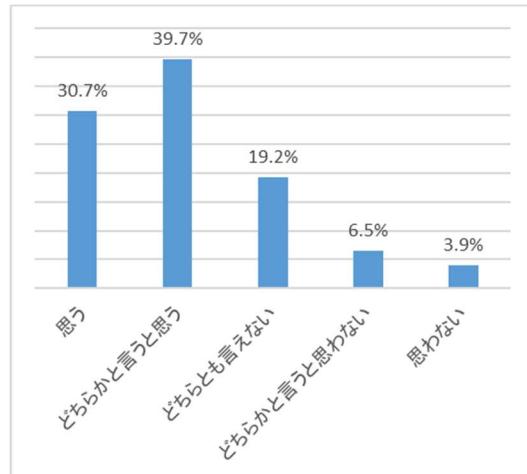
図表 2-5：自分の将来に明るい希望があると思うか



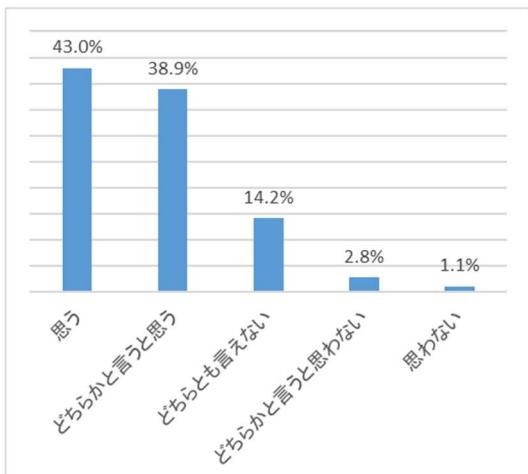
図表 2-6：生活環境に対する満足度



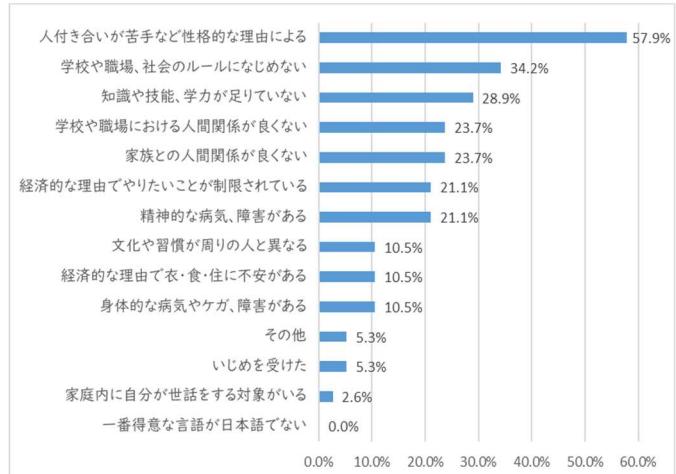
図表 2-7：やりたいことができる環境になっているか



図表 2-8：社会参加を円滑にできているか



図表 2-9：社会生活を円滑に送れない理由



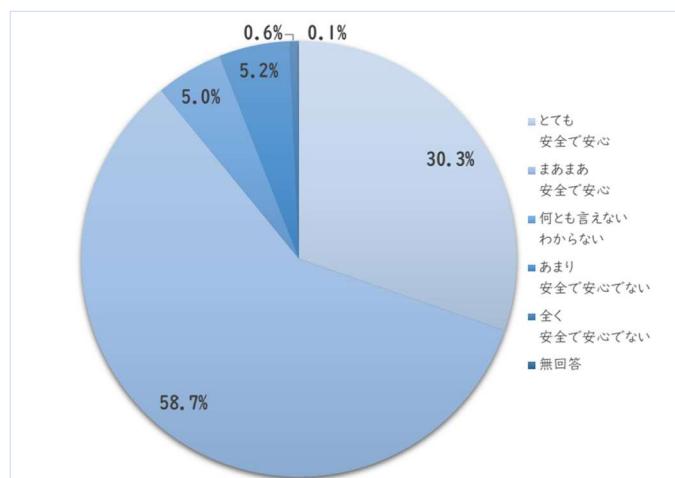
出典：県子育て政策課「山梨県こども・若者の意識調査」

図表 2-10：居場所があると思う割合

	家庭以外の居場所				総計
	ある	どちらとも言えない	ない	総計	
家庭は居場所	思う	78.2%	9.7%	5.6%	93.5%
	思わない	3.8%	0.7%	1.7%	6.2%
	無回答	0.2%	0.0%	0.1%	0.3%
	総計	82.2%	10.4%	7.3%	100.0%

出典：「山梨県こども・若者の意識調査」

図表 2-11：安全・安心な地域だと思う割合



出典：「R5 こども計画策定のためのアンケート調査」

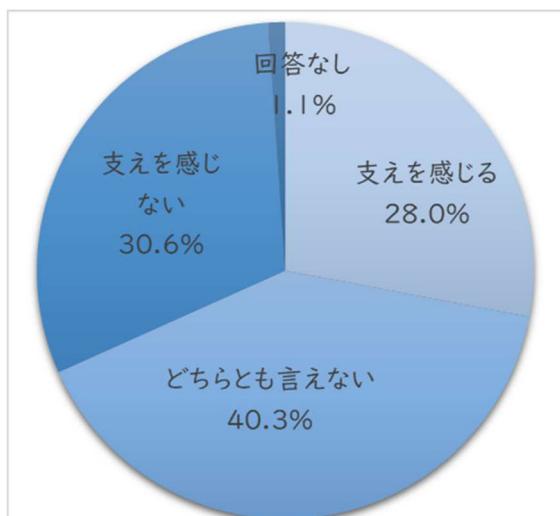
2. 子育て当事者の子育てに関する主観的評価

令和5年度に県が山梨県こども計画策定のために実施したアンケート調査の結果によると、「子育ての中で感じる楽しさ」を感じる割合が72.5%となっている一方で、「子育ての中で感じる辛さ」を感じる割合も33.3%となっています。

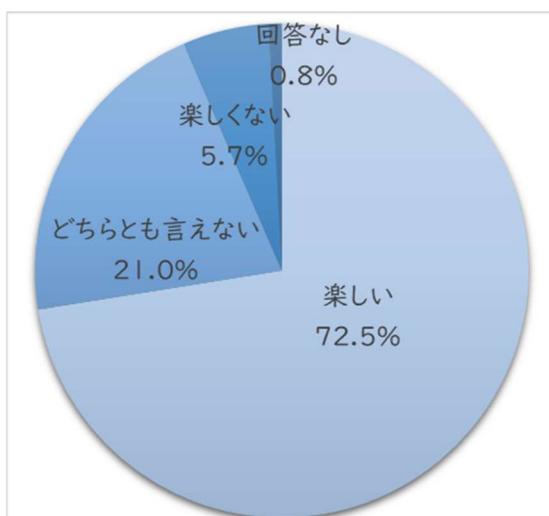
また「子育てについて社会全体から支えられている」と感じる割合は28.0%に止まっています。

さらに「子育ての中で感じる楽しさ」と「子育ての中で感じる辛さ」についてクロス集計したところ、全体の3.4%が辛くて、楽しくないと感じているという結果になりました。

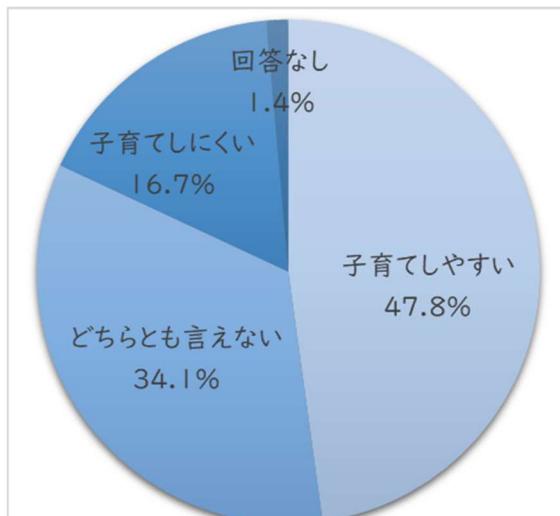
図表 2-12：社会からの支えを感じるか



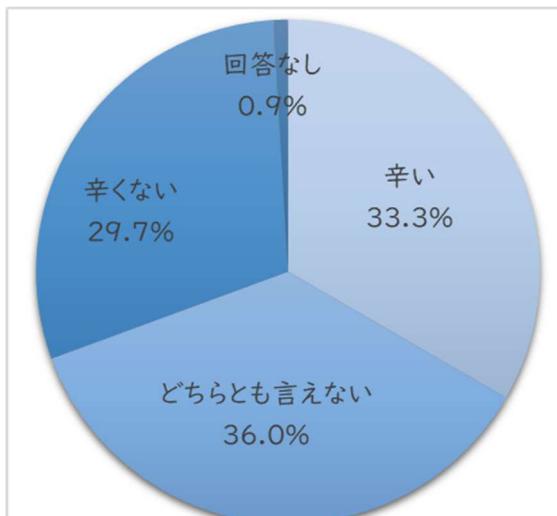
図表 2-13：子育ての中で感じる楽しさの評価



図表 2-14：子育てしやすい地域か



図表 2-15：子育ての中で感じる辛さの評価



図表 2-16：「子育ての中で感じる楽しさ」と「子育ての中で感じる辛さ」のクロス集計

	楽しい	どちらでもない	楽しくない	回答なし
辛くない	26.3%	1.8%	1.5%	0.0%
どちらでもない	22.8%	12.4%	0.8%	0.0%
辛い	23.0%	6.8%	3.4%	0.2%
回答なし	0.3%	0.1%	0.0%	0.5%

出典：県子育て政策課「山梨県子ども計画策定に係るアンケート調査報告書」

※それぞれ1～4点を低評価、5～6点を中間評価、7～10点を高評価として加工

第3 少子化と人口減少に関する状況

I. 人口推移

少子化の進行とそれに伴う人口減少は、社会経済全般にわたり、様々な影響を及ぼすことが想定されます。

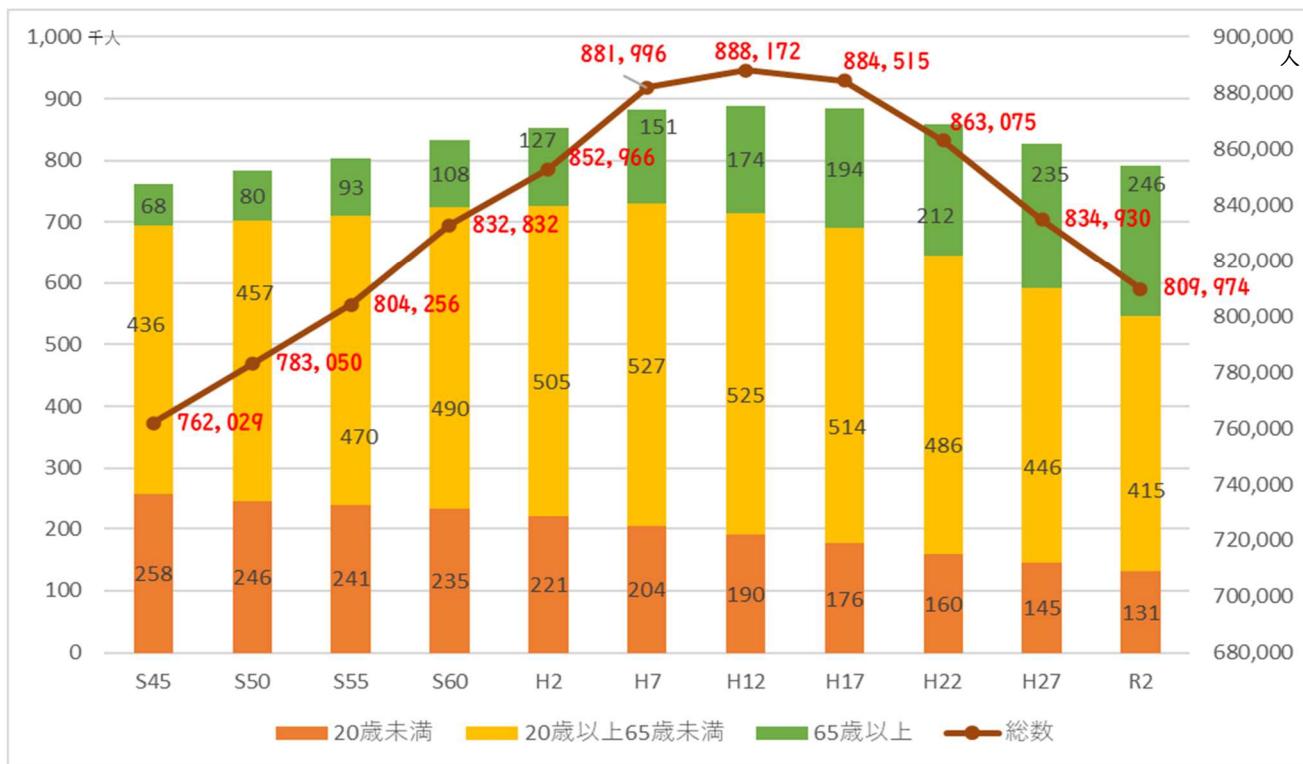
まず、こどもや家族への影響として、地域における子どもの減少による子ども同士、特に幅広い年齢の子ども同士の交流の減少により、社会性を育みながら成長していく機会が減少していきます。世帯の人数も減少し、単身者や子どものいない世帯が増加するなど、家族の形態が変容することから、家族の支え合う機能の低下が懸念されます。

また、地域社会への影響として、少子化の進行により、高齢化に拍車がかかり、地域の防犯や消防などの自主的な住民活動をはじめとする地域のコミュニティ機能の弱体化が懸念されます。高齢化は、地域活動を支える世代の減少にもつながり、田畠や森林の管理、伝統行事や地域文化の継承が次第に困難になっていきます。

さらに、経済社会への影響として、少子化の進行により、労働力人口の減少と高齢化が進み、投資の抑制、消費の停滞などが生じ、経済成長を鈍化させる恐れがあります。少子・高齢化の進行により、年金、医療、福祉等の社会保障における支え手が減少する一方で、支えられる側の高齢者は増加します。このため、現役世代の負担の増大など、今後の社会保障制度の維持・運営が大きな課題となっています。

本県の人口の推移をみると、昭和45年以降は増加傾向にありましたが、平成12年を境に減少傾向に転じています。

図表3-1：人口の推移（山梨県）



出典：総務省「国勢調査」

2. 出生数

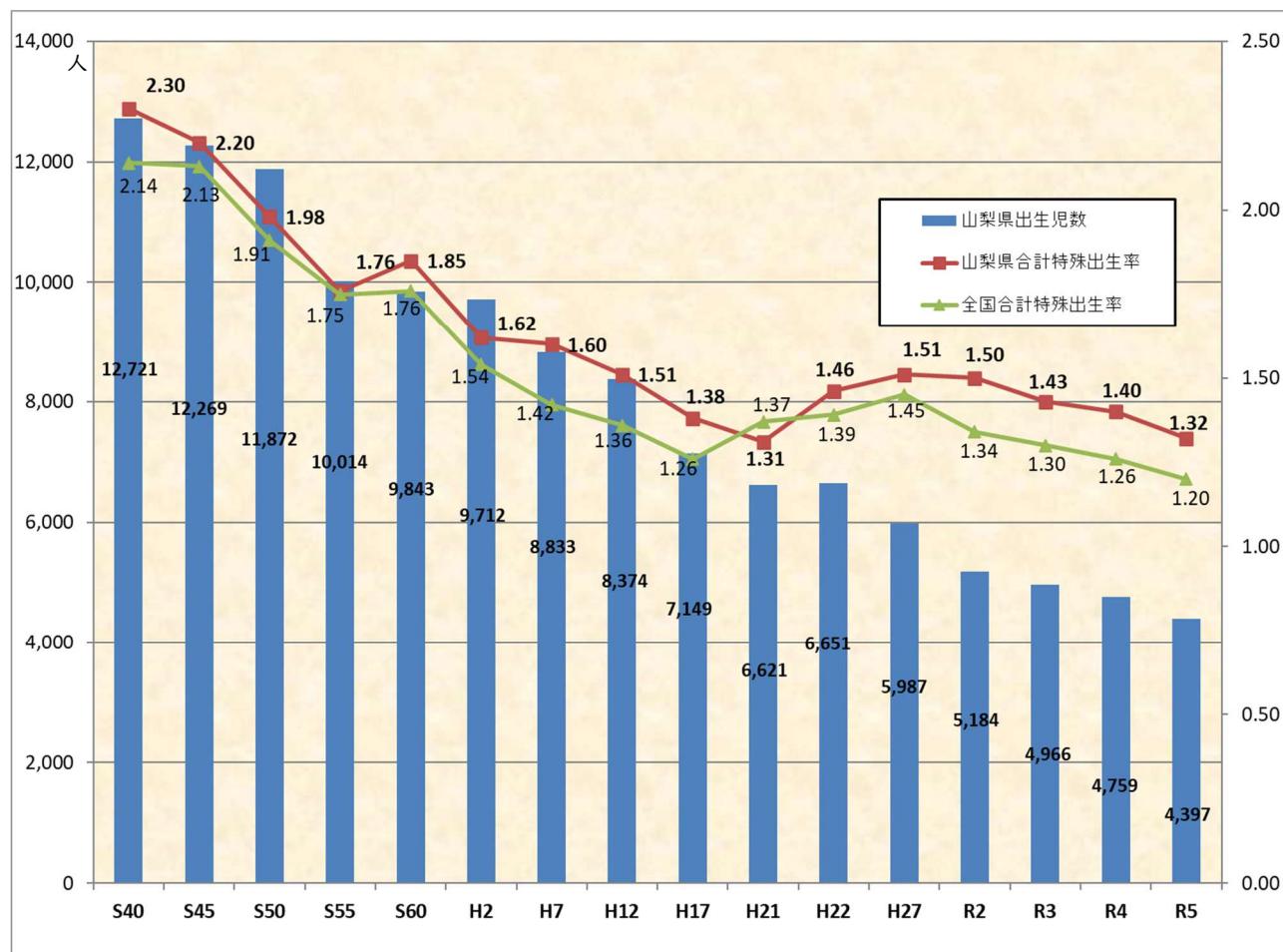
本県の出生数(※1)は、昭和40年以降ずっと減少傾向が続いており、昭和40年に12,721人であった出生数は、令和5年には4,397人となっています。

また、本県の合計特殊出生率(※2)は、昭和40年に2.30でありましたが、平成21年に1.31まで低下し、その後わずかに上昇の兆しをみせましたが、令和3年以降、再び低下に転じ、令和5年には1.32となっています。

※1 出生数:一年間に生まれる子どもの数

※2 合計特殊出生率:15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する

図表3-2：出生数と合計特殊出生率の推移（山梨県）



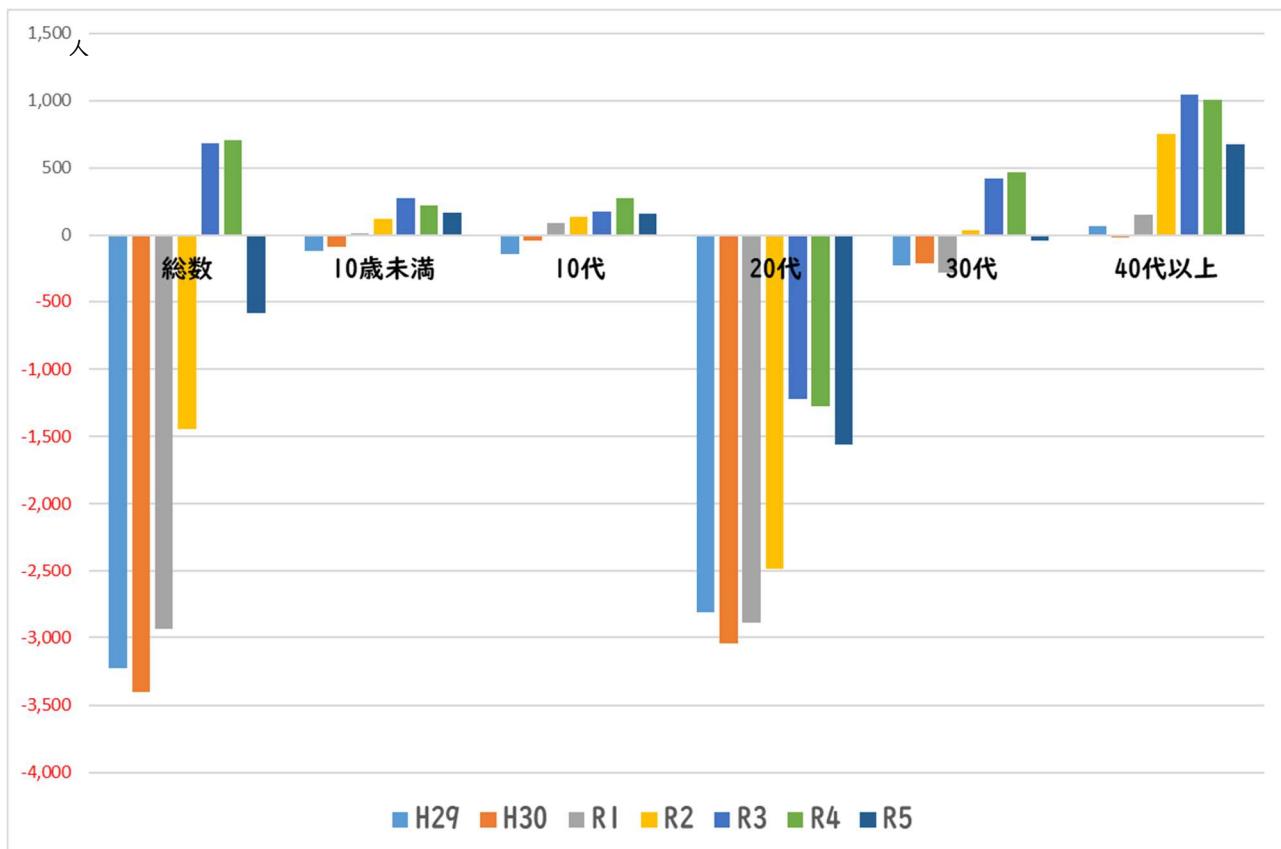
出典:厚生労働省「人口動態統計」

3. 転入・転出

「住民基本台帳人口移動報告」のデータを分析してみると、山梨県においては、20代（20歳から29歳）のタイミングにおいて大きく転出している事がわかります。

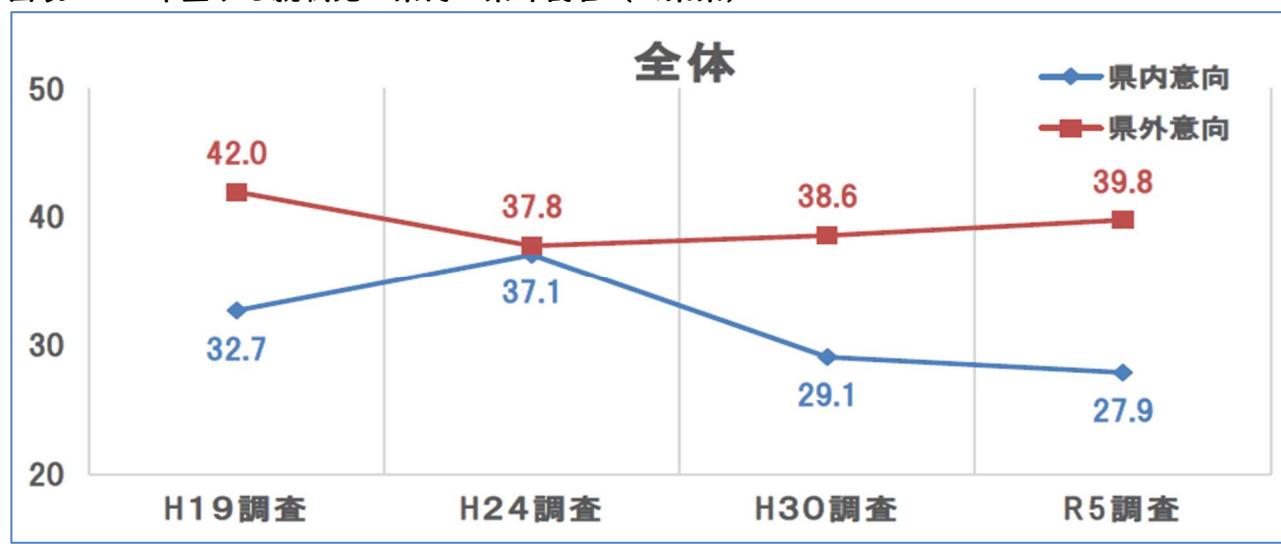
また、「子ども・若者の意識と行動に関する調査」によると、依然として、本県では、就職先は県外を希望する割合が高くなっていることがわかります。

図表 3-3：10歳区分年齢別の転入・転出の状況（山梨県）



出典：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

図表 3-4：希望する就職先の県内・県外割合（山梨県）



出典：県生涯学習課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」

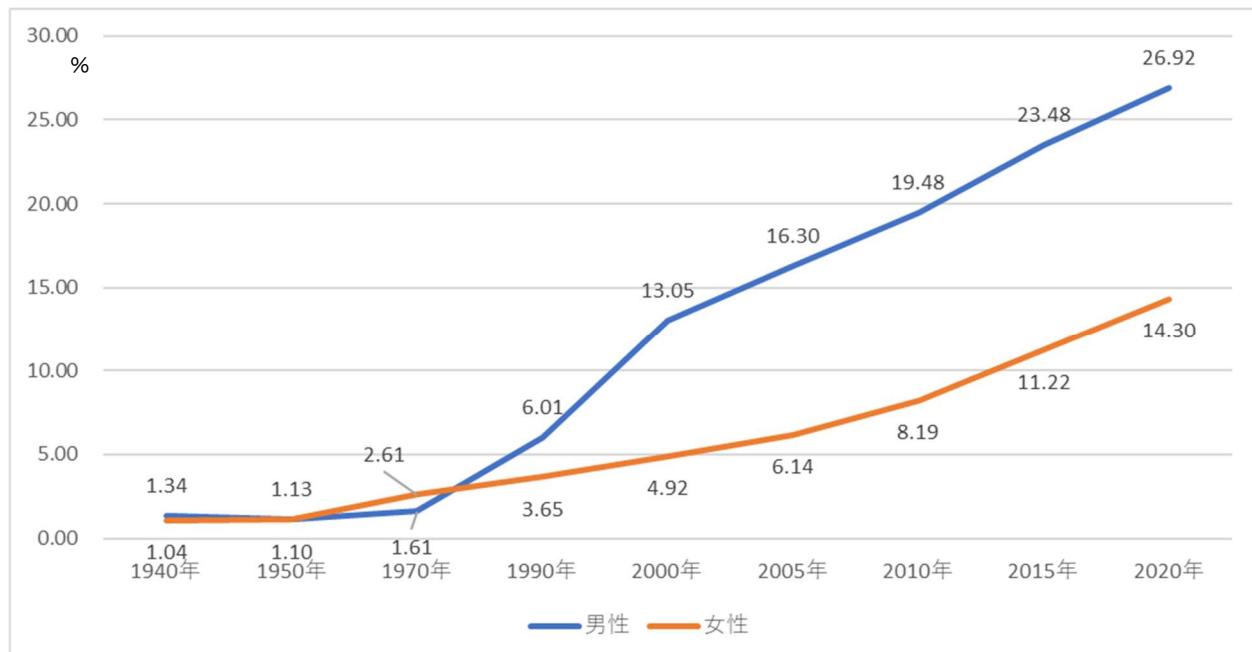
4. 結婚・出産

少子化の要因として、「未婚化・晩婚化の進行」と「夫婦の平均出生児数の減少」が指摘されています。また、本県では、こどもを産む世代の人口が減少傾向にあることなども挙げられます。

本県における生涯未婚率(50歳時の未婚率)は、男女ともに上昇傾向にあり、令和2年時点で、男性が26.92%、女性が14.3%となっています。

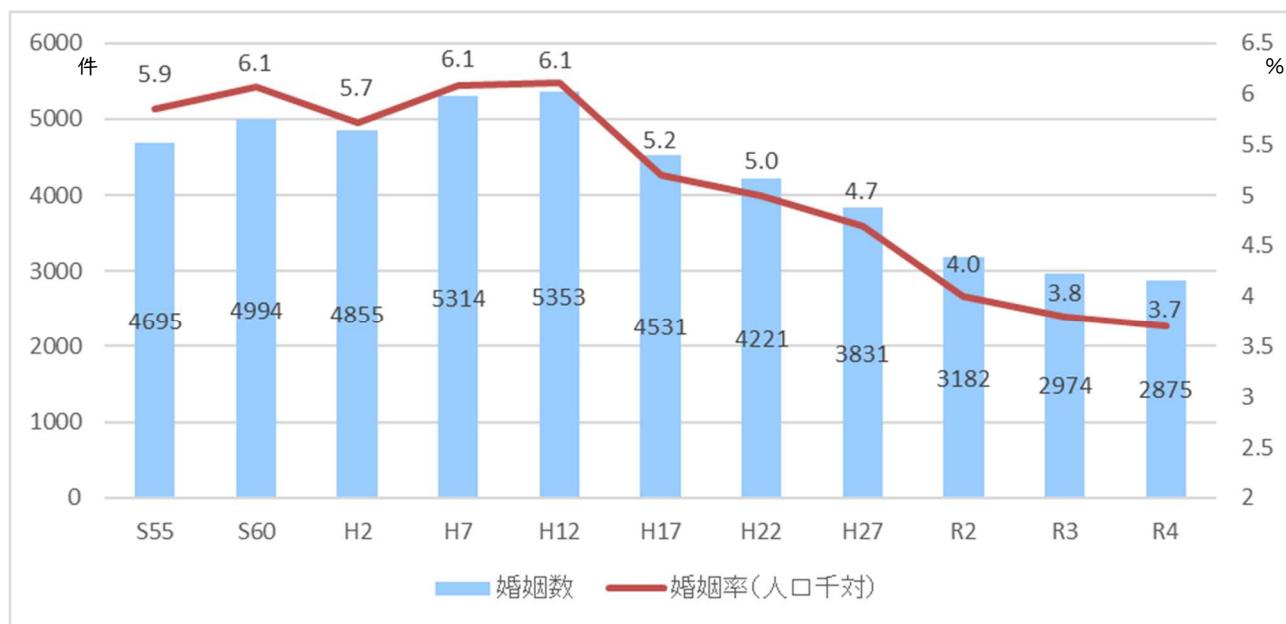
また、婚姻数についても生涯未婚率の上昇と対象年齢人口の減少などの影響により、令和4年時点で2,875件まで減少しています。

図表3-5：生涯未婚率（山梨県）



出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

図表3-6：婚姻数と婚姻率の推移（山梨県）

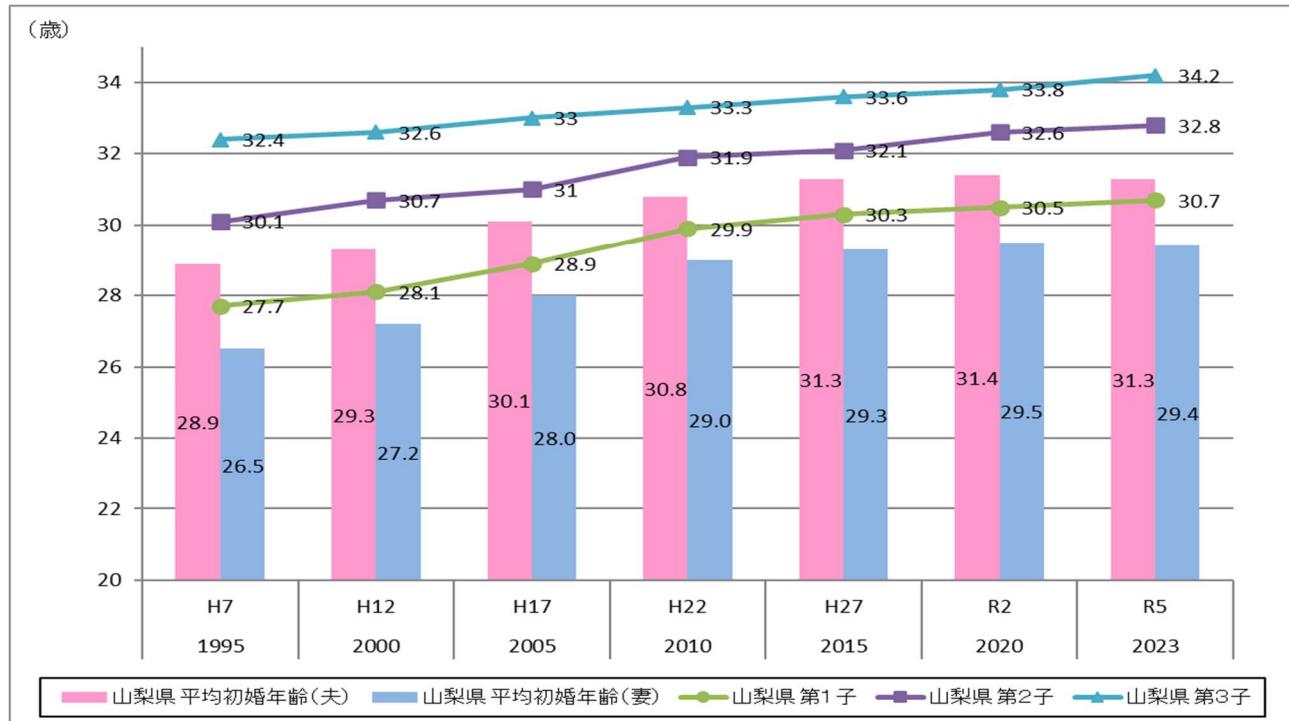


出典：厚生労働省「人口動態統計」

山梨県内における平均初婚年齢は、平成7年調査の結果と比較すると、夫、妻ともに3歳程度高くなっていますが、平成22年頃からは夫が31歳、妻が29歳程度に落ちています。

一方で、母親の出生時平均年齢については、第3子までのいずれの出生順位でも上昇傾向が続いています。

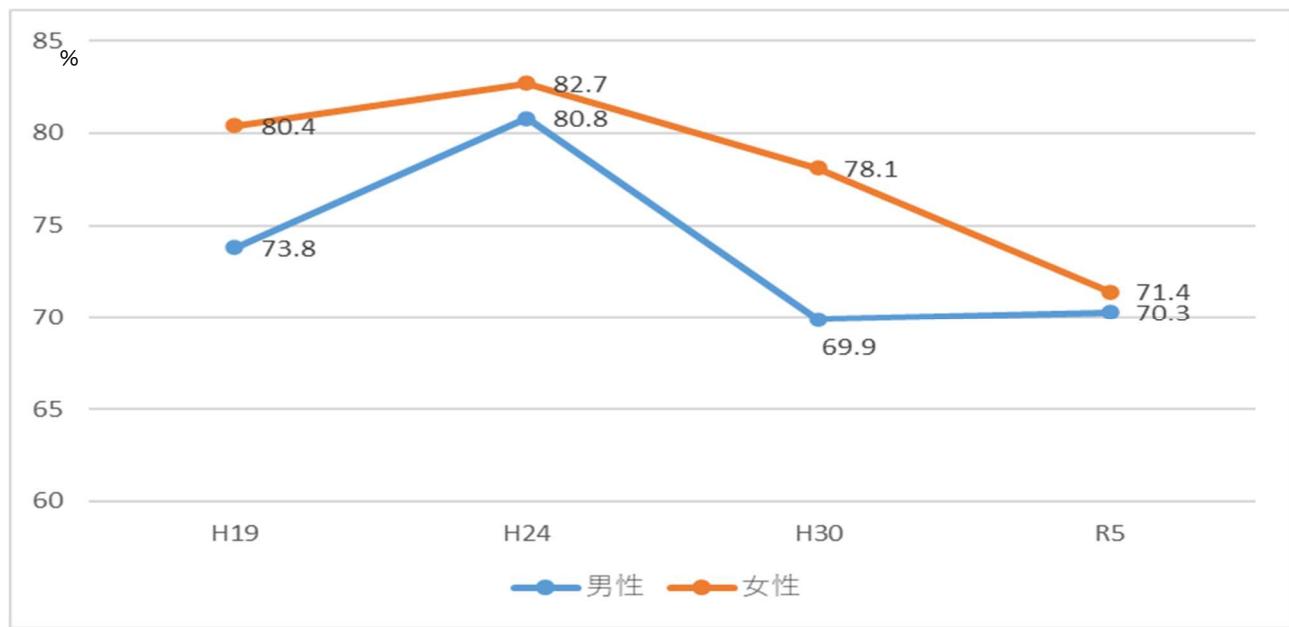
図表3-7：平均初婚年齢・母親の出産時平均年齢の推移（山梨県）



出典：厚生労働省「人口動態統計」

また、12歳から30歳までの方を対象として行った「子ども・若者の意識と行動に関する調査」によると、将来の結婚に対する希望は、結婚したいと考える男性が70.3%、女性が71.4%であり、男女ともに過去調査に比べて低下しています。

図表3-8：将来、結婚したいか（山梨県）

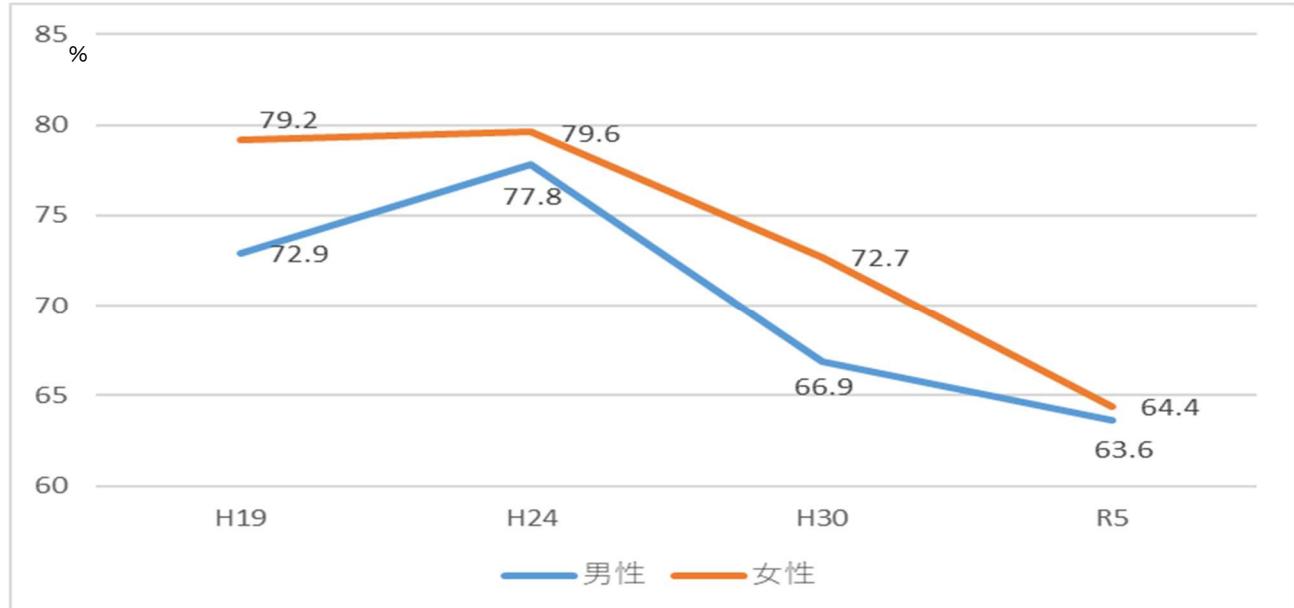


出典：県生涯学習課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」

また同調査では、将来、こどもを持つことに対する希望についても、ほしいと考える男性が63.6%、女性が64.4%となっており、男女ともに過去調査と比べ、希望する割合が低下しています。

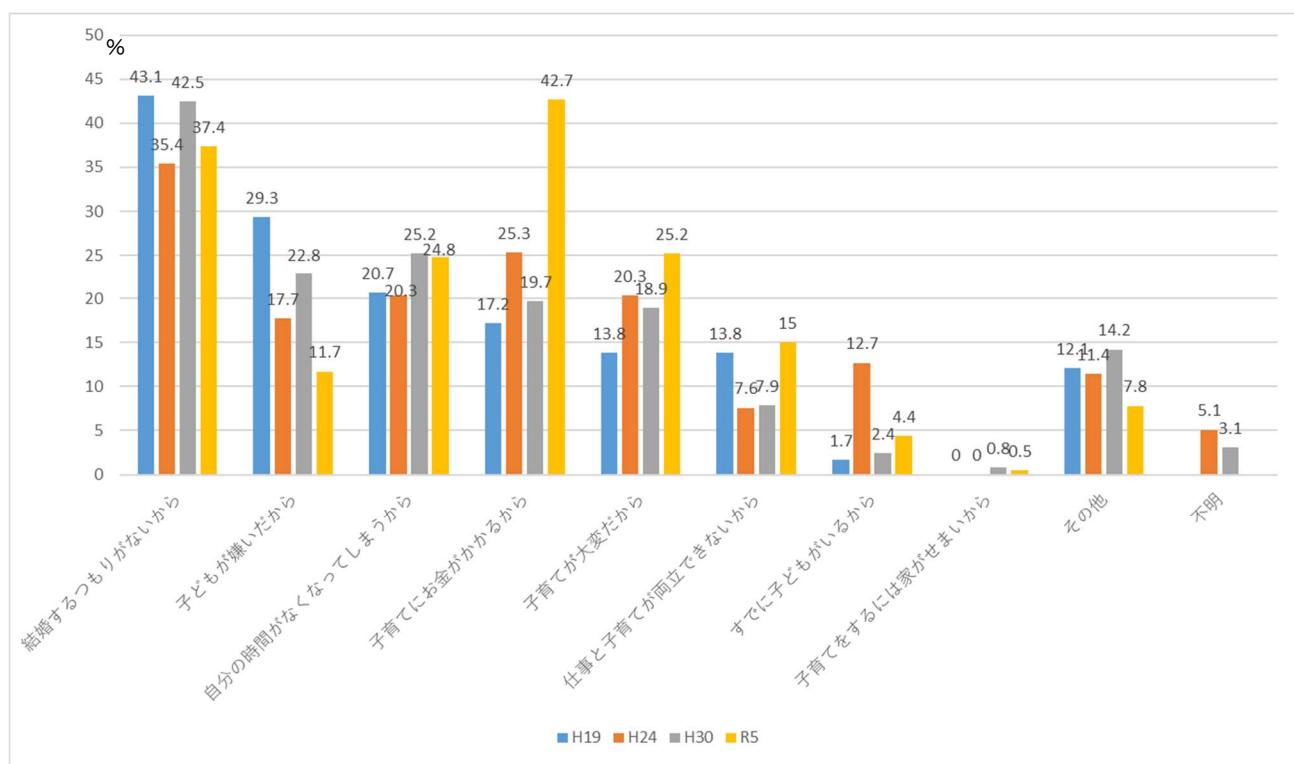
なお、こどもがほしくない理由としては、「結婚するつもりがないから」という理由が多いが、令和5年調査では、「子育てにお金がかかるから」という理由がトップとなっています。

図表3-9：将来、こどもがほしいか（山梨県）



出典：県生涯学習課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」

図表3-10：将来、こどもがほしくない理由（山梨県）

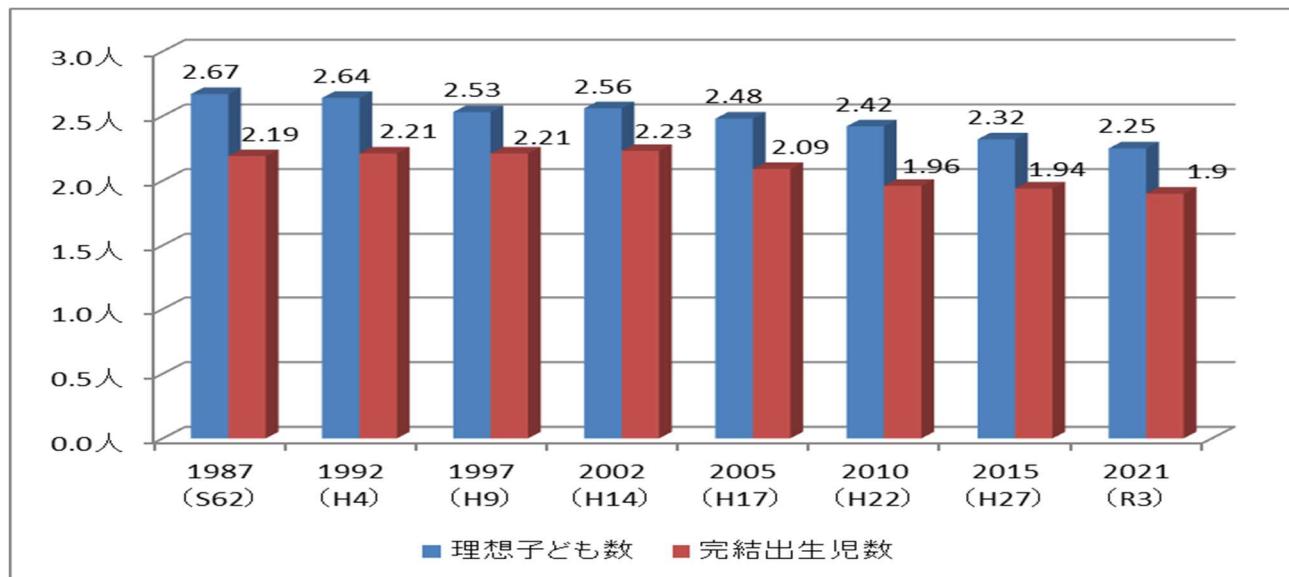


出典：県生涯学習課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」

国立社会保障・人口問題研究所発表のデータによると、令和3年時点で理想の子ども数は2.25、完結出生児数は1.9となっています。

※完結出生児数：結婚から15～19年の夫婦の平均出生こども数

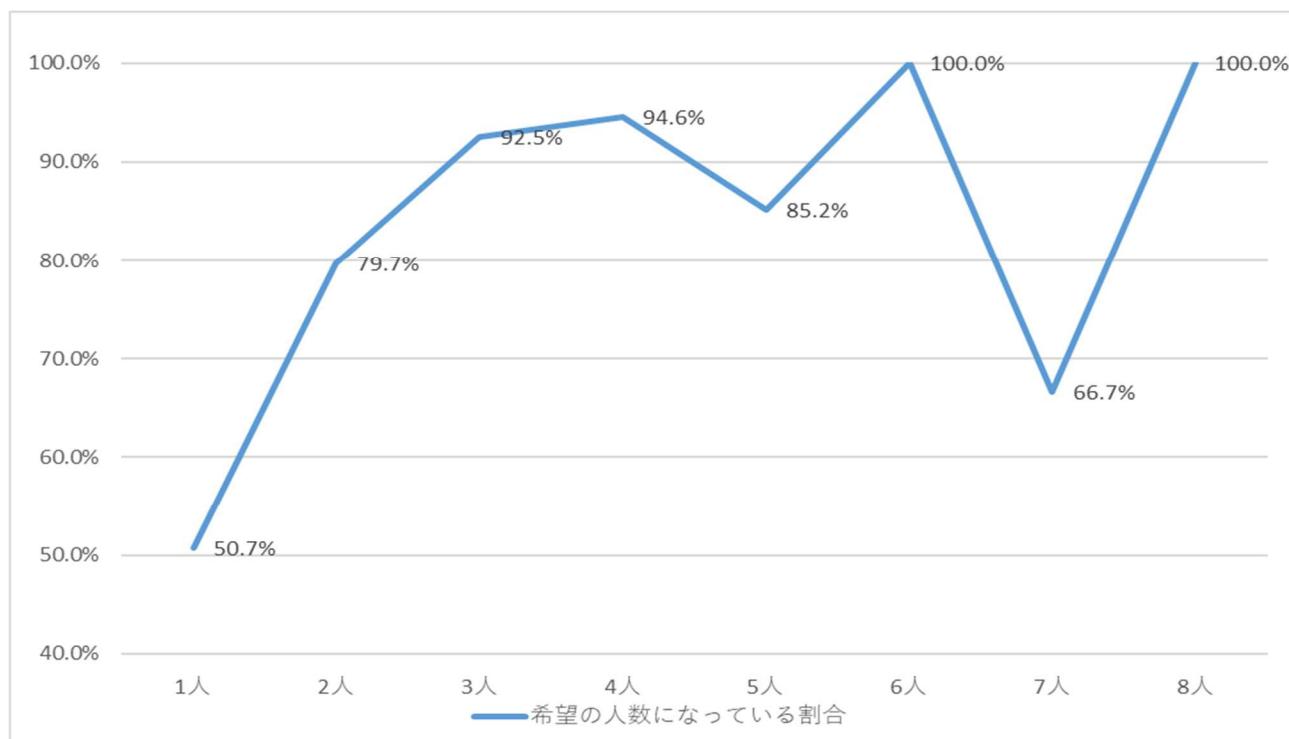
図表3-11：理想の子ども数と完結出生時数（全国）



出典：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

一方で、18歳以下のこどものいる保護者を対象として行った「山梨県子ども計画策定に係るアンケート調査」では、希望の子どもの人数となっていると思う割合は全体の80.0%であり、子どもの人数別に見ると、子どもが4人までは人数が増えるのに従い、希望の人数になっていると思う割合も増えています。

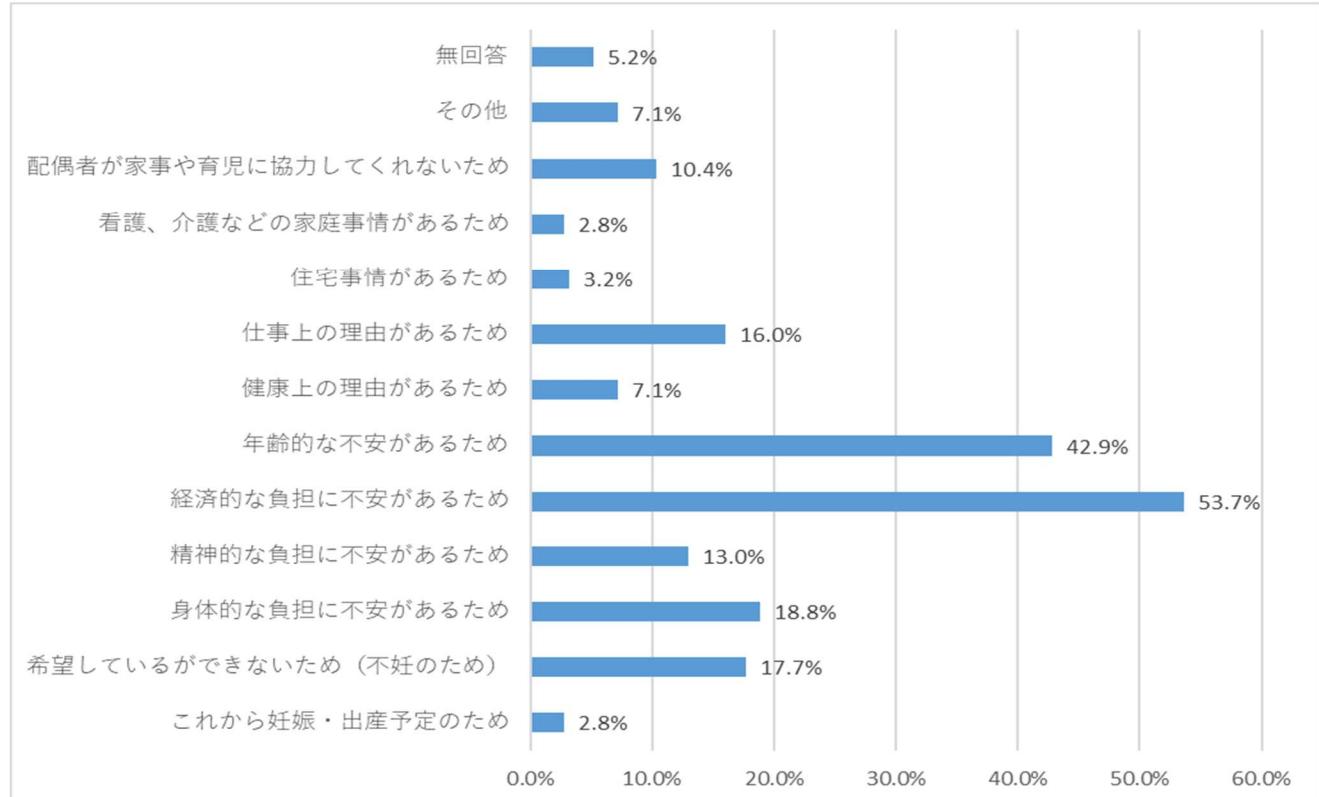
図表3-12：希望の子どもの人数になっていると思う割合（山梨県）



出典：県子育て政策課「R5山梨県子ども計画策定に係るアンケート調査」

希望の子どもの人数になつてない理由としては、「経済的な負担に不安があるため」が53.7%、「年齢的な不安があるため」が42.9%であり、他の理由に比べて大幅に高い結果となっています。

図表3-13：希望の子どもの人数になつてない理由（山梨県）

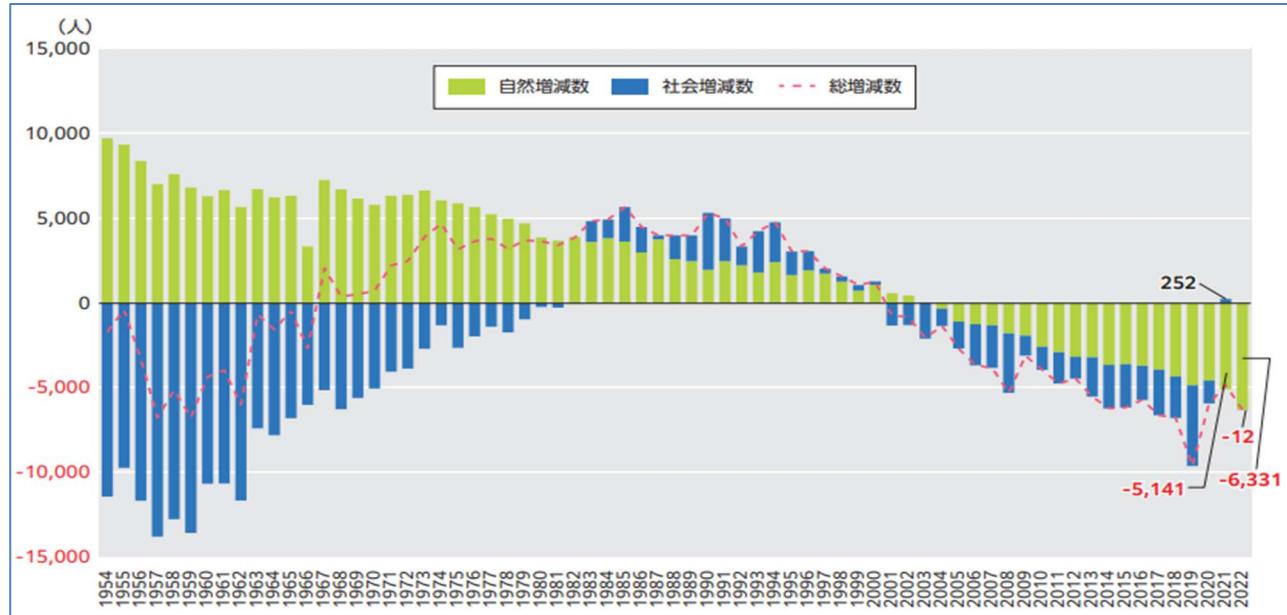


出典：県子育て政策課「R5山梨県子ども計画策定に係るアンケート調査」

5. 人口の将来展望

本県人口の社会増減の数（転入者数－転出者数）は令和3年に252人となり、21年ぶりに社会増に転じましたが、令和4年は-12人の社会減となっています。また、自然増減の数（出生数－死亡数）は-6,331人で、平成16年以降、自然減の傾向が続いています。

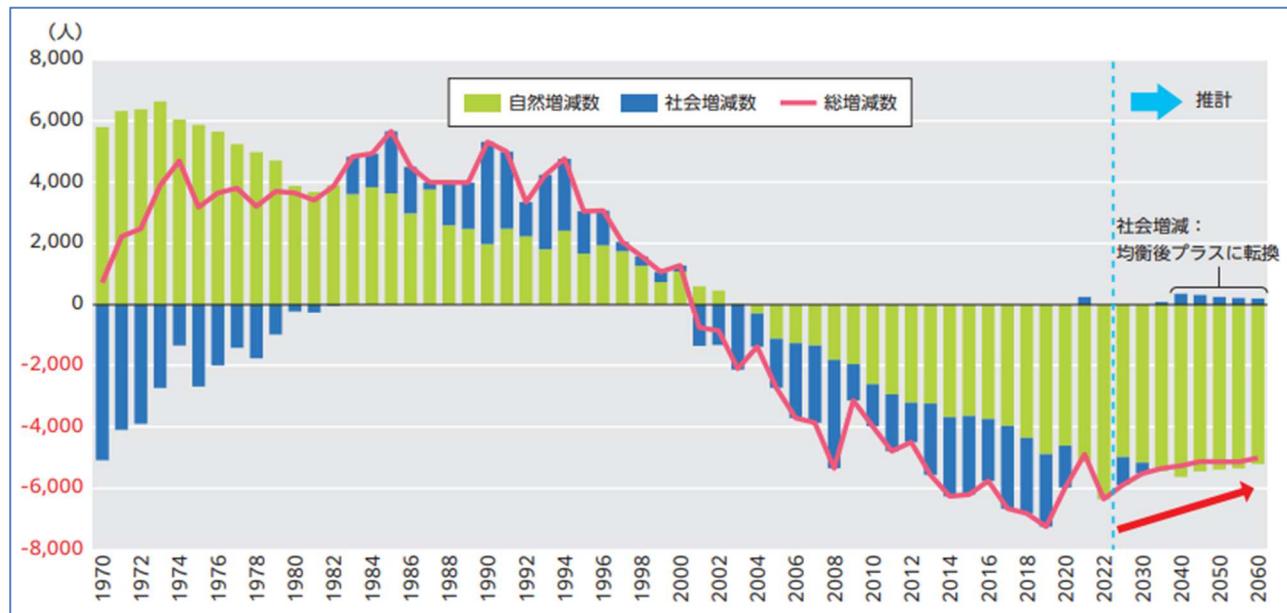
図表3-14：社会増減数・自然増減数の推移（山梨県）



出典：山梨県「総合計画 2023 年策定版」※「人口動態統計」(厚生労働省)、「住民基本台帳人口移動報告(日本人)」(総務省)から作成

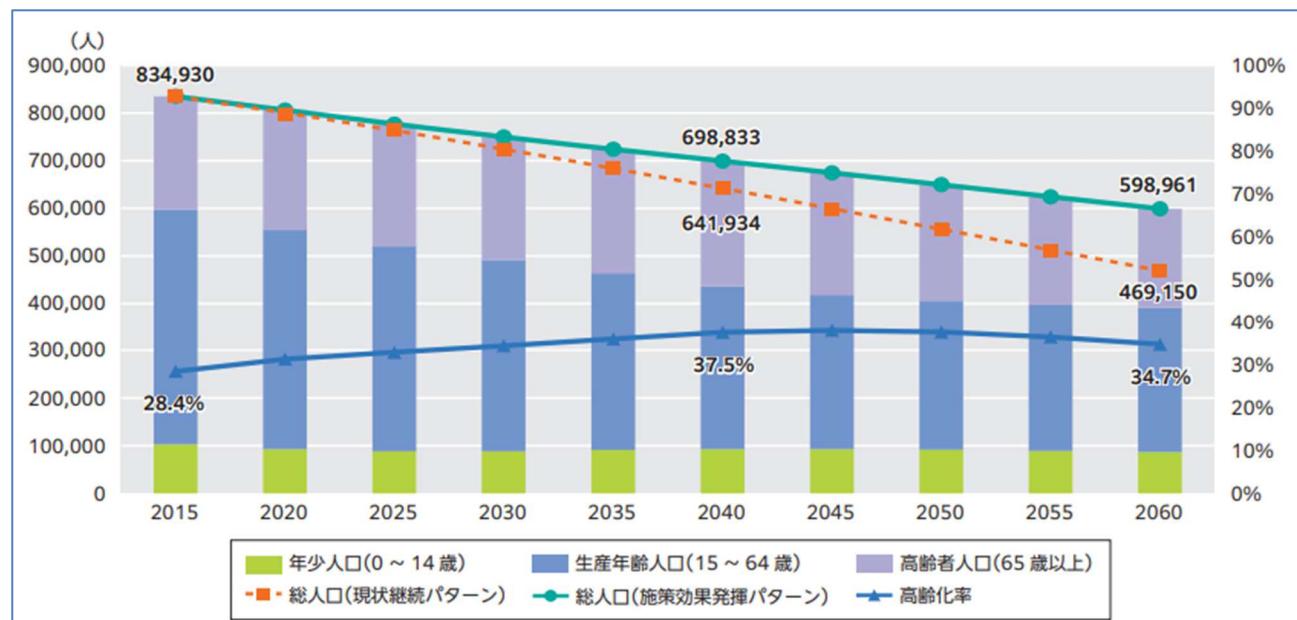
県総合計画では、平成30年の各年齢層の転出超過率と合計特殊出生率が今後も継続した場合には、2060（令和42）年の総人口は46.9万人になると推計されるものの、各種の政策課題への対応効果が発現した場合（県総合計画では「将来展望Ⅱ」としている）には、2060（令和42）年において出生数が5,600人程度確保されており、同年の自然減の規模は5,200人程度になると見込んでいます。

図表3-15：社会増減数・自然増減数の推移（将来展望Ⅱ）（山梨県）



出典：山梨県「総合計画 2023 年策定版」※「人口動態統計」(厚生労働省)、「住民基本台帳人口移動報告(日本人)」(総務省)(2022 年まで)を基に作成

図表3-16：総人口・年齢3区分人口の見込み（山梨県）



出典：山梨県「総合計画 2023 年策定版」※「国勢調査」(総務省)、「地方人口ビジョンの手引き」(内閣府)を基に作成

第4 成育環境に関する状況

I. 母子保健

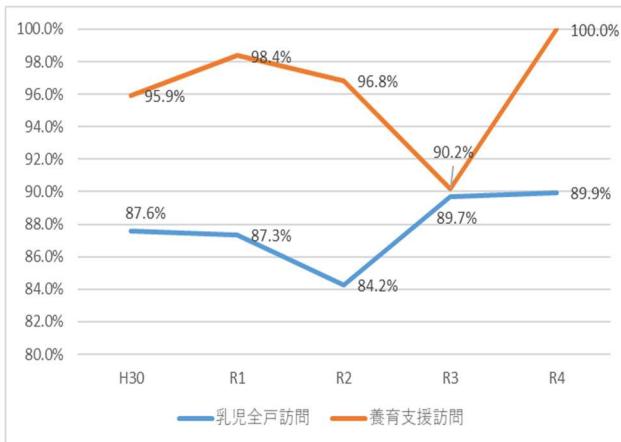
令和4年度の本県のEPDS9点以上の者の割合は、産後2週間時点で12.4%であり、産後1か月時点では7.9%でした。人数にして400人前後の方が産後1か月時点でのうつ病についてフォローが必要という判定となっています。

※EPDS…エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）。10項目の問診に対する回答について回答による点数づけを行い、産後うつに関するフォローの必要性を判断します。

図表 4-1：産後うつのハイリスク者



図表 4-2：乳児全戸訪問、養育支援訪問の状況



図表 4-3：妊娠の届出

	H30	R1	R2	R3	R4
~11週	5,037	5,075	4,831	4,788	4,374
12週～19週	358	354	246	257	261
20週～27週	48	47	40	33	35
28週～出産前	31	26	20	9	20
出産後	21	25	28	3	5
不詳	2	1	0	3	2
合計	5,497	5,528	5,165	5,093	4,697
11週以内の割合	91.6%	91.8%	93.5%	94.0%	93.1%

図表 4-4：虫歯の状況（3歳児健診時）

	H30	R1	R2	R3	R4
受診児数	5,948	5,461	5,944	5,567	5,300
虫歯のない児	4,906	4,569	4,919	4,877	4,702
全て治療してある児	162	126	127	93	71
未処理歯と処置歯のある児	108	109	98	59	55
全く治療していない児	761	645	607	518	421
未受診児	11	12	193	20	51
虫歯の総本数	3,531	2,969	2,822	2,320	1,808
虫歯のない割合	82.5%	83.7%	82.8%	87.6%	88.7%
全く治療していない児	12.8%	11.8%	10.2%	9.3%	7.9%

出典：H30～R4 県母子保健統計

図表 4-5：山梨県の人口動態統計

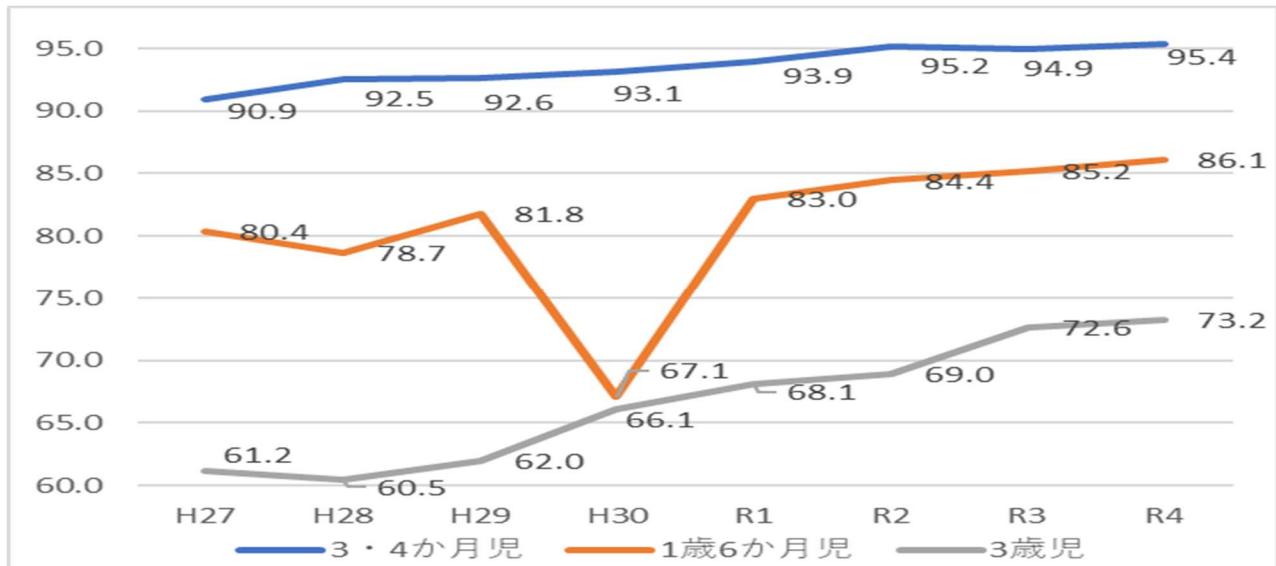
実績年	出生数	(再掲) 2500g 未満	死亡数	(再掲) 乳児(1歳 未満)死亡	(再掲) 新生児(生 後4週未 満)死亡	自然増減	死産数			周産期死亡数			婚姻件数	離婚件数	合計特殊 出生率
							総数	自然死産	人口死産	総数	妊娠満22 週以後の 死産	早期新生 児死亡			
H20年	6,908	738	8,736	10	3 ▲ 1,828	152	75	77	22	20	2	4,392	1,742	1.35	
H21年	6,621	769	8,586	18	11 ▲ 1,965	169	75	94	29	23	6	4,226	1,658	1.31	
H22年	6,651	745	9,268	7	2 ▲ 2,617	161	68	93	28	28	0	4,221	1,693	1.46	
H23年	6,412	629	9,358	9	2 ▲ 2,946	157	76	81	29	27	2	3,922	1,511	1.41	
H24年	6,336	671	9,555	13	4 ▲ 3,219	148	61	87	23	20	3	3,923	1,591	1.43	
H25年	6,198	631	9,441	14	9 ▲ 3,243	129	56	73	26	19	7	3,961	1,473	1.44	
H26年	6,063	616	9,755	11	3 ▲ 3,692	143	55	88	20	18	2	3,723	1,401	1.43	
H27年	5,987	615	9,636	12	4 ▲ 3,649	137	58	79	17	15	2	3,831	1,441	1.51	
H28年	5,819	595	9,565	10	4 ▲ 3,746	101	52	49	15	12	3	3,673	1,369	1.51	
H29年	5,705	557	9,678	11	6 ▲ 3,973	126	52	74	24	19	5	3,610	1,373	1.50	
H30年	5,556	573	9,916	4	2 ▲ 4,360	145	57	88	10	8	2	3,473	1,287	1.53	
R1年	5,193	544	10,083	12	5 ▲ 4,890	93	45	48	18	14	4	3,664	1,356	1.44	
R2年	5,184	553	9,796	11	7 ▲ 4,612	103	66	37	24	17	7	3,182	1,296	1.48	
R3年	4,966	485	10,107	5	3 ▲ 5,141	68	38	30	13	12	1	2,974	1,155	1.43	
R4年	4,759	532	11,090	11	4 ▲ 6,331	81	48	33	15	11	4	2,875	1,128	1.40	
R5年	4,397	478	11,267	9	5 ▲ 6,870	94	50	44	19	15	4	2,763	1,118	1.32	

2. 体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育て

令和3年データで見ると、山梨県では3・4か月児の時点で94.9%の家庭が該当していますが、3歳児時点になると72.6%まで低下してしまっています。

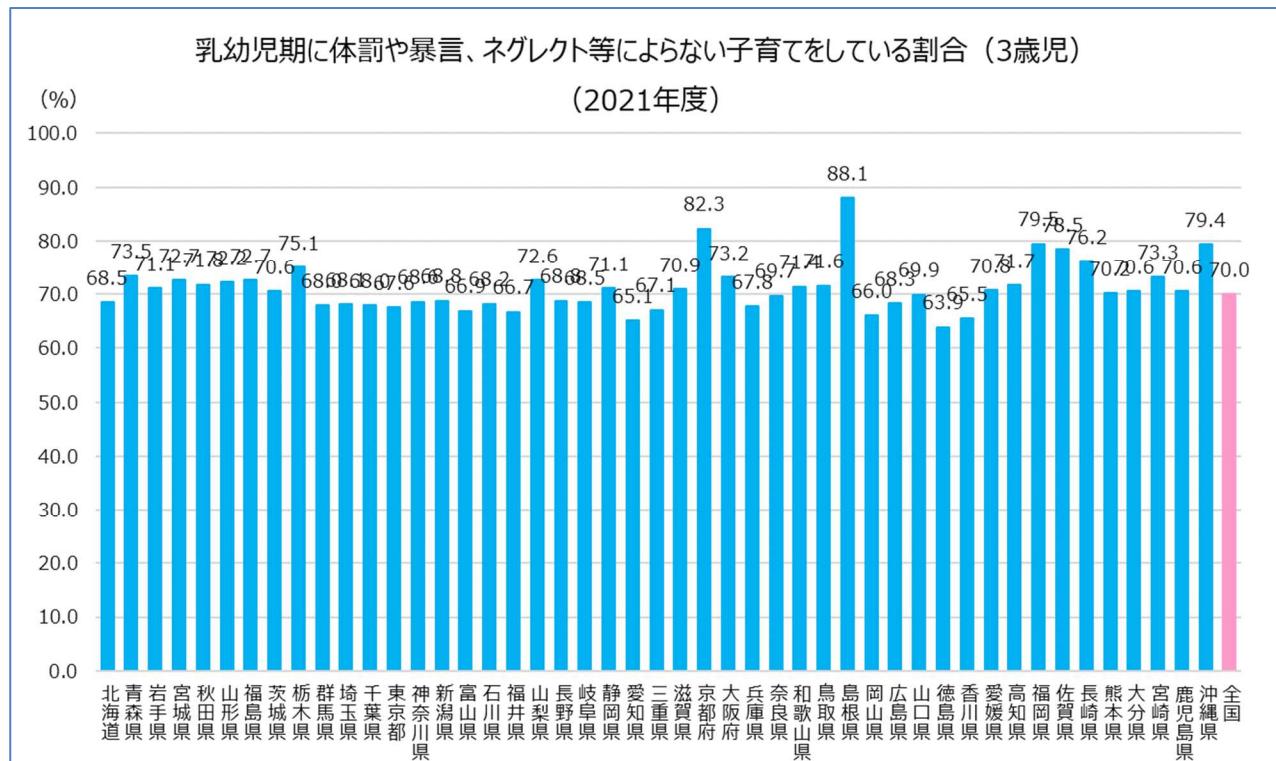
なお、どの都道府県でも子どもの年齢が上がるにつれて割合が低くなる傾向は同じですが、令和3年データですと3歳児時点の最高値は島根県の88.1%となっています。

図表4-6：体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合（山梨県）



出典：成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標モニタリングシステム

図表4-7：体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合（全国）



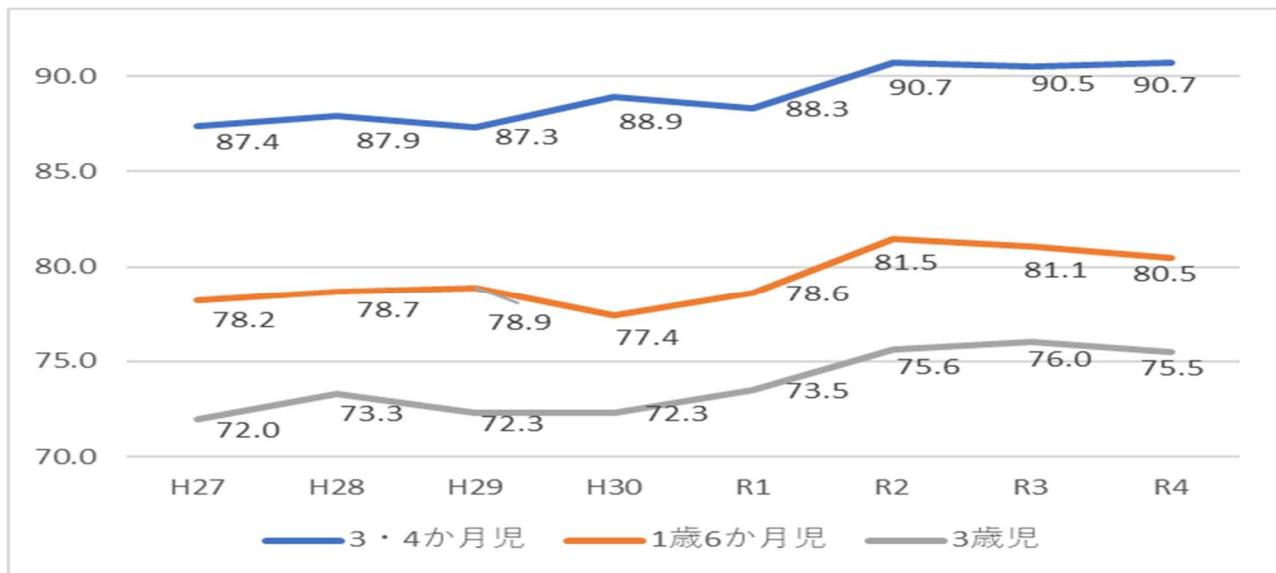
出典：成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標モニタリングシステム

3. ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合

令和3年データで見ると、山梨県では3・4か月児の時点で90.5%が該当していますが、3歳児時点になると76.0%まで低下してしまっています。

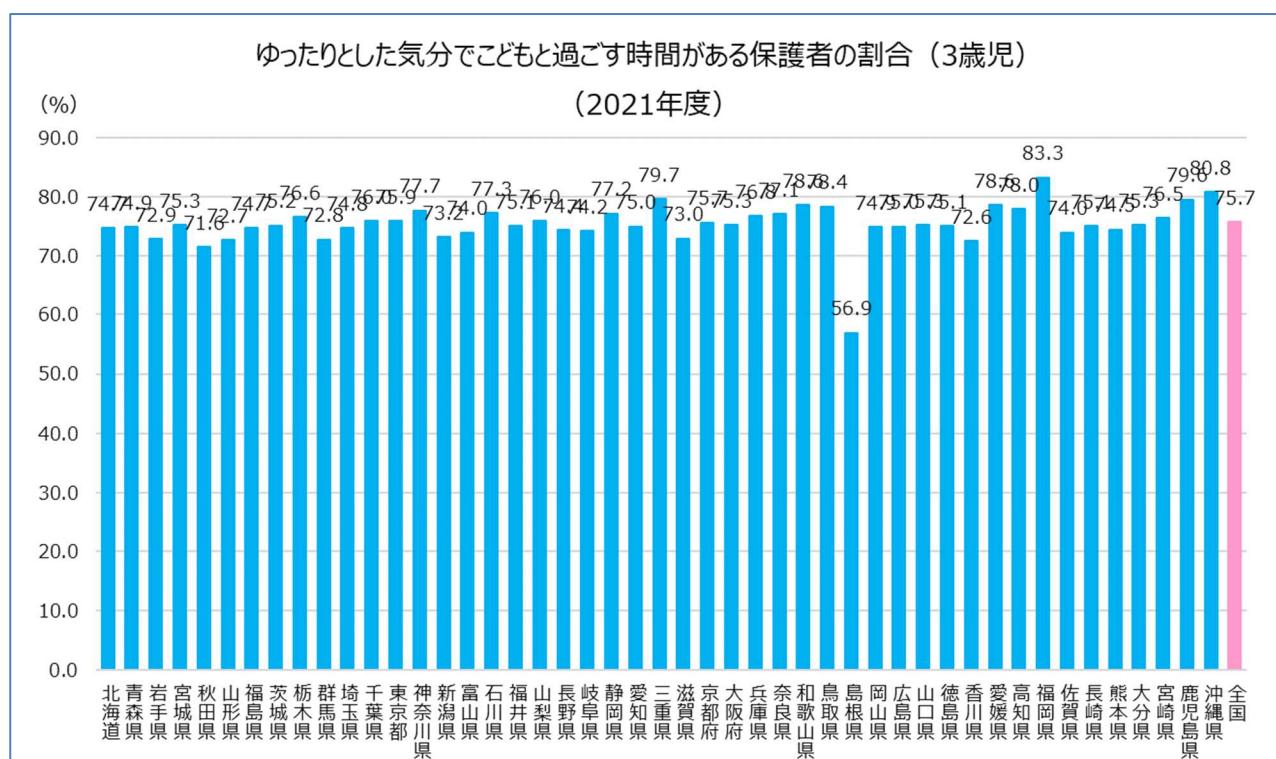
なお、どの都道府県でも子どもの年齢が上がるにつれて割合が低くなる傾向は同じですが、令和3年データですと3歳児時点の最高値は福岡県の83.3%となっています。

図表4-8：ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合（山梨県）



出典：成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標モニタリングシステム

図表4-9：ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合（全国）



出典：成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標モニタリングシステム

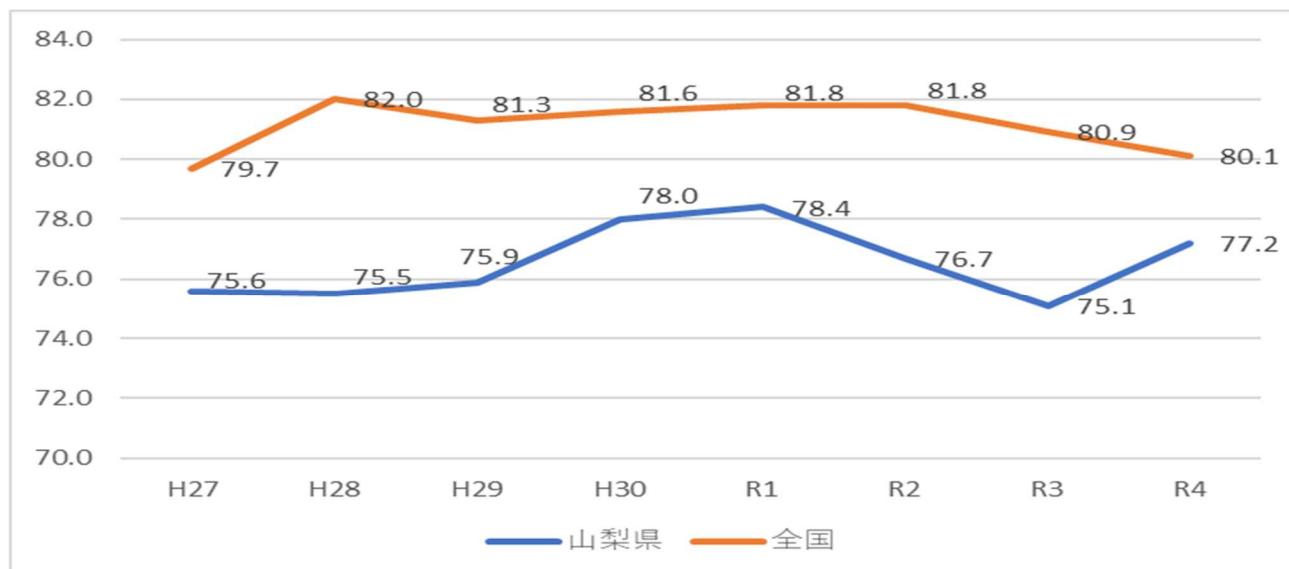
4. 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合

令和3年データで見ると、山梨県が75.1%であるのに対して、全国平均は80.9%となっています。

なお、どこの都道府県でも経年比較をした場合にほぼ横ばいという状況であります。

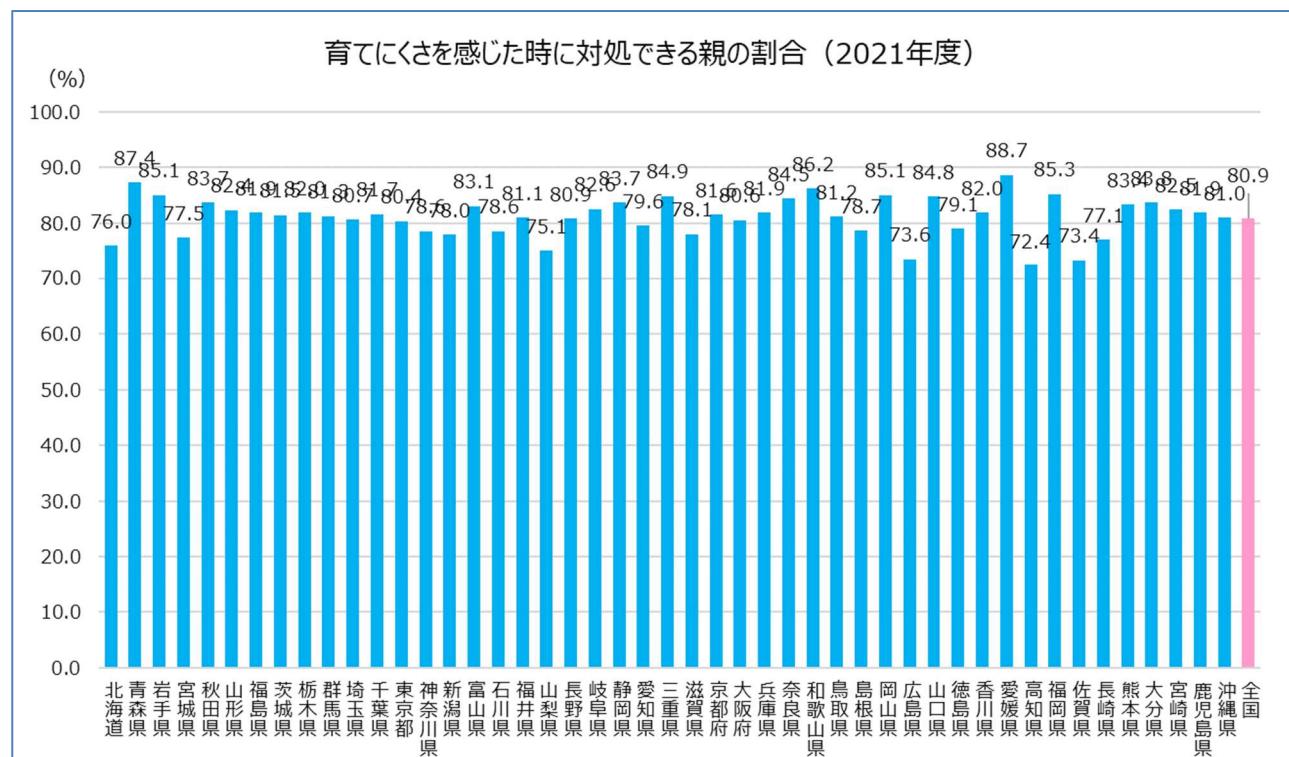
また、令和3年データですと最高値は愛媛県の88.7%となっています。

図表4-10：育てにくさを感じたときに対処できる親の割合（山梨県）



出典：成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標モニタリングシステム

図表4-11：育てにくさを感じたときに対処できる親の割合（全国）

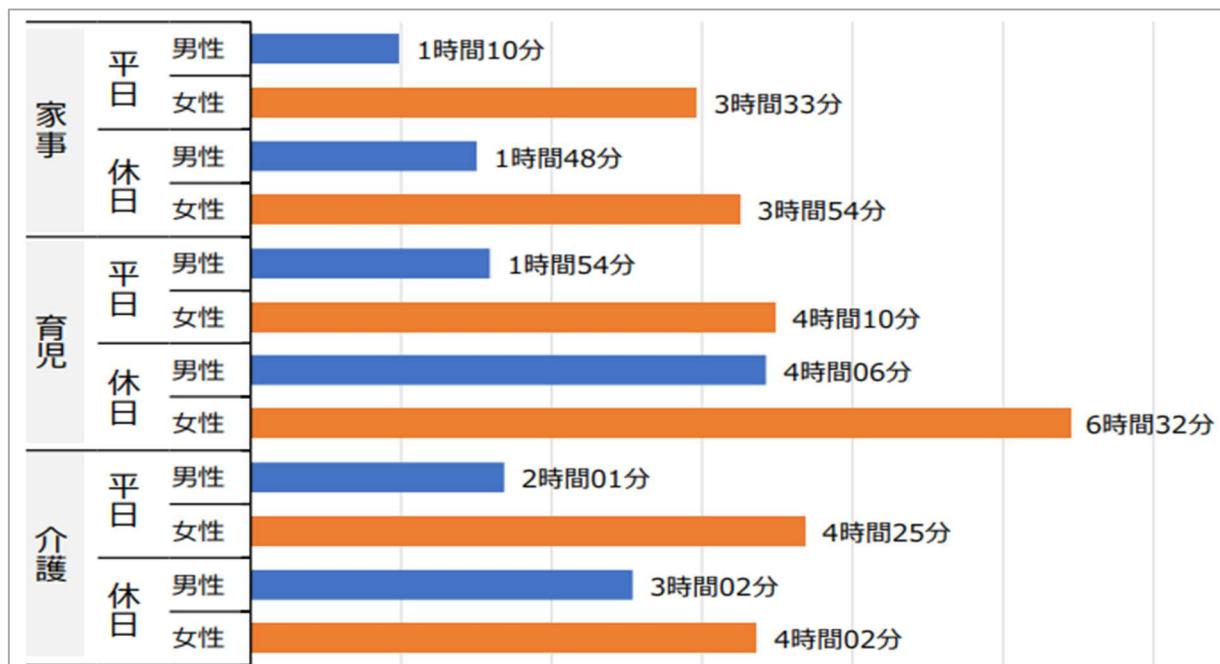


出典：成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標モニタリングシステム

5. 家事・育児の状況

令和5年度に行われた山梨県「男女共同参画・共生社会推進に関するアンケート調査」によると、家事、育児、介護のいずれにおいても、女性が男性を上回っています。

図表 4-12：家事・育児・介護に費やす平均時間（山梨県）



出典：山梨県「R5男女共同参画・共生社会推進に関するアンケート調査」

また令和5年度実施の「山梨県子ども計画策定に係るアンケート調査」では、育児、家事を父親と母親が半々で分担している家庭が9.2%に止まっている一方で、育児、家事ともに母親の割合が高い家庭は72.9%であり、依然として家事、育児とともに母親の負担が大きい状況にあることがわかります。

図表 4-13：家事・育児・介護に費やす平均時間（山梨県）

家事の分担状況		育児の分担状況				
		総計	割合 母 が 親 高 い	父 で 親 半 々 母 親	割合 父 が 親 高 い	その 他
家事の分担状況	総計	100%	79.3%	15.8%	2.9%	2.0%
	母親の割合が高い	79.4%	72.9%	6.0%	0.1%	0.4%
	父親と母親で半々	14.3%	4.8%	9.2%	0.3%	0.0%
	父親の割合が高い	3.0%	0.3%	0.3%	2.4%	0.0%
	その他	3.2%	1.3%	0.3%	0.0%	1.6%

出典：県子育て政策課「R5山梨県子ども計画策定に係るアンケート調査」

6. 社会環境(有害図書類・有害がん具類等を販売している自動販売機)の状況

生涯学習課が毎年実施している「青少年を取り巻く社会環境実態調査」によると、山梨県内における有害図書類・有害がん具類自動販売機の設置台数は、平成18年度までは100台前後で推移していました。その後、平成18年10月に自動販売機の撤去可能とする規定の整備を内容とした「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例改正」(第5条の8)により、規制強化を行った結果、平成22年度には27台にまで減少しました。

更に、インターネットの普及により、有害図書類を自動販売機で購入する需要が低下してきたことから、平成30年度には7台にまで減少し、令和5年度には2台が撤去され、現在は5台となっています。

7 インターネットに関わる状況

生涯学習課が令和5年度に実施した県内の12歳~30歳までの方を対象とした「子ども・若者の意識と行動に関する調査」によると、インターネットの利用について「よく利用している」「時々利用している」を合わせた利用頻度が、平成14年度の76.7%に対し、令和5年度は98.8%と大幅に増加しています。また、同調査では、12歳~14歳(中学生層)のスマートフォン・携帯電話の所持率が83.7%と前回調査(平成30年度)よりも9.1ポイント増加し、およそ5人のうち4人がスマートフォン・携帯電話を所持しています。

更に、同調査では、1日のうちインターネットにアクセスする時間が「3時間以上」が最も多く、前回調査(平成30年度)と比較すると「3時間以上」アクセスしている割合は15.6%から35.0%と2倍以上となり、インターネットにアクセスする時間が増加しています。

フィルタリングの設定状況に関しては、令和6年度、生涯学習課が実施している「ほっと!ネットセミナー」を受講した保護者にアンケートを行ったところ、全体で33.4%と低い割合となっています。

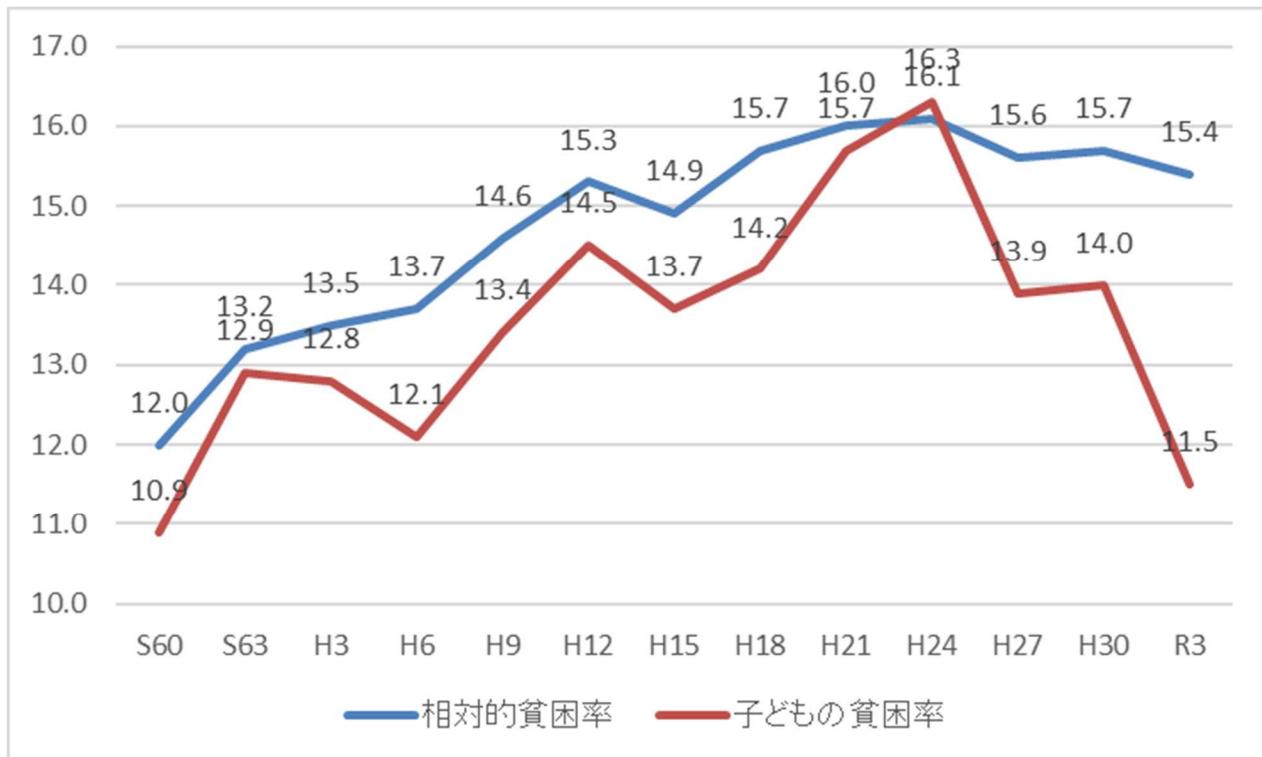
第5 こどもの貧困に関する状況

I. 全国における子どもの貧困について

厚生労働省の令和3年国民生活基礎調査では、全国における相対的貧困率は15.4%とされ、前回調査である平成30年の15.7%から0.3ポイント低下しています。

また、子どもの相対的貧困率は11.5%とされ、前回調査である平成30年の14.0%から2.5ポイント低下しています。

図表5-1：相対的貧困率及び子どもの相対的貧困率（全国）



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※相対的貧困率

- ・相対的貧困率とは、貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。
- ・世帯の「可処分所得」（所得から所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を差し引いたものであり、手取り収入に相当。）を、世帯人員の平方根で割って調整した「等価可処分所得」について、低いものから高いものへと順に並べて二等分する境界値を「等価可処分所得の中央値」と、等価可処分所得の中央値の半分の額を「貧困線」といいます。
- ・令和3年国民生活基礎調査では、等価可処分所得の中央値は254万円、貧困線は127万円となっています。
- ・貧困線に相当する世帯の手取り収入（可処分所得）は、世帯員2人の場合に約180万円、世帯員3人の場合に約220万円、世帯員4人の場合に254万円になります。

※子どもの相対的貧困率

- ・17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。

図表 5-2：相対的貧困率の年次推移（全国）

(単位：%)

	S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30	R3
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6	15.7	15.4
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	13.1	10.6
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.3	44.5
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.3	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2	8.6
中央値	216万円	227万円	270万円	289万円	297万円	274万円	260万円	254万円	250万円	244万円	244万円	248万円	254万円
貧困線	108万円	114万円	135万円	144万円	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	124万円	127万円

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※子どもがいる現役世帯

- ・17歳以下の子どもがいる世帯で、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいいます。

※子どもがいる現役世帯の相対的貧困率

- ・子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は10.6%とされ、平成30年の13.1%から2.5ポイント低下しています。このうち、大人が一人の世帯では44.5%と前回調査の48.3%から3.7ポイント低下したものの、依然として高い水準にあります。

※大人が一人の貧困率

- ・現役世帯のうち「大人が一人と17歳以下の子どものいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合を言います。
- ・なお、親とその子どもに加え、親の親（子どもから見ると祖父母）などと同居する世帯は「大人が二人以上」に分類されることに留意が必要です。

2. 就学援助の状況について

保護児童生徒数・準要保護児童生徒数、就学援助率は、経済的理由により就学困難と認められ、就学援助を受けている児童生徒数およびその割合であり、子どもの貧困の状況を的確に表した数値の一つと考えられます。

全国では、平成30年度に要保護・準要保護児童生徒数が約137万人、就学援助率が14.90%でしたが、令和4年度には要保護・準要保護児童生徒数が約126万人、就学援助率が13.96%となっています。

山梨県では、平成30年度に要保護・準要保護児童生徒数が5956人、就援助率が9.96%でしたが、令和4年度には要保護・準要保護児童生徒数が5258人、就援助率が9.48%となっています。

※要保護児童生徒数

- ・生活保護法に規定する要保護者の数を言う。

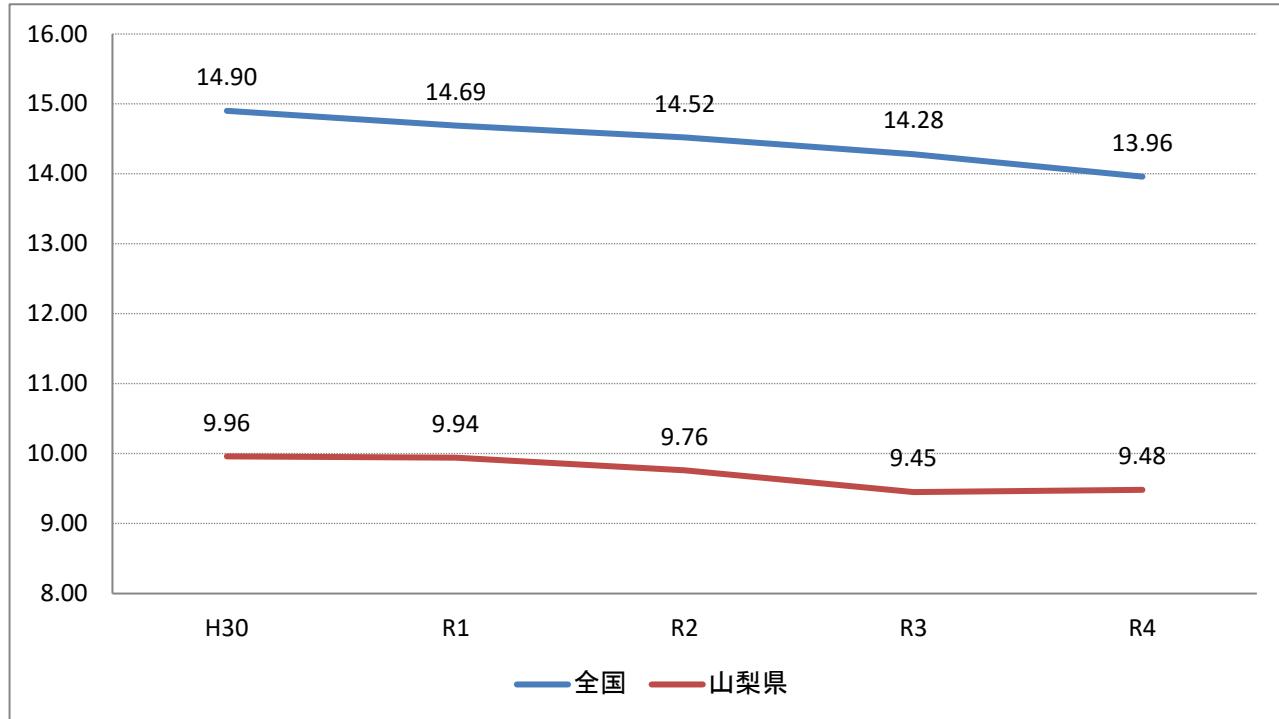
※準要保護児童生徒数

- ・要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数を言う。

※被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数

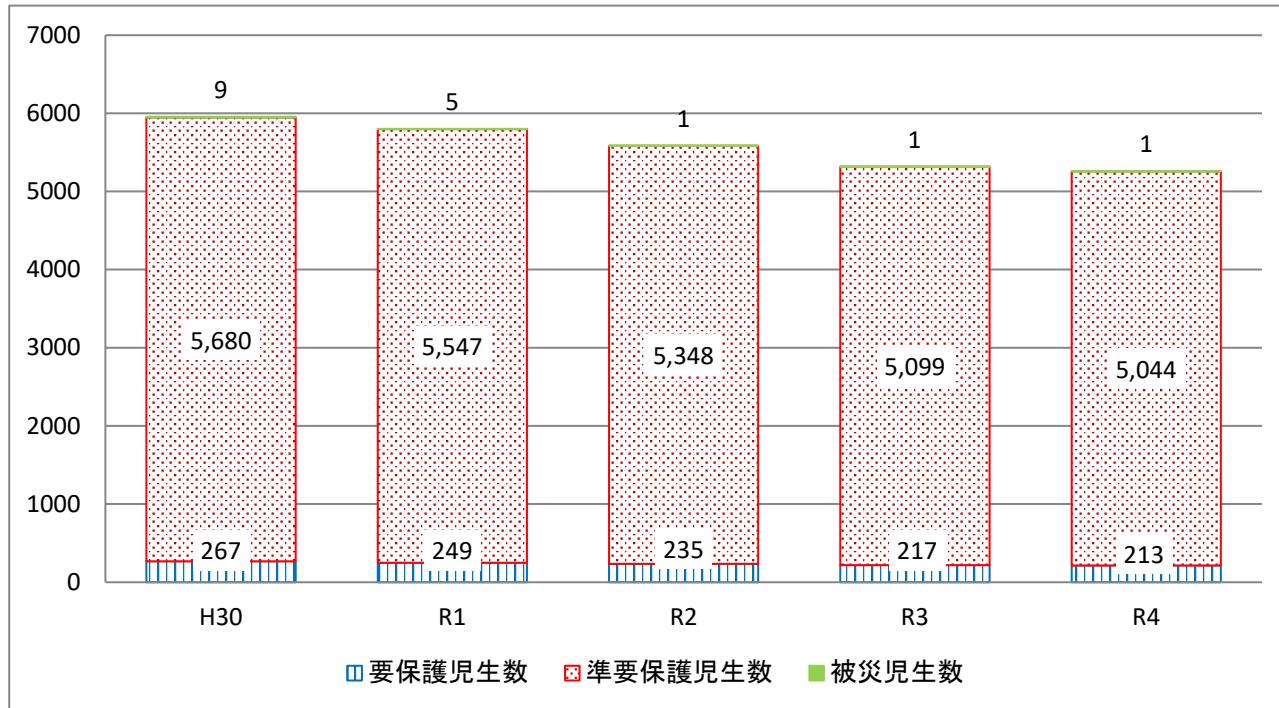
- ・東日本大震災により経済的な理由から、就学困難と認められた児童生徒数を言う。

図表 5-3：就学援助率の推移（全国・山梨）



出典：文部科学省初等中等教育局児童生徒課「就学援助等実施状況調査」

図表 5-4：要保護及び準要保護児童生徒数（山梨）



出典：文部科学省初等中等教育局児童生徒課「就学援助等実施状況調査」

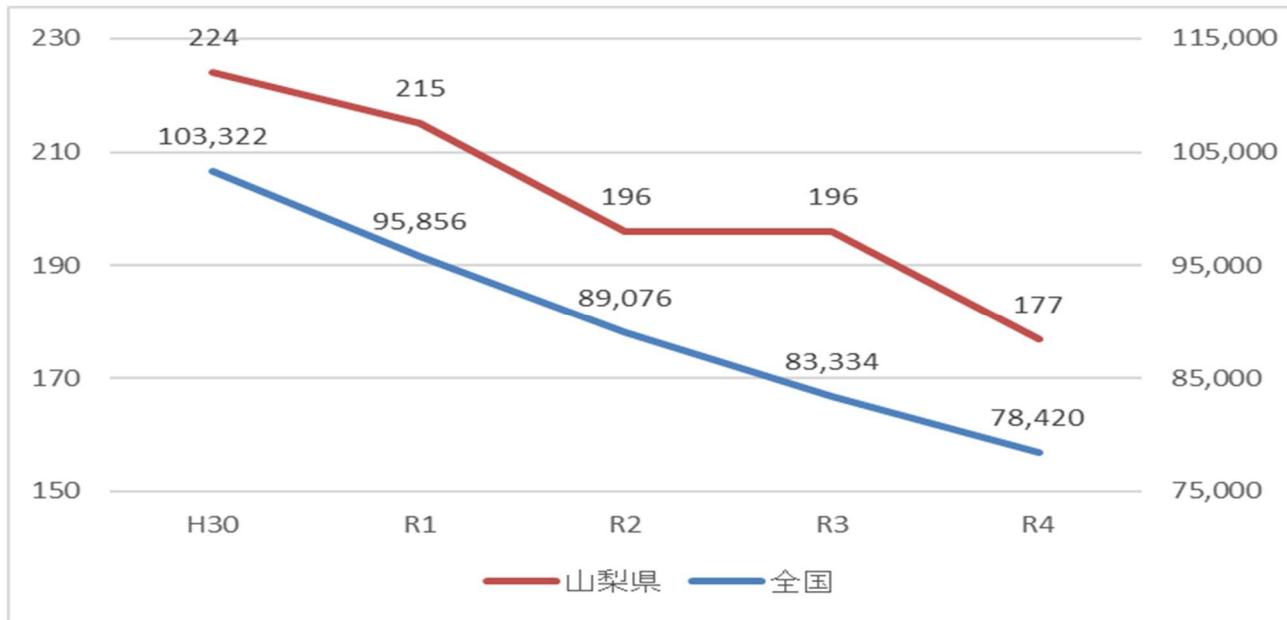
3. 生活保護世帯の状況について

①就学者のいる被保護世帯数の状況

全国では、平成30年度に就学者のいる被保護世帯は約10万3千世帯でしたが、令和4年度には約7万8千世帯と、約24%の減少となっています。

一方、本県では、平成30年度に就学者のいる被保護世帯は224世帯でしたが、令和4年度には177世帯と、約21%の減少となっています。

図表 5-5：就学者のいる被保護世帯数の推移（全国・山梨）



出典：厚生労働省「被保護者調査」

②生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率及び高等学校中退率

本県の生活保護世帯に属する子どもでは、高等学校進学率は93.5%と平均と比べ5.1ポイント低く、高等学校中退率は10.0%と、平均と比べ8.4ポイント高くなっています。

また、生活保護世帯に属する子どもでは、大学進学率は38.1%、一般世帯と比べ37.0ポイント低くなっています。

図表 5-6：高等学校進学率及び高等学校中退率（全国・山梨）

	全国（単位：%）		山梨（単位：%）	
	全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
高等学校進学率	98.8	92.5	98.6	93.5
高等学校中退率	1.5	3.7	1.6	10.0

出典：文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省社会・援護局保護課

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表 5-7：大学進学率（全国・山梨）

	全国		山梨（単位：%）	
	一般世帯	生活保護世帯	一般世帯	生活保護世帯
大学等進学率	76.4	42.9	75.1	38.1

出典：厚生労働省社会・援護局保護課、県子ども福祉課調べ

4. 児童扶養手当の状況について

厚生労働省の令和4年度福祉行政報告例によれば、全国における児童扶養手当の受給者数は約82万人であり、受給対象児童数は約125万人となっています。

山梨県における児童扶養手当の受給者数は5224人であり、受給対象児童数は約7800人となっています。

図表 5-8：受給対象児童数別、児童扶養手当の受給者数（全国・山梨）

受給者数	受 給 対 象 児 童 数					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
全国	817,967	492,932	242,765	66,113	12,823	2,583
山梨県	5,224	3,182	1,557	411	57	15

出典：厚生労働省「令和4年度福祉行政報告例」

5. 「山梨県子ども計画策定に係るアンケート」における子どもの貧困について

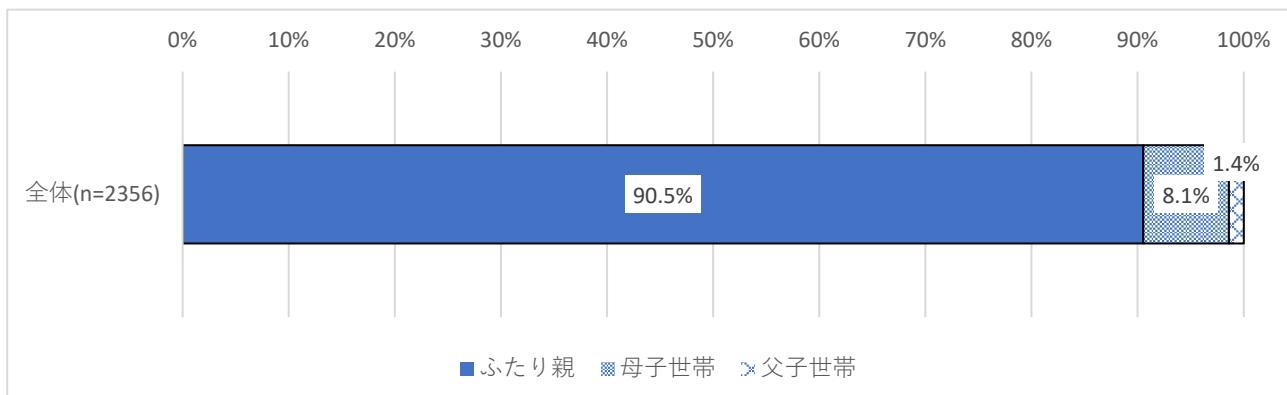
令和5年度に行った「山梨県子ども計画策定に係るアンケート」（以下、「県アンケート」という。）では、子育て世帯を対象に「年間所得額」や「親及び子どもの人数」を尋ねました。

世帯の状況別では、ふたり親世帯の割合が90.5%、ひとり親世帯の割合が9.5%（母子世帯8.1%、父子世帯1.4%）となっています。

なお、厚生労働省の令和5年国民生活基礎調査では、「児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯」のうち、「夫婦と未婚の子のみの世帯」の割合が75.9%、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」6.5%、「三世代世帯」が11.2%、「その他世帯」が6.3%となっています。

県アンケートと国民生活基礎調査とを比較すると、県のひとり親世帯の割合が3.0ポイント高くなっていますが、国民生活基礎調査では子の一人が18歳以上である場合には「その他世帯」に、離婚後に母親が子を連れて実家に帰っているような場合には「三世代世帯」に分類されることに留意が必要です。

図表 5-9：世帯の状況



子育て世帯の「年間所得額」や「親及び子どもの人数」にもとづいて、年間所得額を調整した数値の中央値を313万円と算出しました。

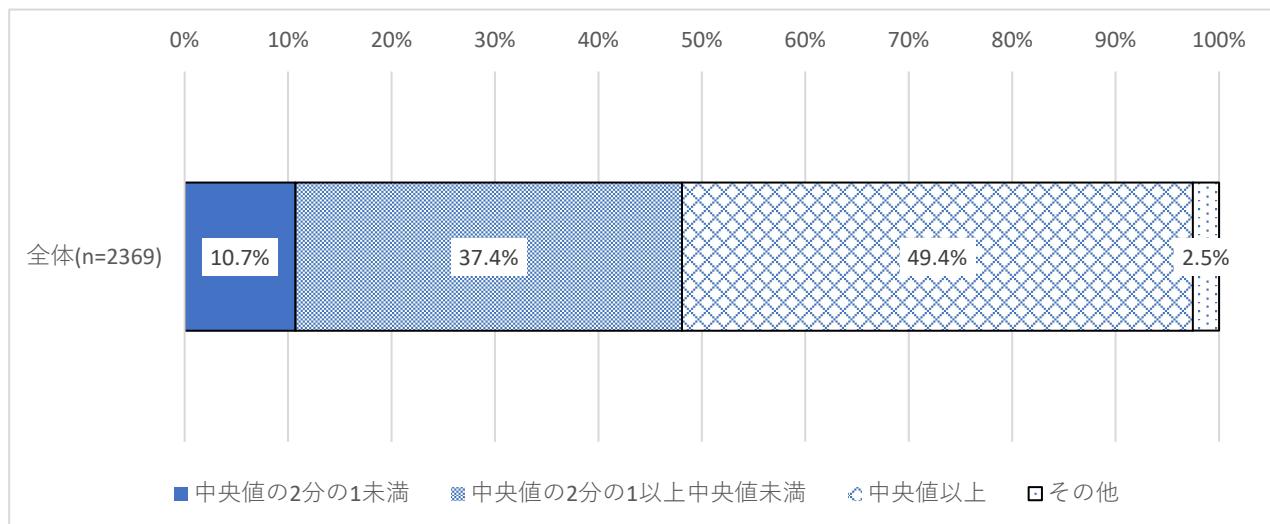
「中央値の2分の1未満」の世帯の割合が10.7%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯の割合が37.4%、「中央値以上」の世帯の割合が49.4%となっています。

また、「中央値の2分の1未満」の世帯で暮らす子どもの割合が9.9%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯で暮らす子どもの割合が39.8%、「中央値以上」の世帯で暮らす子どもの割合が48.0%となっています。

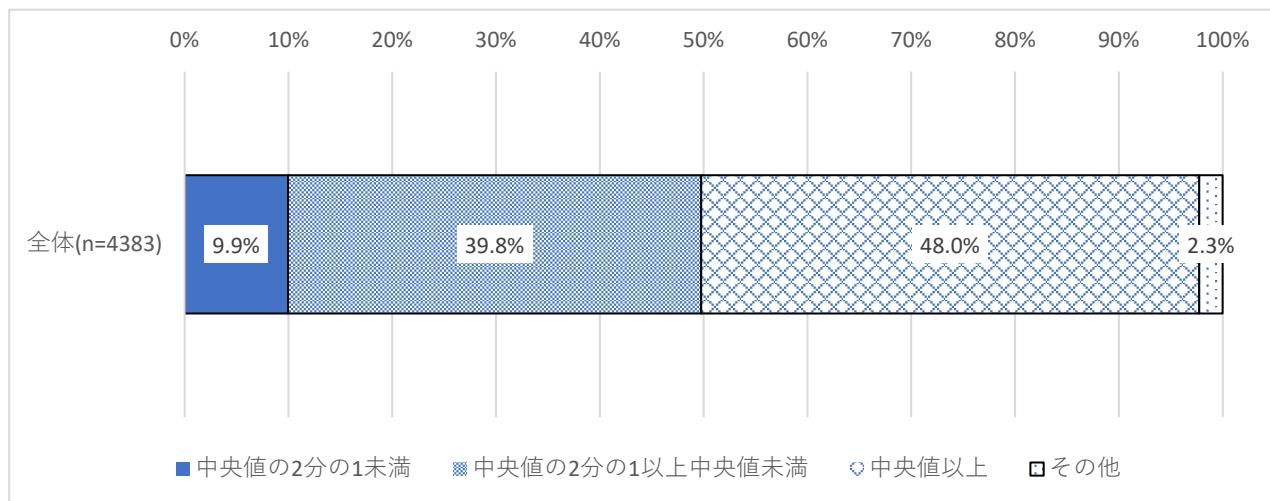
※中央値313万円の算出方法について

- ・「回答者の年間所得額(手取り額)」に関する各選択肢の中央値(例えば「1円以上 100万円未満」であれば50万円、「100万円以上 200万円未満」であれば150万円。なお、「1000万円以上」は1000万円とします。)と「配偶者の年間所得額(手取り額)」に関する各選択肢の中央値の合計額を、その世帯の年間所得額(手取り額)の値としています。
- ・上記の値を、「親及び子どもの人数」の平方根をとったもので除して算出した値について、低いものから高いものへと順に並べて二等分する境界値から中央値313万円求めています。

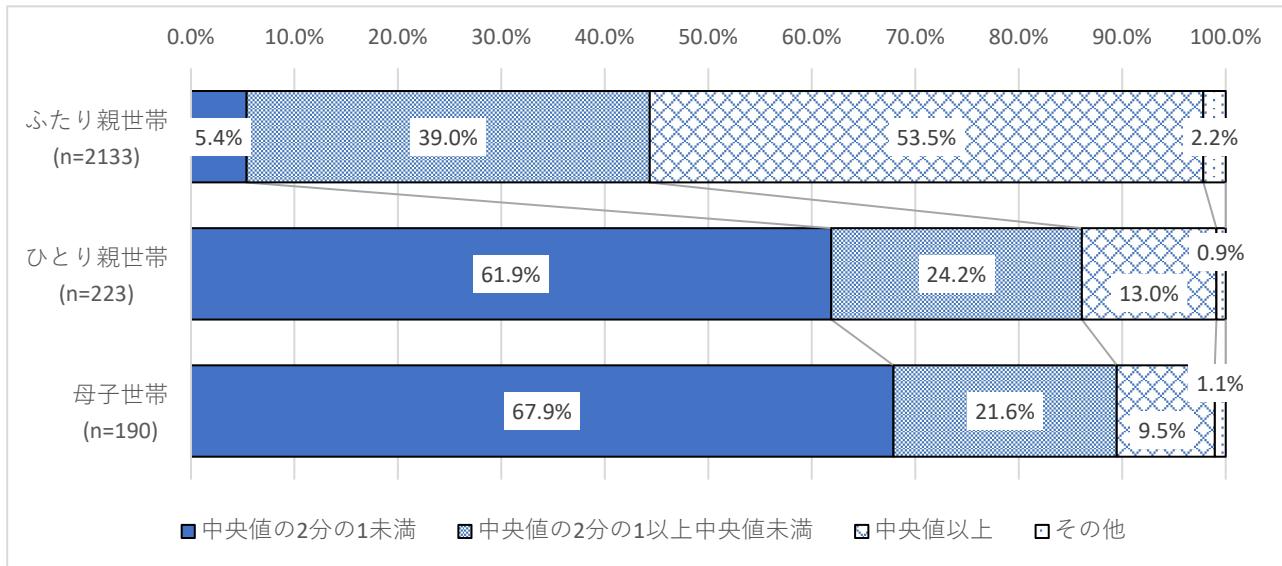
図表5-10：世帯所得の水準



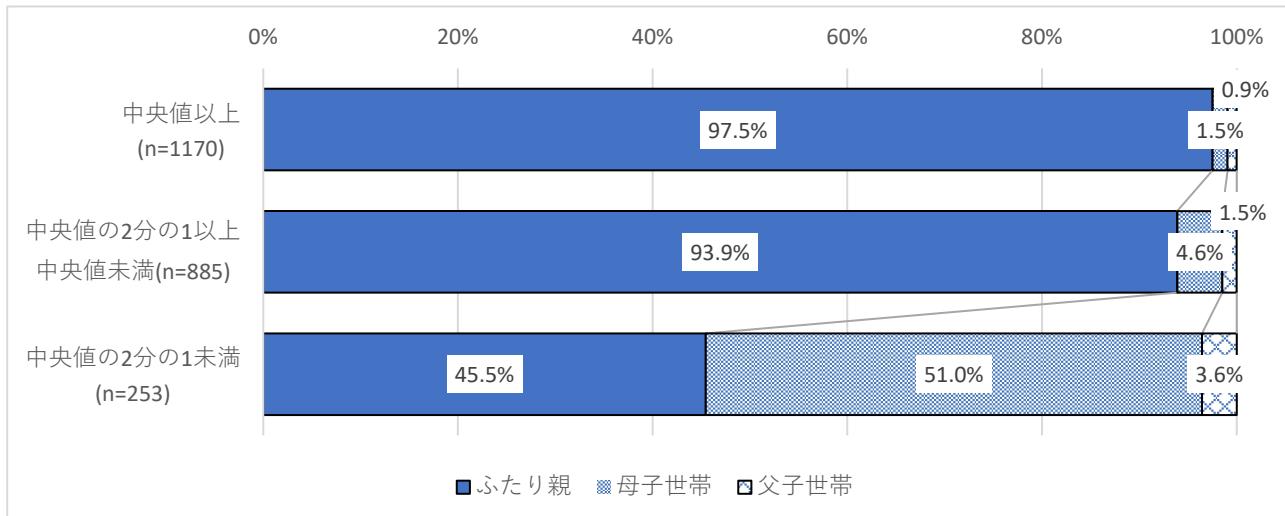
図表5-11：子どもの暮らす世帯所得の水準



図表 5-12：世帯の状況別、世帯所得の水準



図表 5-13：世帯所得の水準別、世帯の状況



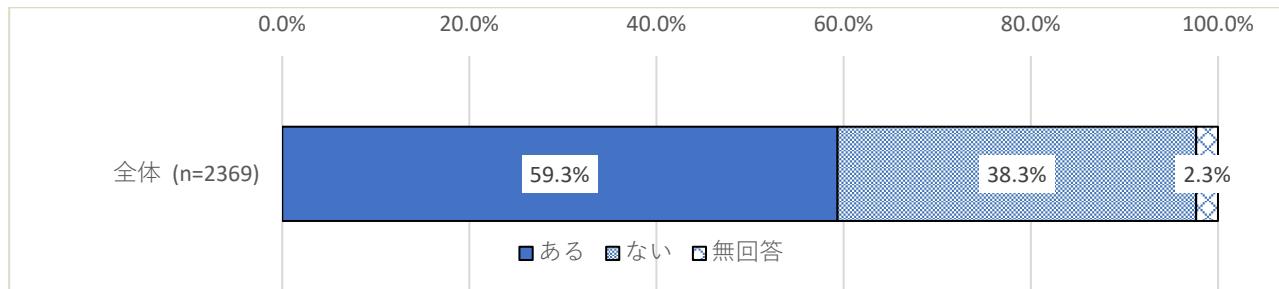
※厚生労働省の国民生活基礎調査における相対的貧困率との比較について

- 厚生労働省の国民生活基礎調査では、親とその子どもに加え、親の親（子どもから見ると祖父母）などと同居する世帯については、親の親などの可処分所得も把握し、世帯の可処分所得を算出しています。一方で、県アンケートでは、親の年間所得額（手取り額）から世帯の年間所得額を算出しています。
- このため、厚生労働省の国民生活基礎調査における相対的貧困率や子どもの貧困率との比較が難しくなっています。

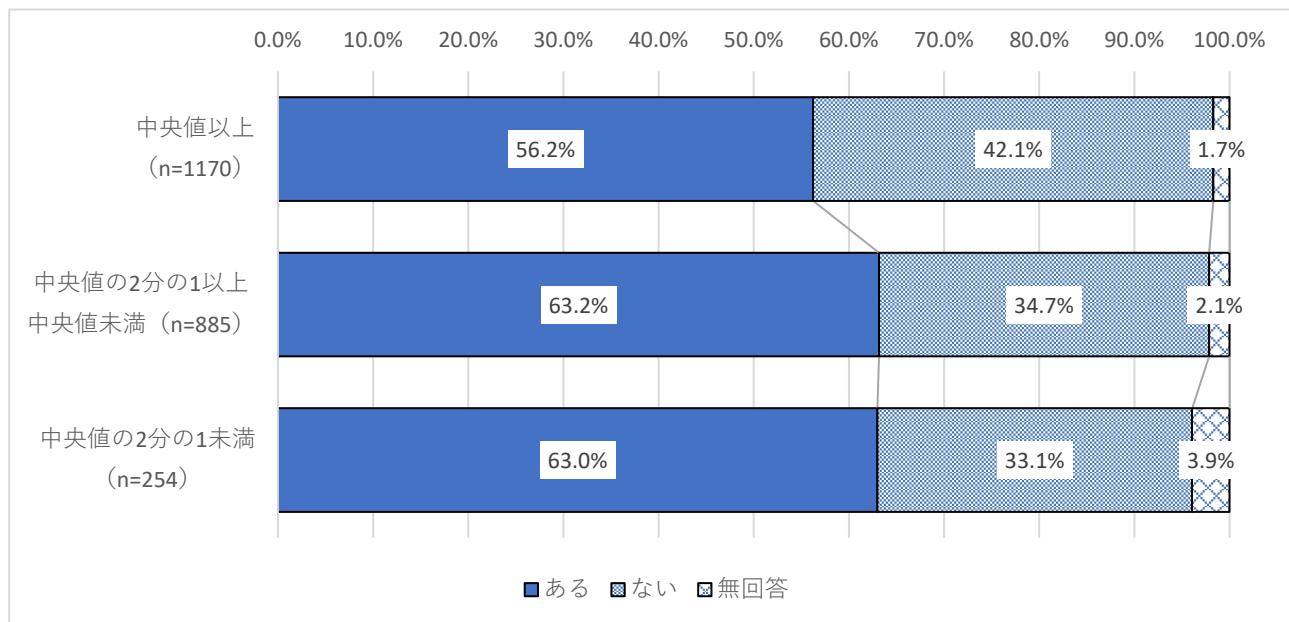
以下では、県アンケートについて、中央値以上の世帯、中央値の 2 分の 1 以上中央値未満の世帯と中央値の 2 分の 1 未満の世帯を比較することにより、保護者の所得により、子どもと世帯にどのような違いが生じているか確認します。

子どもに体験させたいが、実現が難しいことの有無を尋ねたところ、「中央値の2分の1以上中央値未満の世帯」では「ある」と回答した割合が63.2%、「中央値の2分の1未満」の世帯では63.0%と、「中央値以上」の世帯をそれぞれ7.0ポイント、6.8ポイント上回っていました。

図表5-14：子どもに体験させたいが実現が難しいことの有無



図表5-15：世帯所得の水準別、子どもに体験させたいが実現が難しいことの有無



実現が難しいと体験が「ある」と回答した方に、その種類を尋ねたところ、「中央値の2分の1以上中央値未満の世帯」では、「定期的なスポーツ、運動系の習い事」、「定期的な文化的な習い事（音楽、演芸、語学、習字、プログラミングなど）」「定期的な学習活動（塾、通信教育、そろばんなど）」の順に割合が高くなっています。

「中央値の2分の1未満」の世帯では、「定期的な学習活動（塾、通信教育、そろばんなど）」、「定期的なスポーツ、運動系の習い事」、「定期的な文化的な習い事（音楽、演芸、語学、習字、プログラミングなど）」の順に割合が高くなっています。

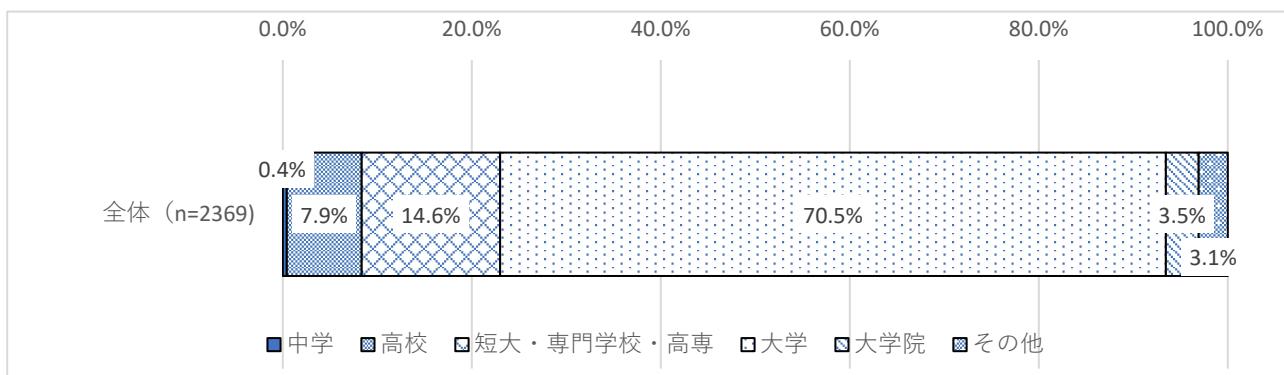
なお、「定期的な学習活動（塾、通信教育、そろばんなど）」と回答した割合では、43.8%と、「中央値以上の世帯」で27.1%、「中央値の2分の1以上中央値未満の世帯」で33.5%、「中央値の2分の1未満の世帯」で43.8%の順に割合が増加しています。

図表 5-16：世帯所得の水準別、実現が難しい体験の種類

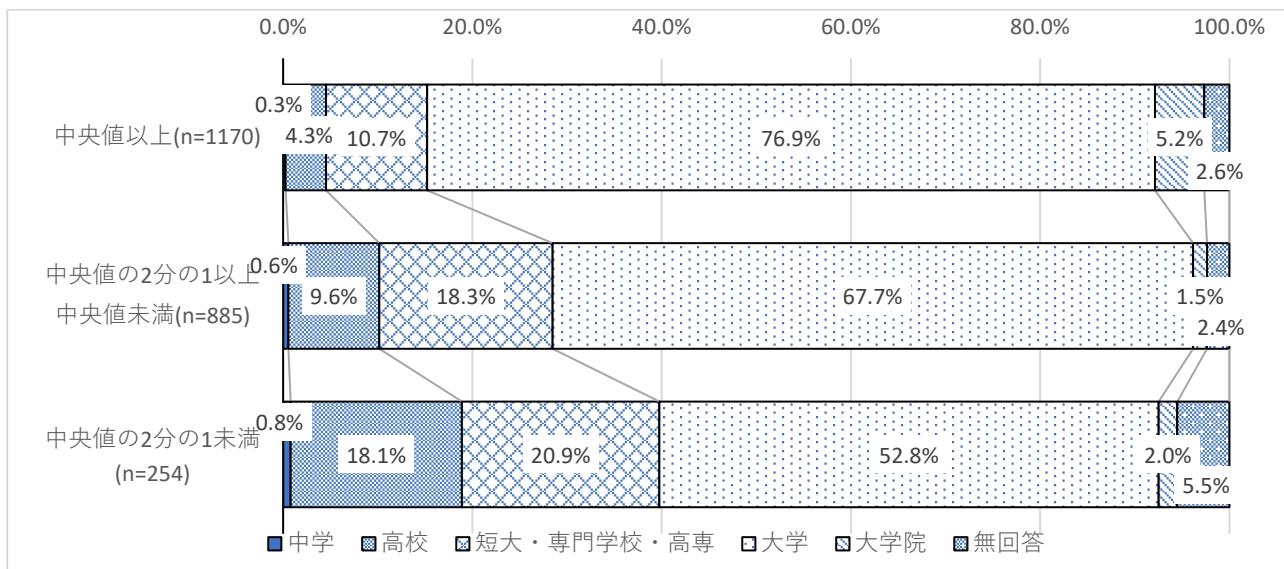
	中央値以上 (n=658)	中央値の2分 の1以上中央 値未満 (n=559)	中央値の2分 の1未満 (n=160)
定期的なスポーツ、運動系の習い事	36.3%	40.6%	38.1%
定期的な文化的な習い事（音楽、演芸、語学、習字、プログラミングなど）	31.2%	36.9%	36.9%
定期的な学習活動（塾、通信教育、そろばんなど）	27.1%	33.5%	43.8%
単発で行う自然体験活動（キャンプ、登山、海水浴など）	33.4%	29.7%	31.9%
単発で行う社会体験活動（ボランティア、職業体験など）	33.3%	28.1%	21.9%
単発で行う文化体験活動（旅行、観劇、地域のお祭りなど）	21.6%	21.5%	27.5%
その他	7.4%	4.3%	4.4%
無回答	3.6%	3.0%	4.4%

希望する子どもの最終学歴について尋ねたところ、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「高校」と回答した割合が18.1%と、「中央値以上」の世帯を13.8ポイント上回っていました。また、「大学」と回答した割合が52.8%と、「中央値以上」の世帯を24.1ポイント下回っていました。

図表 5-17：希望する子どもの最終学歴



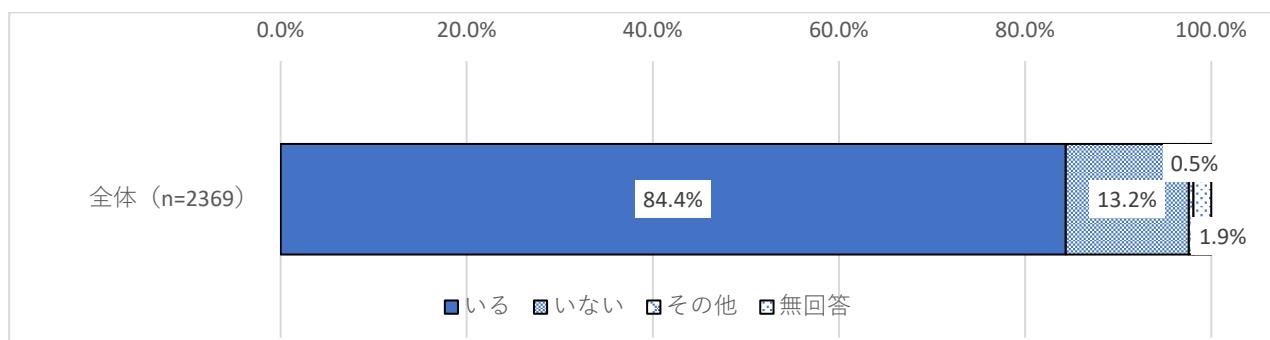
図表 5-18：世帯所得の水準別、希望する子どもの最終学歴



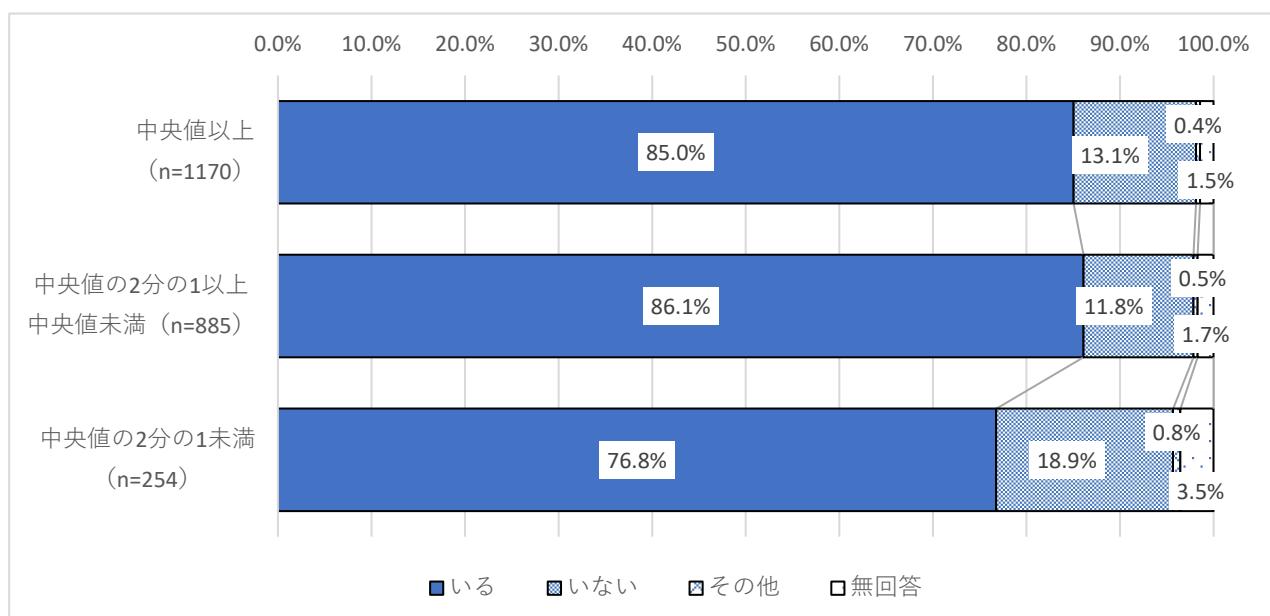
また、内閣府「令和3年子供の生活状況調査」において中学生を対象に調査した結果、学校がある日に授業以外の勉強を「まったくしない」と回答した割合、クラスの中での成績について「下のほう」と回答した割合、学校の授業について「わからない」と回答した割合が、それぞれ収入の水準が低い世帯やひとり親世帯で高いことが確認されています。

子育てについて気軽に相談できる相手の有無を尋ねたところ、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「いない」と回答した割合が18.9%と、「中央値以上」の世帯を5.8ポイント上回っていました。

図表5-19：子育てについて気軽に相談できる相手の有無



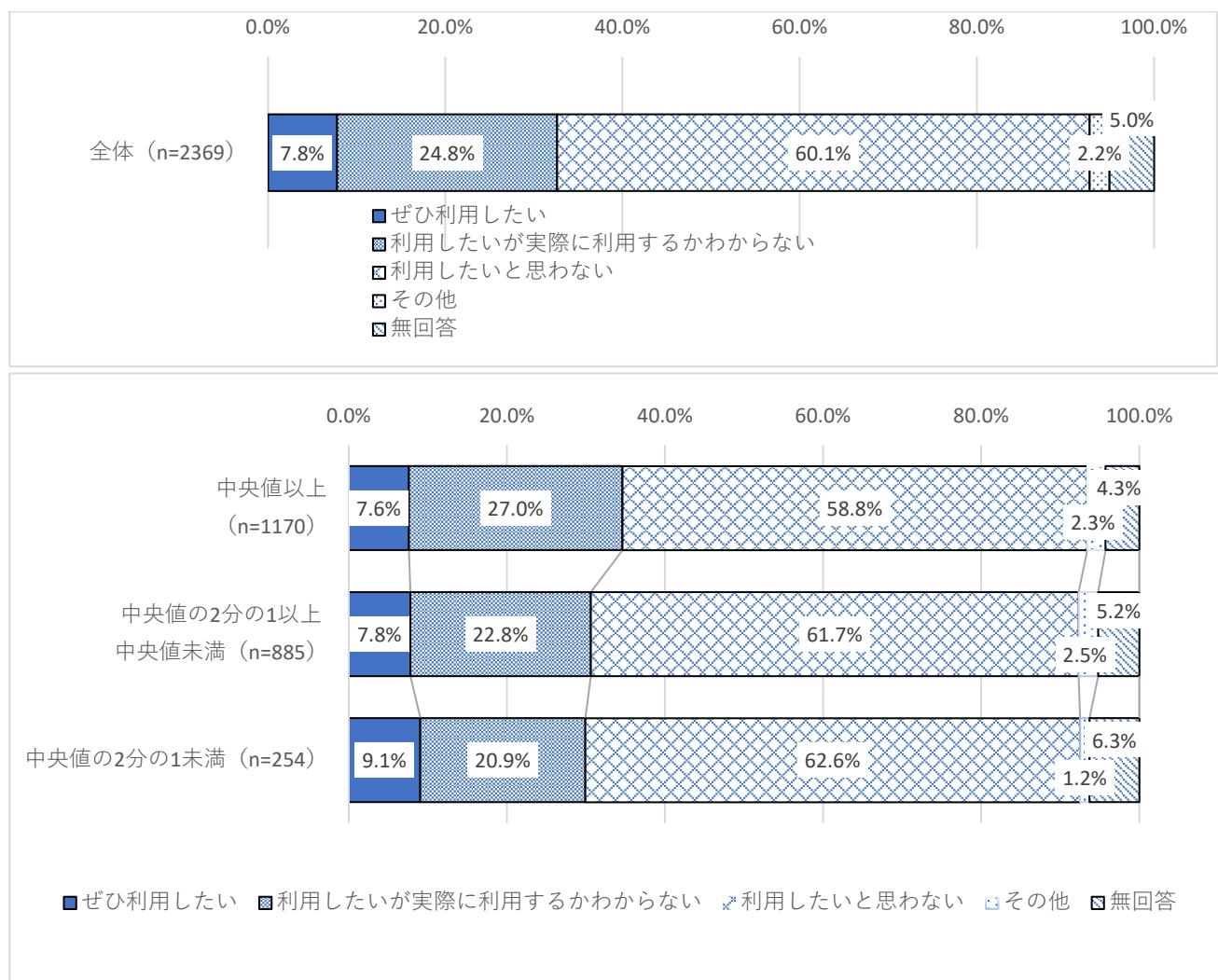
図表5-20：世帯所得の水準別、子育てについて気軽に相談できる相手の有無



また、内閣府「令和3年子供の生活状況調査」において中学生を対象に調査した結果、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、相談できる相手に関して、「だれにも相談できない、相談しない」と回答した割合が高いことが確認されています。

夜間勤務やレスパイトのため、夜間も預かってくれる保育サービスの利用意向を尋ねたところ、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「利用したいと思わない」と回答した割合が62.6%と、「中央値以上」の世帯を3.8ポイント上回っていました。

図表5-21：夜間も預かってくれる保育サービスの利用意向



6. 「山梨県子ども計画策定に係るアンケート」におけるひとり親世帯の状況について

県アンケートでは、回答者の仕事について尋ね、母子世帯の母では、「パートタイマー、派遣」が38.9%と最も多く、次いで「正社員（従業員50人以上の会社・団体等）」が20.5%、「正社員（従業員50人未満の会社・団体等）」が15.3%となっています。

母子世帯の母の「パートタイマー、派遣」の割合は38.9%と、父子世帯の父の9.1%の約4倍、ふたり親世帯の父の1.5%の約26倍の高さとなっています。

図表 5-22：世帯の状況別、親の仕事

	母子世帯の母 (n=190)	父子世帯の父 (n=33)	ふたり親世帯 の父 (n=2133)	ふたり親世帯 の母 (n=2133)
自営（農林漁業）	0.5%	0.0%	2.7%	1.2%
自営（商工サービス業）	5.8%	18.2%	12.1%	5.6%
正社員（従業員50人未満の会社・団体等）	15.3%	24.2%	22.4%	8.7%
正社員（従業員50人以上の会社・団体等）	20.5%	33.3%	42.1%	13.7%
公務員	5.3%	6.1%	13.6%	8.4%
パートタイマー、派遣	<u>38.9%</u>	<u>9.1%</u>	<u>1.5%</u>	<u>44.4%</u>
家内労働	2.1%	0.0%	0.1%	7.1%
学生、無職、失業中	7.4%	3.0%	1.0%	4.4%
その他	1.6%	6.1%	2.2%	4.1%
無回答	2.6%	0.0%	2.1%	2.3%

「年間所得額」を尋ねる設問に対し、母子世帯の母では、「100万円以上200万円未満」が28.4%と最も多く、3割程度を占めています。

「※中央値313万円の算出方法について」で示した方法により、世帯の状況別に所得の平均値を算出すると、母子世帯の母では222万円、父子世帯の父では426万円、ふたり親世帯の母では201万円、ふたり親世帯の父では517万円となっています。

母子世帯の母の平均所得222万円は、父子世帯の父の426万円の約52%、ふたり親世帯の父の517万円の約43%の低さとなっています。

母子世帯の母の平均所得である222万円という水準は、世帯員が2人の場合に中央値の2分の1に相当し、世帯員が3人以上の場合には中央値の2分の1に満たない経済状態であり、母子世帯が置かれた厳しい状況が示されています。

※中央値の2分の1に相当する世帯の手取り収入

- ・ 中央値の2分の1(156.5万円)に相当する世帯の手取り収入は、世帯員2人の場合に約221万円、世帯員3人の場合に約271万円、世帯員4人の場合に313万円になります。

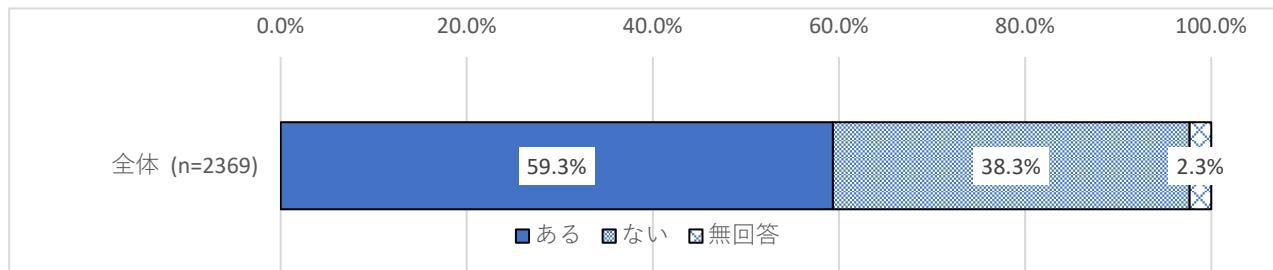
図表 5-23：世帯の状況別、親の年間所得

	母子世帯の母 (n=190)	父子世帯の父 (n=33)	ふたり親世帯 の母 (n=2133)	ふたり親世帯 の父 (n=2133)
0円	8. 4%	0. 0%	10. 8%	0. 8%
1円以上100万円未満	<u>14. 2%</u>	0. 0%	<u>23. 7%</u>	1. 0%
100万円以上200万円未満	<u>28. 4%</u>	6. 1%	<u>25. 7%</u>	2. 3%
200万円以上300万円未満	<u>24. 2%</u>	<u>30. 3%</u>	<u>15. 1%</u>	8. 3%
300万円以上400万円未満	10. 0%	<u>18. 2%</u>	10. 1%	<u>19. 0%</u>
400万円以上500万円未満	6. 8%	<u>18. 2%</u>	6. 8%	<u>20. 4%</u>
500万円以上600万円未満	3. 7%	6. 1%	3. 8%	<u>16. 5%</u>
600万円以上700万円未満	0. 5%	6. 1%	1. 7%	11. 0%
700万円以上800万円未満	2. 1%	6. 1%	0. 6%	7. 4%
800万円以上900万円未満	0. 5%	9. 1%	0. 5%	3. 3%
900万円以上1000万円未満	0. 0%	0. 0%	0. 0%	1. 9%
1000万円以上	0. 0%	0. 0%	0. 6%	5. 9%
無回答	1. 1%	0. 0%	0. 7%	2. 1%

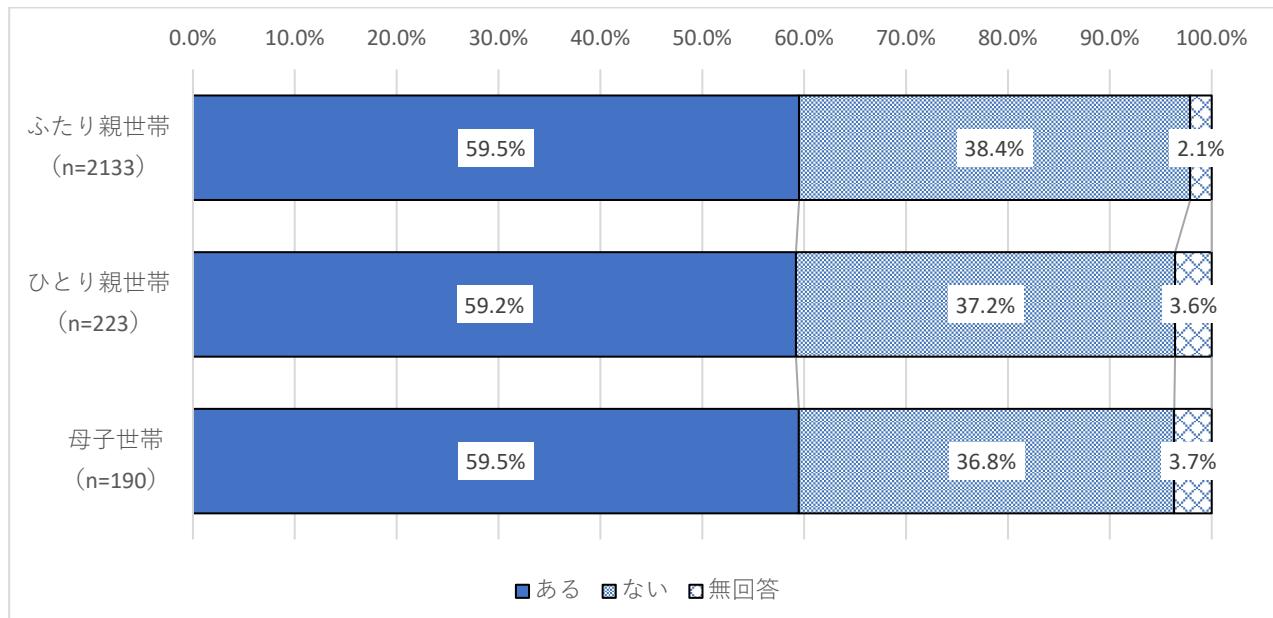
以下では、県アンケートについて、ふたり親世帯、ひとり親世帯を比較することにより、どのような違いが生じているか確認します。

子どもに体験させたいが、実現が難しいことの有無を尋ねたところ、ひとり親世帯では、「ある」と回答した割合が 59.2%と、ふたり親世帯を 0.3 ポイント上回っていました。

図表 5-24：子どもに体験させたいが、実現が難しいことの有無（再掲）



図表 5-25：世帯の状況別、子どもに体験させたいが、実現が難しいことの有無



実現が難しいと体験が「ある」と回答した方に、その種類を尋ねたところ、ひとり親世帯では、「定期的な学習活動（塾、通信教育、そろばんなど）」、「定期的なスポーツ、運動系の習い事」、「単発で行う自然体験活動（キャンプ、登山、海水浴）」の順に割合が高いことがわかりました。

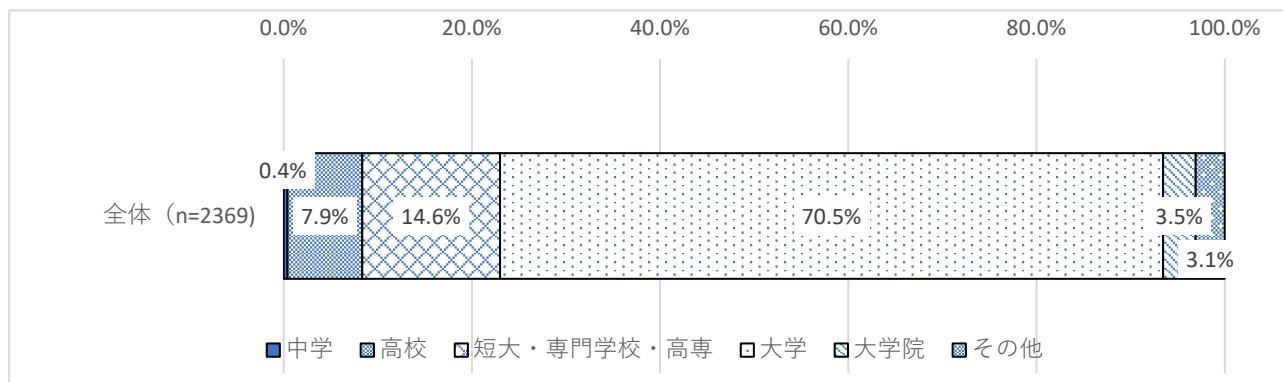
更に「定期的な学習活動（塾、通信教育、そろばんなど）」と回答した割合が44.7%と、ふたり親世帯を14.4ポイント上回っていました。

図表5-26：世帯の状況別、実現が難しい体験の種類

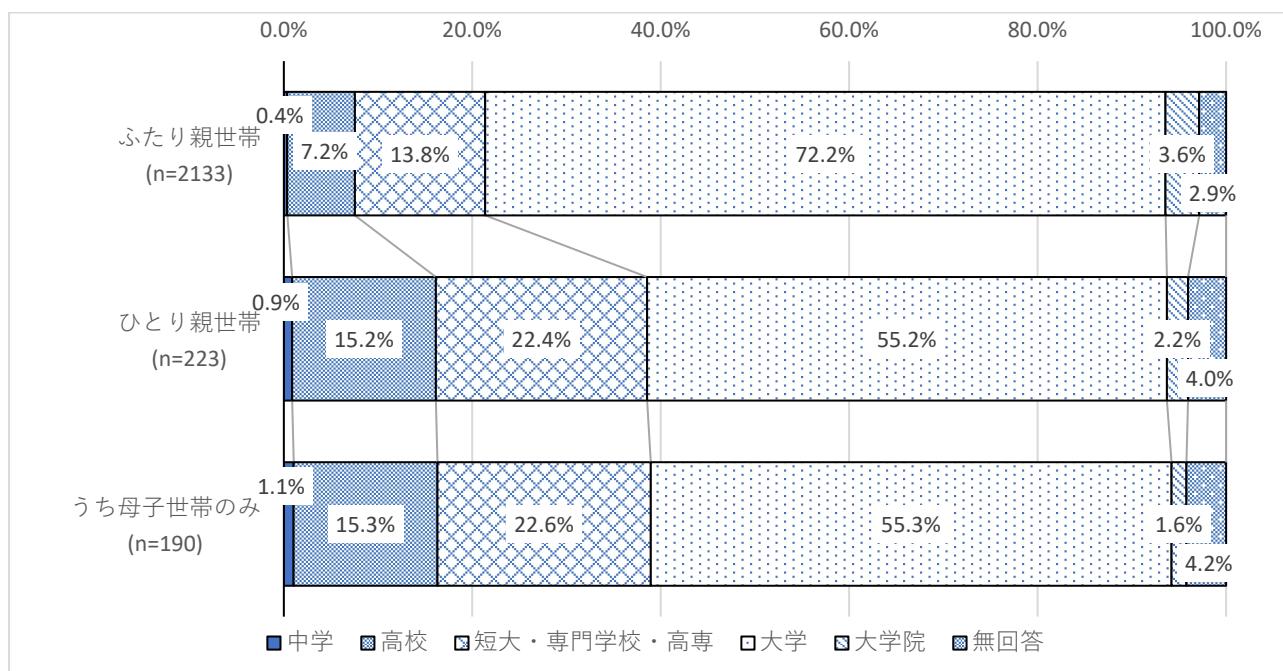
	ふたり親世帯 (n=1269)	ひとり親世帯 (n=132)	うち母子世帯 (n=113)
定期的なスポーツ、運動系の習い事	38.4%	40.9%	40.7%
定期的な文化的な習い事（音楽、演芸、語学、習字、プログラミングなど）	34.0%	35.6%	33.6%
定期的な学習活動（塾、通信教育、そろばんなど）	30.3%	44.7%	45.1%
単発で行う自然体験活動（キャンプ、登山、海水浴など）	31.1%	38.6%	38.9%
単発で行う社会体験活動（ボランティア、職業体験など）	30.1%	29.5%	29.2%
単発で行う文化体験活動（旅行、観劇、地域のお祭りなど）	21.6%	28.8%	30.1%
その他	6.1%	2.3%	1.8%
無回答	3.5%	3.0%	2.7%

希望する子どもの最終学歴について尋ねたところ、ひとり親世帯では、「高校」と回答した割合が15.2%と、ふたり親世帯を8.0ポイント上回っていました。また、「大学」と回答した割合が55.2%と、ふたり世帯を17.0ポイント下回っていました。

図表 5-27：希望する子どもの最終学歴（再掲）

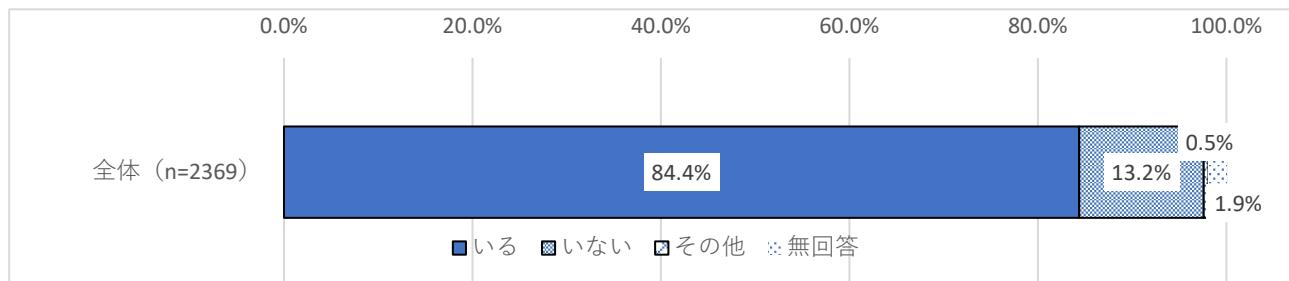


図表 5-28：世帯の状況別、希望する子どもの最終学歴

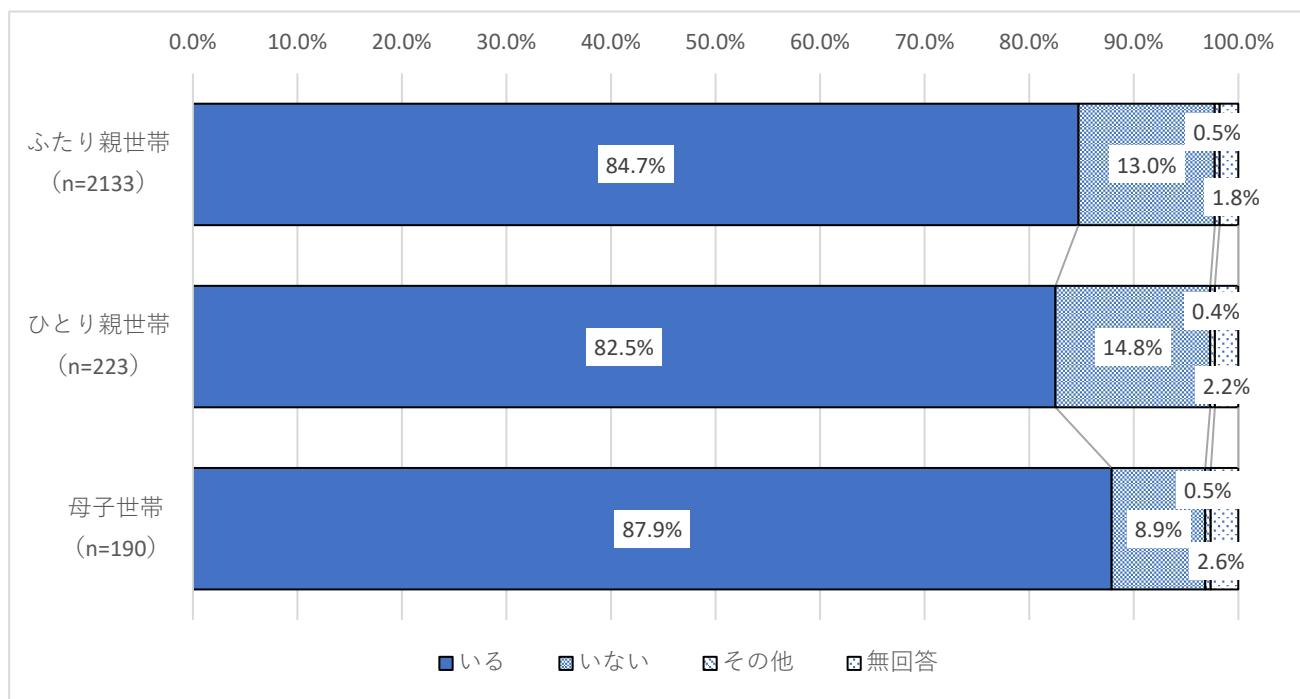


子育てについて気軽に相談できる相手の有無を尋ねたところ、ひとり親世帯では、「いない」と回答した割合が14.8%と、ふたり親世帯を1.8ポイント上回っていました。一方で、母子世帯では、「いない」と回答した割合が8.9%と、ふたり親世帯を4.1ポイント下回っていました。

図表5-29：子育てについて気軽に相談できる相手の有無（再掲）

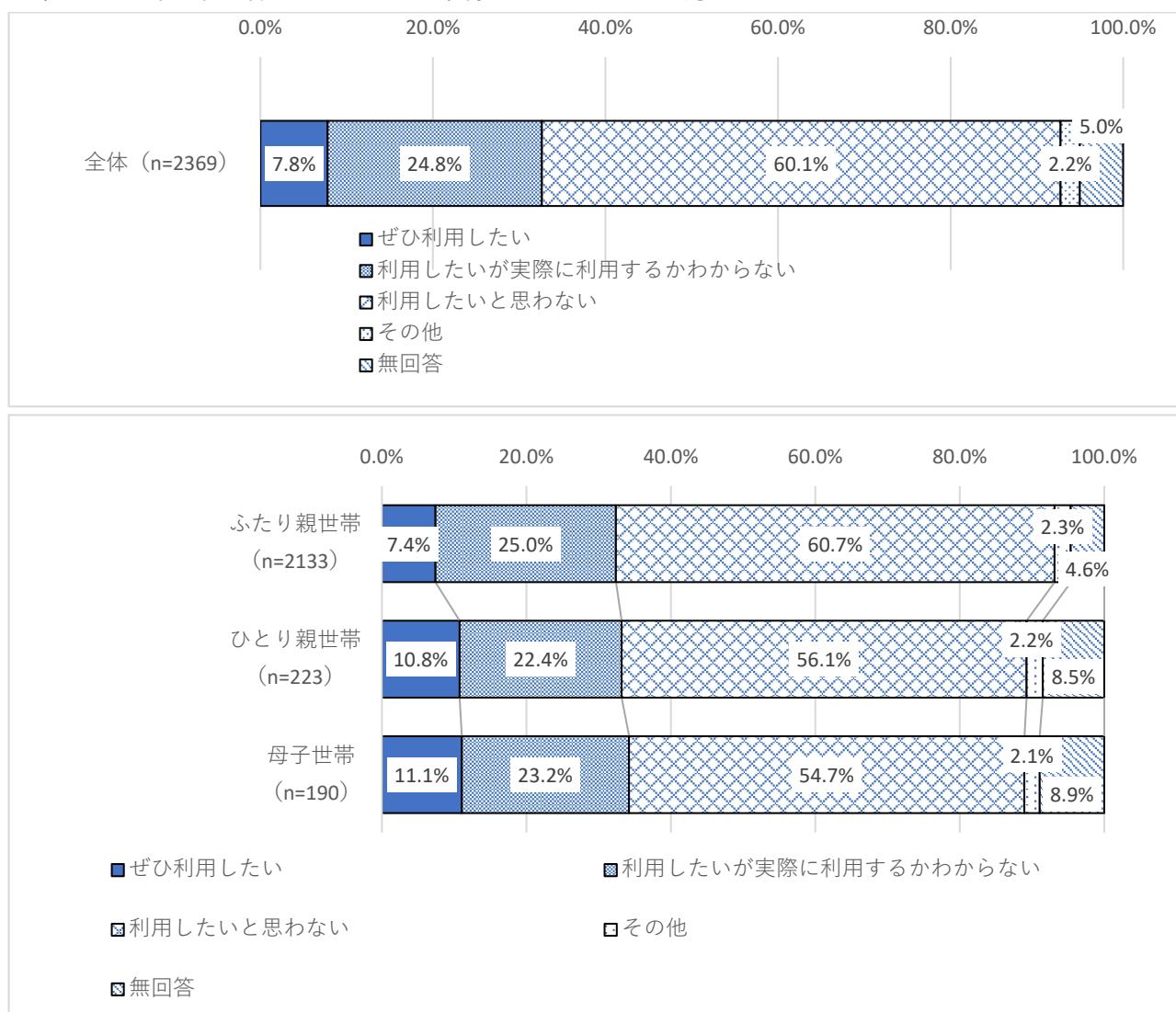


図表5-30：世帯の状況別、子育てについて気軽に相談できる相手の有無



夜間勤務やレスパイトのため、夜間も預かってくれる保育サービスの利用意向を尋ねたところ、母子世帯では、「利用したいと思わない」と回答した割合が54.7%と、ふたり世帯を6.0ポイント下回っていました。

図表 5-31：夜間も預かってくれる保育サービスの利用意向



7. 民間団体の状況について

食料支援については、市町村が夏休み、冬休みなどの学校給食のない長期休暇等において実施しているだけでなく、民間団体においても様々な取り組みが実施されています。

とりわけ、こども食堂、フードバンクの活動においては、地域を拠点にして、生活に困窮する家庭や子供に対する食料及び生活用品の提供等の支援が徐々に広がっています。

8. 支援の課題について

(1) 教育の支援

保護者の所得が学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差が生じています。

中央値の2分の1未満の世帯では、「子どもに体験させたいが、実現が難しい」と回答する割合が高くなっています。また、実現が難しい体験の種類には、「定期的な学習活動（塾、通信教育、そろばんなど）」が最も多くなっています。

中央値の2分の1未満の世帯やひとり親世帯では、「希望することの最終学歴」について「高校」と回答する割合が高く、「大学」と回答する割合が低くなっています。

内閣府「令和3年子供の生活状況調査」において中学生を対象に調査した結果、学校がある日に授業以外の勉強を「まったくしない」と回答した割合、クラスの中での成績について「下のほう」と回答した割合、学校の授業について「わからない」と回答した割合が、それぞれ収入の水準が低い世帯やひとり親世帯で高いことが確認されています。

生活保護世帯の大学進学率が一般世帯の4分の1未満となっています。大学進学を望みながらも、経済的な理由などにより、学習の機会が十分に確保できていない高校生への支援が求められています。

(2) 生活の安定に資するための支援

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥っています。

中央値の2分の1未満の世帯では、「子育てについて気軽に相談できる相手」について「いない」と回答する割合が高くなっています。

内閣府「令和3年子供の生活状況調査」において中学生を対象に調査した結果、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、相談できる相手に関して、「だれにも相談できない、相談しない」と回答した割合が高いことが確認されています。

生活に困窮する家庭や子供に対する支援は徐々に広がっているものの、持続可能な仕組みや困難からの脱却につながる体制になっていません。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

子育て当事者の安定的な経済基盤が確保されていません。

全国と比較して本県の母子世帯の母の「正規の職員・従業員」の割合は低い状況にあります。

全国と比較して本県の母子世帯の母自身、父子世帯の父自身の平均年間収入は低い状況にあります。

(4) 経済的支援

こどもが安定した生活を送れるよう、ひとり親等を経済的に支援する必要があります。

母子世帯の年間所得額の平均値は222万円であり、世帯員が2人の場合に中央値の2分の1に相当し、世帯員が3人以上の場合には中央値の2分の1未満に相当する経済状態であり、母子世帯が経済的に厳しい状況に置かれています。

第6 国の動向

I.これまでの経過

我が国で「少子化」が政策課題として認識されるようになったのは、平成2(1990)年のいわゆる「1.57ショック」以降になります。

平成元(1989)年の合計特殊出生率が1.57となり、戦後最低の合計特殊出生率となったことを契機に、政府は対策をスタートさせ、平成6(1994)年12月に四大臣(文部・厚生・労働・建設)合意に基づく「エンゼルプラン」を策定しました。

これに基づき「緊急保育対策等5か年事業」として、保育の量的拡大、多様な保育(低年齢児保育、延長保育等)の充実などについて、数値目標を定めて取組が進められましたが、同時期に「ゴールドプラン」に基づき基盤整備を進めた高齢社会対策と比べるとその歩みは遅く、また、施策の内容も保育対策に限定されたものでした。

2000年代に入ると対策の分野が保育だけでなく、雇用、母子保健、教育等にも広がり、平成15(2003)年には少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)が制定され、翌年には「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、少子化対策が政府全体の取組として位置付けられるようになりました。

また、次世代育成支援対策推進法により、平成17(2005)年4月から、国や地方公共団体に加え、事業主も行動計画を策定することとなり、職域における「両立支援」の取組が進められるようになりました。

このように法的な基盤は整えられていったものの、こども・子育て分野への資源投入は限定的であり、わずかな伸びにとどまっていました。

2010年代に入り、「社会保障と税の一体改革」の流れの中で大きな転機が訪れ、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実メニューとして、こども・子育て分野に0.7兆円規模の財源が充てられることとなり、さらに、平成29(2017)年には「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)により、「人づくり革命」の一環として追加財源2兆円が確保されました。

こうした安定財源の確保を背景に、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められ、待機児童は一部の地域を除きほぼ解消に向かうなど、一定の成果がありました。

しかしながら、様々な取組を進めてきたものの、少子化、人口減少に歯止めはかからず、児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が令和2(2020)年度に過去最多となるなど、こどもを取り巻く状況が深刻になっており、さらに、コロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響を与えていているという状況もあり、今こそ、少子化を食い止めるとともに、一人ひとりのこどもの Well-being を高め、社会の持続的発展を確保できるかの分岐点であるとし、こどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設すること等を定めた「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が令和3(2021)年12月21日に閣議決定され、令和5(2023)年4月からこども家庭庁が設置されました。

さらに、令和5(2023)年6月13日には、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめた「こども未来戦略方針」が閣議決定され、同年12月22日にはこの方針に基づき、具体的な施策やプログラムを実行するための詳細な計画として「こども未来戦略」が閣議決定されました。

なお、令和5年12月22日には、「こども未来戦略」とともに、「こども大綱」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」、「こどもの居場所づくりに関する指針」も閣議決定されています。

2. 「こども未来戦略」

こども未来戦略は、少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているが、とりわけ、こども・子育て政策を抜本的に強化していく上で乗り越えるべき課題として重要なのは次の3点であるとしています。

- (1)「若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない」こと
- (2)「子育てしやすい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある」こと
- (3)「子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する」こと

これらの課題に対し、目指す姿を若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、こどもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会であるとし、その実現のための基本理念として、「(1)若い世代の所得を増やす」、「(2)社会全体の構造・意識を変える」、「(3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つをあげており、2030年代に入るまでのこれから約6~7年を、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであるとして、「加速化プラン」として、今後3年間の集中取組期間において、できる限り前倒しして実施する具体的な政策を示しています。



3. 「こども基本法」と「こども大綱」

(1) こども基本法

令和5年4月1日、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（または「子どもの権利条約」）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

また、国は、こども基本法の基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定・実施する責務があり、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（「こども大綱」）を定めなければならぬとされています。

(2) こども大綱

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

こども大綱において、目指すのは「こどもまんなか社会」であり、「こどもまんなか社会」とは、全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会であるとされています。

こども大綱（R5.12.22閣議決定）

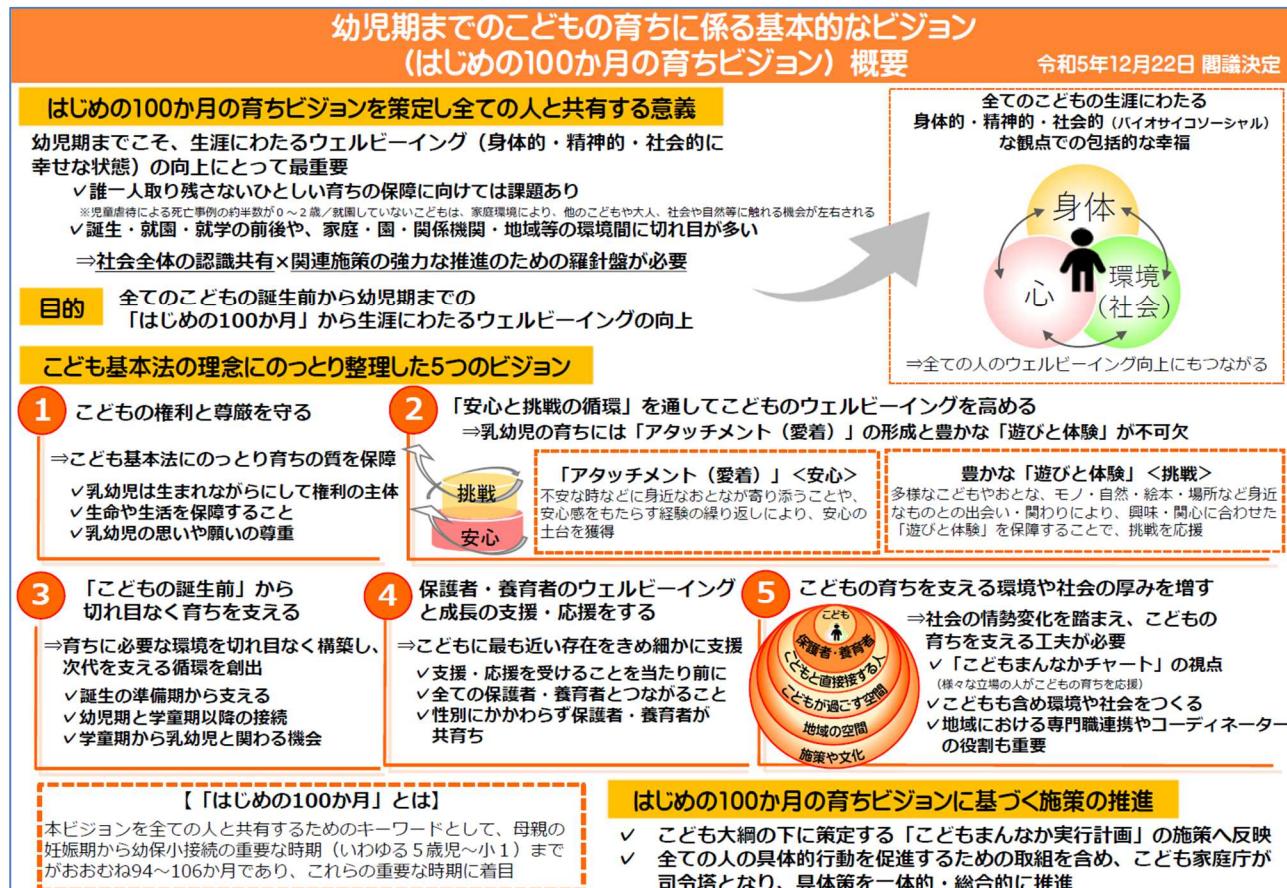
第1 はじめに（目的）	
全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現	
第2 基本的な方針	
<p>①子ども・若者は権利の主体、今とこれからの最善の利益を図る ②子ども・若者、子育て当事者とともに進めていく ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援 ④良好な成育環境を確保、貧困と格差の解消 ⑤若い世代の生活の基盤の安定、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現 ⑥施策の総合性の確保</p>	
第3 重要事項	
ライフステージを通じた重要事項	<p>(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有 こども基本法や子どもの権利条約に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知 等 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 体験活動の推進教育を通じた男女共同参画の推進 等 (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等 (4) こどもの貧困対策 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援 等 (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援 地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等 (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 こども家庭センターの整備、家庭支援の推進 等 (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法案の提出 等</p>
ライフステージ別の重要事項	<p>(1) こどもの誕生前から幼児期まで 出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、乳幼児健診等の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、幼児教育・保育の質の向上 等 (2) 学童期・思春期 学校における働き方改革や児童虐待改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、休罰や不適切な指導の防止 等 (3) 青年期 高等教育の充実、若者への就職支援、賃上げに向けた取組、結婚支援 等</p>
子育て当事者への支援に関する重要事項	<p>(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 高等教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等 (2) 地域子育て支援、家庭教育支援 (3) 共働き・共育への推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 男性の育児休業取得支援、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等 (4) ひとり親家庭への支援 親子交流・養育費の確保 等</p>
第4 施策推進の必要事項	
<p>○政策決定過程へのこども・若者の参画促進 ○社会参画・意見表明の機会充実 ○E BPM ○人材の確保・育成・支援 ○地域における支援体制の構築・強化 ○事務負担の軽減 ○情報発信 ○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革</p>	

※図はこども大綱を元に県作成

4. 「はじめの100か月の育ちビジョン」

乳幼児期は、脳発達において環境の影響を受けやすい限定された時期の一つであるなど、生涯にわたるウェルビーイング向上にとって、特に重要な時期であります。また、生涯の健康や特定の病気へのかかりやすさは、胎児期や生後早期の環境の影響を強く受けて決定されるという考え方もあり、生まれてからではなく、「子どもの誕生前」から、その育ちを支えることが重要です。

こうしたことを踏まえ、国では「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」いわゆる「はじめの100か月の育ちビジョン」を策定し、各地方公共団体に対して、「子ども大綱」や「子どもの居場所づくりに関する指針」と併せて、このビジョンの理念や基本的な考え方を踏まえて、子ども施策を実施するよう通知を出しています。



5. 「子どもの居場所づくりに関する指針」

人は社会的な動物であり、肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、全ての人にとって生きる上で不可欠な要素です。当然、子ども・若者が生きていく上でも不可欠と言えるものであり、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題となります。

子どもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下様々なおとなや同年齢・異年齢の子ども同士との関わりの中で成長する存在ですが、社会構造や経済構造の変化により、子ども・若者が居場所を持つことが難しくなっている現状にあります。

すなわち、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、子ども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少し、「子ども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっており、特に過疎化が進展する地方部では、こうした傾向が一層懸念されています。

このような構造変化は、「地縁」や「血縁」による子育てのサポートにも影響を及ぼしており、共働き家庭やひとり親家庭の増加とあいまって、家庭における子育ての孤立化が懸念されています。かつては子どもの居場所となり得た空き地や路地裏など、子どもが自由に遊び、過ごせる場は減少し、駄菓子屋などの結果として子どもの居場所となっていた場も減少しています。ボール遊びなどが禁止されている公園も多く、また、放課後の時間において子どもが自由に過ごせる時間が減っているとの声もあります。こうした環境の変化が進む中で、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業は学校の居場所としての役割を再認識させる契機となりました。

他方で、子ども・若者を取り巻く環境に目を転じると、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺する子ども・若者の数の増加など、その環境は一層厳しさを増すとともに課題が複雑かつ複合化しており、子どもの権利が侵害される事態も生じています。とりわけ厳しい環境で育つ子ども・若者は、居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられることから、こうした喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、子どもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要があります。また、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっています。

こうした背景によって、子どもの居場所づくりの緊急性と重要性が増している中、様々な地域で、地域のニーズや特性を踏まえた多種多様な居場所づくりの実践が行われています。これは、上に述べたような環境の変化により、これまでの枠組みでは十分に拾い切れていたニーズに対応した取組であるとも言え、こうした各地域での居場所づくりを推進する観点から、国としても子どもの権利を基盤とした居場所づくりについて一定の考え方を示すものとして、「子どもの居場所づくりに関する指針」は示されています。

子どもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

背景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、子どもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中で子どもが育つことが困難になっている。

複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、子どもを取り巻く環境の厳しさが増している。

価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、様々な地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方を示す必要がある。

理念

全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るために糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、子どもが本来持っている主体性や創造力を十分に發揮して社会で活躍していくよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

子どもの居場所づくり

子どもの居場所とは

- ・ こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- ・ その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- ・ 居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

子どもの居場所づくりとは

- ・ 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- ・ こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要である。
- ・ 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるることである。

対象となる居場所の範囲

子どもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの（例：学校や塾、習い事など）も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

対象となるこども・若者の年齢の範囲

子どもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

子どもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

① 子どもの声を聴き、子どもの視点に立ち、こどもとともににつくる居場所

— こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

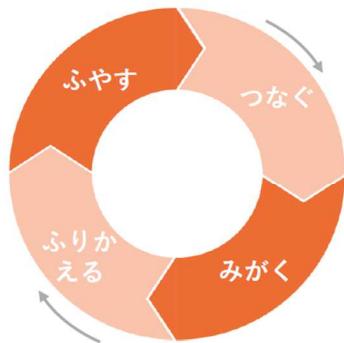
② 子どもの権利の擁護

— こども基本法等を踏まえ、子どもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

③ 官民の連携・協働

— 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

子どもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす

～多様な子どもの居場所がつくられる～

- ・ 地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持っているか等実態を把握する。
- ・ 学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・ 新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・ 持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・ 災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

～こどもが居場所につながる～

- ・ 居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくなる。
- ・ こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・ 自分で居場所を見つけにくくこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく

～こどもにとって、より良い居場所となる～

- ・ こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・ こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・ どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・ 居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・ 環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

～子どもの居場所づくりを検証する～

- ・ 居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。子どもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

子どもの居場所づくりに関する指針の概要③

子どもの居場所づくりに関する者（関係する者）の責務、役割と推進体制等

責務・役割

子どもの居場所づくりに関係する者の

推進体制等

子どもの居場所づくりに関する全ての者が、本指針で掲げる子どもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

民間団体・機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である民間団体・機関は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。地域住民は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、子どもの見守りなど積極的な役割が期待される。

学校や企業の役割

学校は、教育機関としての役割のみならず、居場所としての役割も担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。企業は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

地方公共団体や国の役割

市町村は、量・質両面から子どもの居場所づくりを計画的に推進する。都道府県は、市町村の取組を支える。国は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

国における推進体制

- ・本指針に基づき子どもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁のリーダーシップ**の下、関係府省庁が連携・協力しつつ、**政府一体となって子どもの居場所づくりを強力に推進**する。
- ・国が策定することも大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的な施策を推進する。

地方公共団体における推進体制

- ・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される**。とりわけ、福祉部門と教育部門との連携が重要である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
- ・こども基本法において、都道府県は、国のことども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。**子どもの居場所づくりについても都道府県や市町村のことども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。**

施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

- ・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。国において子どもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。また、調査研究や事例収集等を通じて、地域の子どもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。その際、こども・若者の参画を得るとともに、子どもの居場所づくりに関する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。
- ・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、**おおむね5年後を目途に見直しを行う**。

6. 健やか親子21と成育基本法

(1) 健やか親子21

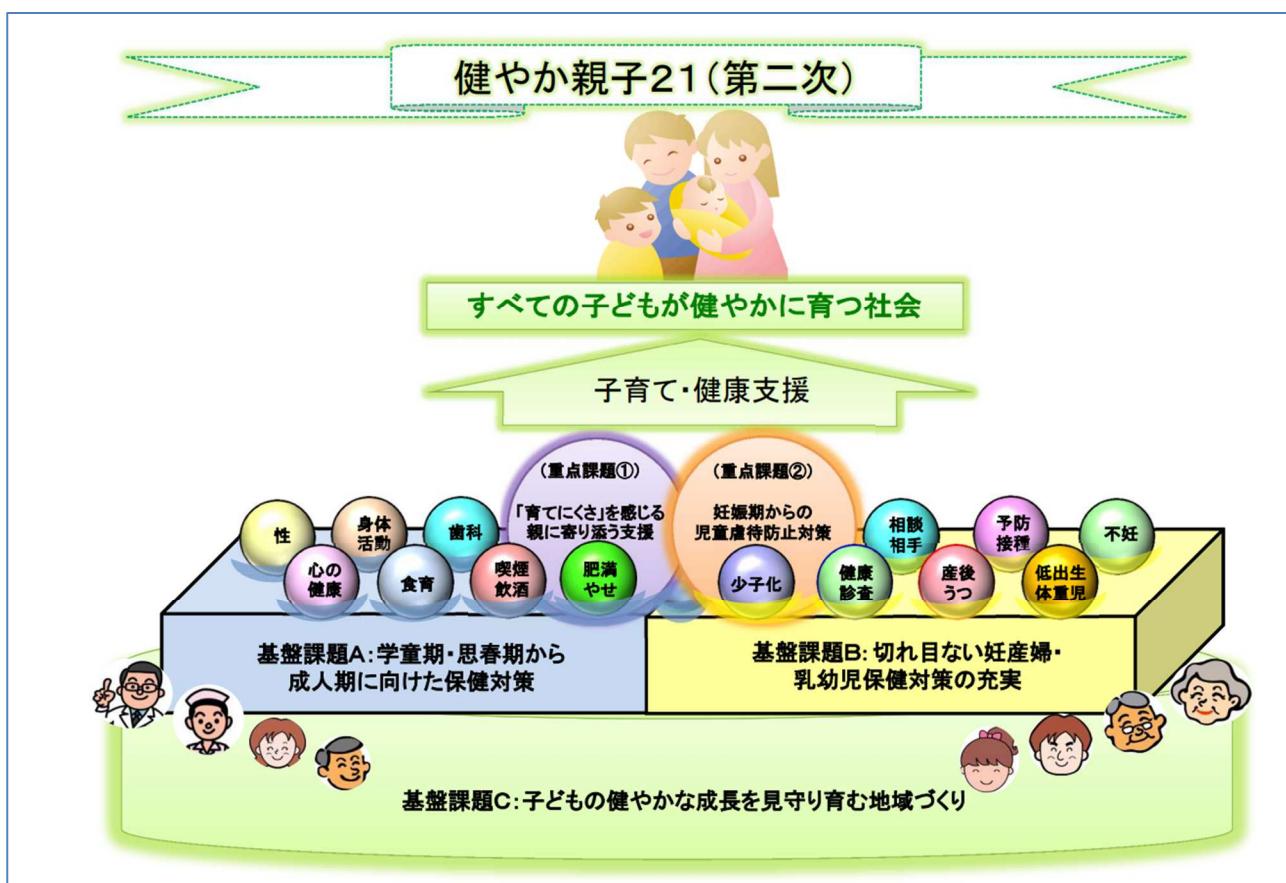
「健やか親子21」は、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する母子保健の国民運動として、平成13年より展開されてきており、令和5年度以降は、成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置付け、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進しています。

「健やか親子21」の取組により、子どもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者の方が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親や子どもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進していきます。

(2) 成育基本法

成育基本法は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的としています。成育医療等の提供に関する施策に関する基本理念のほか、国、地方公共団体、保護者、医療関係者などの責務を明らかにするとともに、成育医療等基本方針の策定、基本的施策となる事項などについて定めています。

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)



「健やか親子21(第2次)」における課題の概要

課題名	課題の説明	
基盤課題 A	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築を目指す。
基盤課題 B	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童生徒自らが、心身の健康に关心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指す。
基盤課題 C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指す。具体的には、国や地方公共団体による子育て支援施策の拡充に限らず、地域にある様々な資源(NPOや民間団体、母子愛育会や母子保健推進員等)との連携や役割分担の明確化が挙げられる。
重点課題 ①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信する様々な育てにくさ ^(※) のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ることを重点課題の一つとする。 ^(※) 育てにくさとは:子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含む。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合がある。
重点課題 ②	妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、①発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わることが重要であること、②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であることから重点課題の一つとする。

基盤課題A:切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会

基盤課題A
の目標

安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

参考とする指標

- ・周産期死亡率
- ・新生児死亡率、乳児(1歳未満)死亡率
- ・幼児(1~4歳)死亡率
- ・乳児のSIDS死亡率
- ・正期産児に占める低出生体重児の割合
- ・妊娠11週以下の妊娠の届出率
- ・出産後1ヶ月児の母乳育児の割合
- ・産後1か月でEPDS9点以上の複婦の割合
- ・1歳までのBCG接種を終了している者の割合
- ・1歳6か月までに三種混合・麻疹・風疹の予防接種を終了している者の割合
- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数
- ・災害などの突発事象が発生したときに、妊産婦の受け入れ体制について検討している都道府県の割合



健康水準の指標

- ・妊産婦死亡率
- ・全出生数中の低出生体重児の割合
- ・妊娠・出産について満足している者の割合
- ・むし歯のない3歳児の割合



健康行動の指標

- ・妊娠中の妊婦の喫煙率
- ・育児期間中の両親の喫煙率
- ・妊娠中の妊婦の飲酒率
- ・乳幼児健康診査の受診率(重点課題②再掲)
- ・小児救急電話相談(#8000)を知っている親の割合
- ・子どものかかりつけ医(医師・歯科医師など)を持つ親の割合
- ・仕上げ磨きをする親の割合



環境整備の指標

- ・妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合(重点課題②再掲)
- ・妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合
- ・産後1か月でEPDS9点以上を示した人へのフォローアップ体制がある市区町村の割合
- ・ハイリスク児に対し保健師等が退院後早期に訪問する体制がある市区町村の割合、市町村のハイリスク児の早期訪問体制構築等に対する支援をしている県型保健所の割合
- ・乳幼児健康診査事業を評価する体制がある市区町村の割合、市町村の乳幼児健康診査事業の評価体制構築への支援をしている県型保健所の割合

基盤課題B: 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会

課題
の目標

子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実

参考とする指標

- ・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合
- ・スクールソーシャルワーカーの配置状況
- ・思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合
- ・家族など誰かと食事をする子どもの割合



健康水準の指標

- ・十代の自殺死亡率
- ・十代の人工妊娠中絶率
- ・十代の性感染症罹患率
- ・児童・生徒における瘦身傾向児の割合
- ・児童・生徒における肥満傾向児の割合
- ・歯肉に炎症がある十代の割合



健康行動の指標

- ・十代の喫煙率
- ・十代の飲酒率
- ・朝食を欠食する子どもの割合



環境整備の指標

- ・学校保健委員会を開催している小学校、中学校、高等学校の割合
- ・地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況

基盤課題C: 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会

基盤課題C
の目標

妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくり

参考とする指標

- ・個人の希望する子ど�数、個人の希望する子ど�数と出生子ど�数の差
- ・不慮の事故による死亡率
- ・事故防止対策を実施している市区町村の割合
- ・乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合
- ・父親の育児休業取得割合



健康水準の指標

- ・この地域で子育てをしたいと思う親の割合
- ・妊娠中、仕事を続けることに対する職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合



健康行動の指標

- ・マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合
- ・マタニティマークを知っている国民の割合
- ・主体的に育児に関わっていると感じている父親の割合



環境整備の指標

- ・乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市区町村の割合、市町村の乳幼児健康診査の未受診者把握への取組に対する支援をしている県型保健所の割合
- ・育児不安の親のグループ活動を支援している市区町村の割合
- ・母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる地方公共団体の割合

重点課題①: 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会



重点課題①
の目標

親や子どもの多様性を尊重し、それを支える社会の構築

参考とする指標

- ・小児人口に対する親子の心の問題に対応できる技術を持つ小児科医の割合
- ・小児人口に対する児童精神科医師の割合
- ・情緒障害児短期治療施設の施設数
- ・就学前の障害児に対する通所支援の利用者数
- ・障害児支援を主要な課題とする協議体を設置している市区町村数



健康水準の指標

- ・ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合
- ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合

基盤課題A
切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策



健康行動の指標

- ・子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合
- ・発達障害を知っている国民の割合

基盤課題C
子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

環境整備の指標

- ・発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制がある市区町村の割合、市町村における発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援の取組を支援している県型保健所の割合

基盤課題B
学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会



重点課題②
の目標

児童虐待のない社会の構築

参考とする指標

- ・児童相談所における児童虐待相談の対応件数
- ・市町村の児童虐待相談対応件数



健康水準の指標

- ・児童虐待による死亡数
- ・子どもを虐待していると思う親の割合

基盤課題C
子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

基盤課題A
切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策



健康行動の指標

- ・乳幼児健康診査の受診率(基盤課題A再掲)
- ・児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている国民の割合
- ・乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合

基盤課題B
学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- ・妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合（基盤課題A再掲）
- ・対象家庭全てに対し、乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村の割合
- ・養育支援が必要と認めた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施している市区町村の割合
- ・特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対してグループ活動等による支援(市町村への支援も含む)をしている県型保健所の割合
- ・要保護児童対策地域協議会の実務者会議、若しくはケース検討会議に、産婦人科医療機関の関係職種(産婦人科医又は看護師や助産師)が参画している市区町村の割合
- ・関係団体の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施している地方公共団体の割合
- ・児童虐待に対応する体制を整えている医療機関の数

※資料などはこども家庭庁HPから引用

第3章 計画の基本的な考え方

第Ⅰ 基本理念

**全ての子どもが夢や希望を叶えるため、権利の主体として尊重されるとともに
安心と挑戦が保障され、自立できる社会の実現
～生涯にわたるウェルビーイング向上を目指す～**

県総合計画では、本県の目指すべき姿を「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」としており、「人それぞれで異なる幸福を得るため、それぞれの方が自分なりに選び、歩みを進めていけること」を追求した先に本県の求める「豊かさ」があるとしています。

これを踏まえ、本計画では「全ての子どもが夢や希望を叶えるため、権利の主体として尊重されるとともに安心と挑戦が保障され、自立できる社会の実現」を基本理念とします。

そして、こうした社会の実現により、すべての県民のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上を目指します。

現在では、夢や希望を叶える上では、認知的能力（読み書き能力、学習達成度テスト、成績などで測定可能な能力）だけでなく、非認知的能力（社会情動的能力とも言い、忍耐、自己肯定感、社交性などの測定が難しいと認識されている能力）も重要な役割を果たすということが分かっています。

さらに「アタッチメント（愛着）」の形成が非認知的能力の獲得につながることや、身につける能力には順序性があり、非認知的能力が認知的能力を育て、その認知的能力と非認知的能力が、小学校以降の主体的な学習態度を育っていくという関係性があるということも分かっております。

また、「自立」という言葉の本来の意味は「他からの助けを受けず、また、支配されることなく、自力で生きていくこと」ですが、福祉の分野では「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」、「自分の能力を活用して社会活動に参加すること」という意味で用いられており、こうした意味での「自立」が実現されるにあたっても、幼児期における「アタッチメント（愛着）」の形成が極めて重要であるとされています。

「アタッチメント（愛着）」は、子どもが自分や社会への基本的な信頼感を得るために欠くことのできないものであり、子どもが怖くて不安な時などに身近なおとな（愛着対象）がその気持ちを受け止め、子どもの中身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台です。

また、子どもは生まれながらにして権利の主体であり、その固有の権利は保障されなければなりませんが、現状においてはいくつかの場面において、子どもの権利が侵害されている状況があります。

児童虐待などは分かりやすい権利侵害ですが、それ以外でも過度な負担により十分に遊びや休息がもてない状況や、過度な管理により子どもの意見やプライバシーが尊重されない状況なども、子どもの権利侵害にあたるため、注意が必要です。

権利はそもそも保障されるべきではありますが、権利侵害を受けて育つことで「アタッチメント（愛着）」の形成が阻害され、将来に対して夢や希望を持つことが困難になり、円滑な自立に支障が生じるといった観点からも、子どもが権利の主体として尊重されることは重要です。

こどもが健やかに成長する上では、保護者が子育てについて第一義的な責任を有しています。

そのため、保護者がこどもと向き合い、安心と誇りを持ってこどもを産み育てることができることや、日々成長するこどもの姿に感動し、親が親として成長していくことに大きな喜びや生きがいを感じることは、こどもの幸せという観点からも重要です。

しかし、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化など、家庭やこどもを取り巻く環境が大きく変化している現状においては、保護者や家庭の中だけで、子育てを十分に担うことが難しくなっています。

そのため、こどもの誕生前から、その親を支え、こどもの権利が保障される中で、幼児期までの育ちがしっかりと支えられていくことが重要です。

また、行政はもとより、県民、保育・教育関係者、事業主などすべての県民が、それぞれの役割を担い、一体となって社会全体で子育てを支援する取り組みを進める中で、保育者に加え、こどもと密に接する特定の身近なおとなも含めた中で、全てのこどもに「アタッチメント（愛着）」の形成が保障されることが必要です。

こうして獲得された安心の土台に立って、多様なこどもやおとなとの出会い、モノ・自然・絵本等・場所といった環境との関わりといったものを通して、様々な感覚を働かせながら、環境からの刺激を受ける、豊かな「挑戦」の機会を通して、自己肯定感等の非認知的能力が育まれることで、こどもの「自立」が図られていくと考えています。

第2 基本方針と基本目標

計画の策定にあたっては、国の策定した「こども大綱」を勘案することとなっていることから、「こども大綱」で掲げる基本的な方針などを踏まえ、6つの基本方針を設定しています。

また、計画で目指す姿を具体的に明らかにするため、こども・若者が「幸せな生活を送るために必要なこと」について意見聴取を実施し、この中で多かった意見などを踏まえ、11の基本目標を設定しています。

I. こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える

こどもは権利の主体として尊重され、良好な育ちが保障される必要があります。母子の健康を守り、出産時のリスクを減少させる妊産婦への保健施策は、誕生前から子どもの権利を保障するという意味からも重要です。このため、県では親子の幸せな育ちを支えるため、子どもの誕生前から生涯にわたる切れ目ない支援の実現を目指します。

<基本目標>

- (1)全ての子どもの意見が尊重されている
- (2)子育てが社会全体から支えられている
- (3)全ての子どもに信頼が育まれている

2. はじめの100か月を支える環境の充実

愛情豊かな環境の中で、身近な大人との間にアタッチメントが形成されることで、こどもはその安心を土台とした様々な挑戦が可能となり、その後の学習態度や社会的自立に大きな影響のある「社会情緒的能力」いわゆる「非認知的能力」が育まれます。県ではこの重要な時期を支える環境の充実に向けて、保護者・養育者の支援とともに、外在化した養育の場の充実を目指します。

<基本目標>

- (4)全ての子どもに自己肯定感が育まれている
- (5)全ての子育て当事者に子育てを楽しむ余裕がある

3. 将来に対する希望の形成と実現の支援

経済状況の不安定さや将来の収入に対する不安を大きな要因として、将来に明るい希望を抱けない子ども・若者が増えています。計画策定の中で実施した意見聴取や各種調査でもこうした意見はとても多くありました。こうした中において、子ども・若者が将来に希望を抱けるようになるためには、現在の親世代の生活を支えることで、不安を取り除くことが重要です。また、具体的な目標設定や達成方法を学ぶことで自己効力感の向上を図り、成功体験を積み重ねることで自己肯定感の向上が図られることも重要です。県では子育て世代への支援とともに、子ども・若者の自己肯定感と自己効力感の向上に努めます。

<基本目標>

- (6)全ての子どもが将来に夢や希望をもっている
- (7)全ての子どもに自分の居場所がある

4. 困難な状況にあるこども・若者への支援

人間にとって、幸福感の最も大きな要素の1つは良好な人間関係であり、円滑な社会参加はウェルビーイングの実現に向けて重要です。様々な理由により日常生活や社会参加を円滑に送ることができていない状況に対して、適切な支援を行うことで自立への道を開くことで、全てのこども・若者の幸せの実現を図ります。

<基本目標>

- (8)全てのこどもが円滑に社会生活を送っている

5. 貧困の解消と連鎖の防止

貧困はこどもの基本的な権利を侵害する大きな要因です。すべてのこどもが適切な生活水準、教育、保健医療を受ける権利を持つとされていますが、貧困によりこれらの権利が十分に保障されないことがあります。貧困家庭のこどもは、栄養不足や健康問題に直面しやすく、教育機会も限られがちです。これにより、将来的な社会的・経済的な成功が妨げられる可能性があります。また、貧困はこどもの心理的なストレスや不安を増大させ、健全な発達を阻害することもあります。

このため県では、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援、経済的支援の4つを施策の柱として、貧困の状態にあるこどもが健やかに育成される環境の整備と教育を受ける機会の均等を図ります。

<基本目標>

- (9)貧困の解消と連鎖の防止が図られている

6. 良好な成育環境の確保

安全・安心な生活環境は、こどもの情緒的安定と健全な成長に重要です。そのためには地域の安全が守られるとともに、こども・子育てが社会全体から温かく支えられることも重要です。

また、夢ややりたいことの実現に向けて必要な知識や技術を身につけられることもこども・若者の生活満足度の向上に向けては重要です。

<基本目標>

- (10)全てのこどもが生活環境に満足している
- (11)子育て当事者が子育てしやすい地域だと感じている

第3 計画の体系

基本理念で掲げる社会の実現に向けて、次のとおり施策を展開します。

基本理念	基本方針	基本目標	基本施策
全てのこどもが夢や希望を叶えるため、 権利の主体として尊重されるとともに 安心と挑戦が保障され、自立できる社会の実現	1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える	(1)全てのこどもの意見が尊重されている	①こどもの権利に関する理解促進 ②多様なこどもの意見表明機会充実
		(2)子育てが社会全体から支えられている	③こども・子育てを支える地域づくり ④妊娠・出産を望む方への支援 ⑤妊産婦への保健施策
		(3)全てのこどもに信頼が育まれている	⑥成育過程にある者への保健施策 ⑦こどもの権利の侵害防止
	2 はじめの100か月を支える環境の充実	(4)全てのこどもに自己肯定感が育まれている	⑧アタッチメントの形成促進 ⑨遊びや体験機会の充実
		(5)全ての子育て当事者に子育てを楽しむ余裕がある	⑩保護者・養育者の支援・応援 ⑪地域子ども・子育て支援事業の推進
	3 将来に対する希望の形成と実現の支援	(6)全てのこどもが将来に夢や希望をもっている	⑫自己肯定感の向上に向けた取組 ⑬所得向上に向けた取組 ⑭子育て負担の軽減 ⑮仕事と生活の両立支援
		(7)全てのこどもに自分の居場所がある	⑯こどもの居場所づくり
	4 困難な状況にあるこども・若者への支援	(8)全てのこどもが円滑に社会生活を送っている	⑰ひきこもりへの対策・支援 ⑱いじめ、不登校、中途退学等への対策・支援 ⑲障害児・医療的ケア児等への支援 ⑳多様な育ちに応じた支援 ㉑社会的養護を必要とするこどもへの支援 ㉒ヤングケアラーへの支援 ㉓ひとり親家庭への支援
	5 貧困の解消と連鎖の防止	(9)貧困の解消と連鎖の防止が図られている	㉔教育の支援 ㉕生活の安定に資するための支援 ㉖保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援 ㉗経済的支援
	6 良好的な成育環境の確保	(10)全てのこどもが生活環境に満足している	㉘教育環境の充実 ㉙良質な生活環境の整備
		(11)子育て当事者が子育てしやすい地域だと感じている	㉚こども・子育てにやさしい社会の実現 ㉛社会環境の健全化推進 ㉜インターネットの適正利用の推進

第4 目標達成のためのプロセス

基本理念で掲げる社会の実現に向けて、各基本目標に評価指標を設定するとともに、基本目標の達成のために設定した各基本施策により計画期間に達成を目指す目標値（中期目標）を設定し、基本目標の実現に向けた施策と手段の論理的なつながりを明確化します。

I. 基本目標の評価指標

基本目標	指標名	現状	目標	出典
(1)	自分の行動や意見で国や社会を変えられると思う子ども・若者の割合	45.2% R6	上昇	山梨県こども・若者の意識調査
(2)	子育てについて社会全体から支えられていると思う子育て当事者の割合（7点以上の割合）	28.0% R5	上昇	山梨県こども計画策定に係るアンケート調査
(3)	困った時に安心して頼れる人がいると考える子ども・若者の割合	94.4% R6	上昇	山梨県こども・若者の意識調査
(4)	自分のことを好きだと思う子ども・若者の割合	69.1% R6	上昇	山梨県こども・若者の意識調査
(5)	子育てを楽しいと思う子育て当事者の割合（7点以上の割合）	72.5% R5	上昇	山梨県こども計画策定に係るアンケート調査
(6)	自分の将来に明るい希望があると思う子ども・若者の割合	82.4% R6	上昇	山梨県こども・若者の意識調査
(7)	自分には居場所があると考える子ども・若者の割合	97.5% R6	上昇	山梨県こども・若者の意識調査
(8)	社会生活や日常生活を円滑に送ることができていると思う子ども・若者の割合	81.9% R6	上昇	山梨県こども・若者の意識調査
(9)	夢ややりたいことが実現可能な環境になっていると思う子ども・若者の割合	70.4% R6	上昇	山梨県こども・若者の意識調査
(10)	生活環境に満足していると思う子ども・若者の割合	90.5% R6	上昇	山梨県こども・若者の意識調査
(11)	住んでいる地域を子育てしやすい地域だと思う子育て当事者の割合（7点以上の割合）	47.8% R5	上昇	山梨県こども計画策定に係るアンケート調査

2. 基本施策の評価指標(中期目標)

基本 施 策	到達目標 ※評価指標	現状	目標	出典
①	子どもの権利に関する理解促進 ※こどもが権利の主体であることを十分に理解している教育・保育関係者の割合（「どちらか」というと理解している」を含まない）	33.1%	100%	保育所・放課後児童クラブ等で働く方へのアンケート調査
②	多様な子どもの意見表明機会充実 ※声の上げにくいこどもへの意見聴取について、それぞれの事情に応じた意見聴取ができている割合	—	100%	県子育て政策課調べ
③	こども・子育てを支える地域づくり ※親と子を支援する地域密着組織活動が展開する市町村の割合（現状は、愛育班・ファミサポ・ホームスタートのいずれかの活動がある市町村の割合）	81.5% R5	100%	県子育て政策課調べ
④	妊娠・出産を望む方への支援 ※妊娠11週以内での妊娠の届出率	93.1% R4	100%	地域保健・健康増進事業報告
⑤	妊産婦への保健施策 ※産後1か月時点での産後うつハイスキス者（質問票9点以上）の割合	7.9% R4	0%	母子保健事業報告年報
⑥	成育過程にある者への保健施策 ※気持ち・精神（メンタル）の状態について良いと思う子どもの割合	82.3% R6	100%	山梨県こども・若者の意識調査
⑦	子どもの権利侵害防止 ※子どもの権利が守られていると感じる子どもの割合	47.8% R6	100%	山梨県こども・若者の意識調査
⑧	アタッチメントの形成促進 ※十分に子どもに向き合えていると感じる保育所等職員の割合（「どちらか」というと思う」を含まない）	26.4% R6	100%	保育所・放課後児童クラブ等で働く方へのアンケート調査
⑨	遊びや体験機会の充実 ※子どもの遊び場が足りないと感じる子育て当事者の割合	40.2% R5	0%	山梨県こども計画策定に係るアンケート調査
⑩	保護者・養育者の支援・応援 ※周囲の目を気にしてレスパイトを利用できない子育て当事者の割合	4.3% R5	0%	山梨県こども計画策定に係るアンケート調査
⑪	地域子ども・子育て支援事業の推進 ※ゆったりとした気分で子どもと過ごせる母親の割合	75.5% R4	100%	乳幼児健康診査問診（3歳児）
⑫	自己肯定感の向上に向けた取組 ※周りの人に認められていると思う子ども・若者の割合	80.3% R6	100%	山梨県こども・若者の意識調査
⑬	所得向上に向けた取組 ※「やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ構想」に基づき推進			

基本 施策	到達目標 ※評価指標	現状	目標	出典
⑯	子育て負担の軽減 ※将来的に自分が子育てができるか不安に感じる子どもの割合	57.5% R6	0%	山梨県こども・若者の意識調査
⑰	仕事と生活の両立支援 ※希望した時期から保育を利用できなかった子育て当事者の割合	7.3% R5	0%	令和5年度山梨県子ども計画策定に係るアンケート調査
⑱	子どもの居場所づくり ※放課後児童クラブでの過ごし方に満足している子どもの割合	80.5% R6	100%	放課後児童クラブに関する利用者アンケート調査
⑲	ひきこもりへの対策・支援 ※外出頻度が少ないこども・若者の割合	4.0% R5	低下	子ども・若者の意識と行動に関する調査
⑳	いじめ、不登校、中途退学等への対策・支援 ※「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)」における学校内外の機関で相談・支援を受けている不登校児童生徒の割合	小中 66.5% 高校 60.0% R4	小中 100% 高校 100%	山梨県教育振興基本計画
㉑	障害児・医療的ケア児等への支援 ※「やまなし障害児・障害者プラン2024」を着実に推進			
㉒	多様な育ちに応じた支援 ※「やまなし多文化共生社会実現構想」に基づき推進			
㉓	社会的養護を必要とするこどもへの支援 ※「やまなし社会的養育推進計画」を着実に推進			
㉔	ヤングケアラーへの支援 ※「山梨県ヤングケアラー支援計画」を着実に推進			
㉕	ひとり親家庭への支援 ※「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」を着実に推進			
㉖	教育の支援 ※生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	38.1% R5	45.0%	県子ども福祉課調べ
㉗	生活の安定に資するための支援 ※ひとり親世帯の悩みごとの相談相手がいる割合	母子家庭 85.6% 父子家庭 72.0%	母子家庭 100% 父子家庭 100%	山梨県ひとり親家庭実態調査
㉘	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援 ※ひとり親家庭における親の正規の職員・従業員の割合	母子家庭 44.6% 父子家庭 62.9%	母子家庭 60.0% 父子家庭 80.0%	山梨県ひとり親家庭実態調査
㉙	経済的支援 ※ひとり親世帯における親が養育費を文書により取り決めている割合	母子家庭 54.8% 父子家庭 40.4%	母子家庭 80.0% 父子家庭 60.0%	山梨県ひとり親家庭実態調査

基本 施策	到達目標 ※評価指標	現状	目標	出典
㉙	教育環境の充実 ※「山梨県教育振興基本計画」に基づき推進			
㉚	良質な生活環境の整備 ※住んでいる地域を安全・安心と感じることもの割合	89.0% R5	100%	令和5年度山梨県子ども計画策定に係るアンケート
㉛	こども・子育てにやさしい社会の実現 ※使えるサービス等に関して情報の得やすさが不足していると感じる子育て当事者の割合	28.3% R5	0%	令和5年度山梨県子ども計画策定に係るアンケート
㉜	社会環境の健全化推進 ※有害図書類・有害がん具類自動販売機の設置台数	5台	0台	青少年を取り巻く社会環境実態調査
㉝	インターネットの適正利用の推進 ※保護者が子どものフィルタリングを設定している割合	33.4%	50.0%	ほっと!ネットセミナー講座受講者アンケート

第4章 施策の展開

第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える

① こどもの権利に関する理解促進					
重点施策	教育・保育関係者への理解促進				
評価指標	教育・保育に関わる職員のこどもの権利に関する研修受講率				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	20%	40%	60%	80%	100%
個別施策	施策内容			担当課	
こどもの権利に関する普及啓発	こどもの権利条約やこども基本法の内容を広く周知するための取組を推進します。			子ども福祉課 子育て政策課	
教育・保育関係者への理解促進	教育・保育に関わる職員のこどもの権利に関する理解の促進に努めます。			子育て政策課	

② 多様なこどもの意見表明機会充実					
重点施策	関係者との連携体制構築				
評価指標	多様なこどもに関わる組織との関係づくり				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	20%	40%	60%	80%	100%
個別施策	施策内容			担当課	
子どもの権利擁護に係る環境整備	児童相談所職員が行う被措置児童への意見聴取措置への体制整備及び、被措置児童の意見表明等の支援を行います。			子ども福祉課	
関係者との連携体制構築	様々な理由により声をあげにくい状況にあるこどもを支援する組織などとの関係構築により、それぞれの事情に左右されず、すべてのこどもが等しく意見表明ができる環境を目指します。			子育て政策課	
こどもの意見表明機会充実	こどもの意見表明機会の充実を図るために、こどもの意見を聴くための取り組みを進めます。			子育て政策課	

③ こども・子育てを支える地域づくり					
重点施策	地域分析と市町村支援				
評価指標	支援を行った回数				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	4回	8回	12回	16回	20回
個別施策	施策内容			担当課	
周産期医療・小児医療等の充実	妊婦が安心して出産できる体制を確保するため、産科医の確保、助産師の活用、分娩の取り扱いを中止した医療機関のある地域への対応などの取り組みを進めます。			医務課	
周産期医療・小児医療等の充実	ハイリスクな母体及び新生児に対して高度で専門的な医療を迅速に提供するた			医務課 子育て政策課	

	めの総合周産期母子医療センター等の充実を図るとともに、周産期救急搬送体制を確保します。	
周産期医療・小児医療等の充実	休日や夜間における小児初期救急医療センター及び小児病院群輪番制病院の運営を支援します。	医務課
周産期医療・小児医療等の充実	子どもの急病時の対応等について、情報提供に努めるとともに、小児科専門看護師による休日や夜間の電話相談を行います。	医務課
地域における子育て支援サービスの充実	地域における妊婦や乳幼児のいる家庭への声かけ活動などを通して、親の子育ての不安や孤立を解消する愛育会活動等を支援します。	子育て政策課
地域における子育て支援サービスの充実	地域における多様な子育て支援活動を促進するため、子育て支援を主な活動とする団体やNPO法人との連携を図るとともに、子育て支援団体や子育てサークルなども含めたネットワークづくりを推進します。	子育て政策課
地域における子育て支援サービスの充実	地域における子育て支援サービスの質の向上を図るため、研修会を実施します。	子育て政策課
こども家庭センターの展開支援	市町村における総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点の機能整備と運営強化に向けて市町村の取り組みを支援し、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めます。	子育て政策課 子ども福祉課
地域分析と市町村支援	地域における子育て支援の状況や、国制度なども踏まえ、市町村に対する情報提供や助言などの支援を行います。	子育て政策課
育児を孤立させない支援	子育て相談総合窓口を設置し、育児不安や悩み、疑問に関する電話相談や面接相談、及びカウンセリングを行います。	生涯学習課

④ 妊娠・出産を望む方への支援					
重点施策	プレコンセプションケアの推進				
評価指標	プレコンセプションケアに関する啓発が図られた人数				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	2000 人	4000 人	6000 人	8000 人	10000 人
個別施策	施策内容			担当課	
プレコンセプションケアの推進	妊娠・出産に対する知識の普及を図るとともに、仕事、結婚、子育てなどの人生のイベントを踏まえて、多様な選択肢の中から自分らしいライフデザイン考え、将来の妊娠を考えながら自分たちの生活や健康に向き合い、健康な生活習慣を身につ			子育て政策課	

	けるきっかけを提供する。	
妊娠・出産を叶えるための支援	不妊検査や治療への不安、医療機関の情報の不足など、不妊に悩む夫婦への相談対応や適切な情報提供を推進します。また、不妊治療は経済的負担が大きいため、その経費の軽減を図ります。	子育て政策課
妊娠・出産を叶えるための支援	子どもを望む夫婦等に対し、不妊症・不育症に関する相談・情報提供を行う	子育て政策課
妊娠・出産を叶えるための支援	子どもを望む夫婦が不妊治療を受けやすい環境を整備するため、胚培養士の人材育成を進める。	子育て政策課

⑤ 妊産婦等への保健施策					
重点施策	メンタルヘルス対策の充実				
評価指標	必要時に適切な支援につなげられる市町村数(支援体制の構築)				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	3市町村	9市町村	15市町村	21市町村	27市町村
個別施策	施策内容			担当課	
産前産後の支援	乳幼児の異常の早期発見や子育て支援のため、妊婦も含めた母と子を対象とした健康相談などの育児等健康支援活動を促進するとともに、市町村が行う訪問体制の整備など母子保健の充実に向けた取り組みを促進します。			子育て政策課	
産前産後の支援	出産前と出産後の母親が持つ不安を軽減し、産後間もない母親の支援を行う産前産後ケアセンターを支援します。			子育て政策課	
産前産後の支援	出産前後の母親が持つ不安の軽減等を図るため、年中無休 24 時間対応の電話相談窓口を設置します。			子育て政策課	
メンタルヘルス対策の充実	医療機関、市町村等関係者が連携し、支援力を強化することで妊産婦のメンタルヘルスの向上を図ります。			子育て政策課	
口腔の健康の保持・増進	妊娠期の母親の口の健康は、子どもの発育などに影響を与え、子どもの生涯を通じた健康づくりの基盤となることから、妊娠期と子どもの乳幼児期の歯科保健教育の推進を図ります。			健康増進課	

⑥ 成育過程にある者への保健施策					
重点施策	乳幼児健診等の推進				
評価指標	就学時健診前に発達が気になる子どものフォローができるている市町村数(5 歳児健診等)				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	3市町村	9市町村	15市町村	21市町村	27市町村
個別施策	施策内容			担当課	
乳幼児健診等の推進	乳幼児が健やかに成長・発達できるよう、			健康増進課	

	市町村が行う健康診査等との連携を図りながら、医師や保健師などによる専門的な支援を行います。	
乳幼児健診等の推進	発達の遅れや疾病等について早期発見・早期療養が図られる体制整備を図ります。	子育て政策課
食育の推進	子どもの食生活改善と「食」を通じた心の健全育成を図るため、家族の団らんの大切さや食事の楽しさを学ぶ取り組みを推進します。	健康増進課
食育の推進	保育所、幼稚園、児童館等に出向いて、子どもに対する食育教室・講座等を行う「やまなし食育推進ボランティア」の活動促進を図ります。	県民生活安全課
食育の推進	幼児・児童・生徒の発達段階や実態に即し、給食や様々な体験活動等を通して子どもたちの望ましい食習慣の育成と、バランスのとれた食生活の形成に努めます。	保健体育課
性に関する正しい知識の普及啓発	10代の人工妊娠中絶や性感染症の増大等の問題に対応するため、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。	感染症対策グループ
子どもの喫煙、飲酒、薬物乱用を防止	子どもの喫煙、飲酒、薬物乱用を防止するため、地域関係者と連携して、防煙教育や飲酒・薬物の心身の発達への影響についての出張講座などにより、正しい知識理解と望ましい行動につながる実践力の育成に努めます。	健康増進課 保健体育課
受動喫煙対策の推進	市町村や保健医療関係団体、医療保険者、事業所等との協働により、施設管理者へ受動喫煙対策の意義・必要性、義務について周知を継続して行います。 また、受動喫煙が健康に及ぼす影響等について、普及啓発を強化していきます。	健康増進課
心の健康づくり	精神発達の途上にある青少年の精神的健康の保持・増進や適応障害の予防と早期発見のため、思春期に関する相談窓口を設置・運営します。	健康増進課
心の健康づくり	児童思春期精神科医療の充実を図るとともに、医療・保健・福祉など関係者の資質向上を図り、連携して心に問題を抱えた児童に適切な医療の提供や相談支援を行います。	子ども福祉課
心の健康づくり	将来の親となる世代が子育てや家庭の大切さについての理解を深めるため、赤ちゃんとのふれあい体験等の取り組みを推進します。	子育て政策課

⑦ こどもの権利侵害防止					
重点施策	こどもの権利保障に関する教育委員会部局等との連携				
評価指標	こどもの権利保障に関し、学校・施設等に働きかけられる関係の構築				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	体制構築	体制構築	体制構築	体制構築	体制構築
個別施策	施策内容			担当課	
育児を孤立させない支援	乳児のいる家庭を訪問して、育児に関する不安や悩みの相談を受け、地域の子育て支援に関する情報を伝え、家庭の養育環境を把握し助言を行う訪問型養育支援を推進します。			子育て政策課	
育児を孤立させない支援	適切な養育を確保するため、養育支援が必要な家庭には定期的に育児支援や家事支援、養育に関する指導助言等を行います。			子育て政策課	
こどもの権利保障に関する教育委員会部局等との連携	学校や保育の現場などにおけるこどもの権利保障に向けて、教育委員会部局等との連携を図ります。			子育て政策課	
子どもの権利擁護機関運営	学校や家庭内でのトラブル、勉強や将来に対する不安、日常生活の困りごとなど、子どもに関するあらゆる相談に対応するための相談室「子どもの権利相談室やまなしスマイル」を運営するとともに、権利侵害を受けた（受けている）子どもや保護者からの権利侵害救済の申出を受付け、権利侵害の解決に向けた支援を行う権利擁護機関「山梨県子ども支援委員会」の運営を行います。			子ども福祉課	

第2 はじめの100か月を支える環境の充実

⑧ アタッチメントの形成促進					
重点施策	こどもと向き合える現場づくり				
評価指標	こどもと向き合える現場づくりに取り組む保育園等の割合				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	10%	20%	30%	60%	100%
個別施策	施策内容			担当課	
親と子の関係づくり	読み聞かせを通じた親と子のコミュニケーションによる良好な親子関係の構築を促進します。			子育て政策課 生涯学習課	
親と子の関係づくり	アタッチメントの形成に関する重要性について周知を図ります。			子育て政策課	
こどもと向き合える現場づくり	保育士の負担軽減を図ると同時に、きめ細かで質の高い保育を実現していくため、保育指導職の配置や、あるべき保育士の配置基準などについて議論を進めます。			子育て政策課	
こどもと向き合える現場づくり	国における保育士等の配置基準の改善を踏まえ、県内全ての園で4・5歳児保育25:1が実現するよう取組を進めます。			子育て政策課	
教育・保育の質の向上	保育団体、幼稚園団体、全保育士養成校、幼稚園教諭免許状取得可能校、関係行政機関等、保育や幼児教育の関係者が一堂に会し、保育人材の確保や保育の質の向上について検討を深めます。			子育て政策課	
教育・保育の質の向上	公立・私立の別や施設の種類を超えて、一体的な幼児教育推進体制の充実を図り、教育・保育の専門性の向上のため、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等を対象とした研修会や、幼稚園、保育所、認定こども園等のさらなる質の向上のための相互交流を図る合同の研修会を実施します。			義務教育課	
教育・保育の質の向上	「やまなし幼児教育センター」を核として、諸機関と連携し、社会の変化や課題、幼児教育の現状や本県の特長を明らかにし、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の一層の充実と振興を図ります。			義務教育課	
教育・保育の質の向上	認定こども園、幼稚園、保育所の自己評価を推進するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所に対する監査指導を適正に執行し、教育・保育の質の向上を図ります。また、保育所における第三者評価事業への取り組みを推進します。			福祉保健総務課	
教育・保育の質の向上	認可保育所の補完的な役割を果たしている認可外保育施設について、適正な運営の確保などに向けた取り組みを推進し			子育て政策課	

	ます。	
--	-----	--

⑨遊びや体験機会の充実					
重点施策	遊びや体験の場に関する情報の充実				
評価指標	県内の遊びや体験の場についてやまなし子育てネットで共有する市町村数				
目標値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	3市町村	9市町村	15市町村	21市町村	27市町村
個別施策	施策内容	担当課			
自然体験活動の推進	豊かな自然環境を生かしながら、子どもに自然とふれあう機会を十分に提供し、生命の尊重、健康な心と体、自立心、豊かな感性と表現などの生きしていくために必要な力を身につけた子どもの育成を推進します。	子育て政策課			
遊びや体験の場・機会の充実	外の世界への挑戦につながる、様々な人や自然・絵本などの環境と出会い、興味・関心に応じた遊びと体験の充実につながる取り組みを推進します。	子育て政策課			
遊びや体験の場に関する情報の充実	どこに住んでいても、十分に遊びや体験の場につながることができるように、県内全ての市町村における遊びと体験の場に関する情報発信に取り組みます。	子育て政策課			
森林環境教育	将来を担う子どもを対象に、森林や公園等でどんぐりを集める活動を通じて、緑に親しみ、森林への理解を深める心を醸成します。	森林整備課			

⑩保護者・養育者の支援・応援					
重点施策	支援を受けやすい環境づくり				
評価指標	子育て支援を受けることへの抵抗感を減らすための取り組みを行う市町村数				
目標値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	3市町村	9市町村	15市町村	21市町村	27市町村
個別施策	施策内容	担当課			
子育て支援施策の周知	家庭教育支援番組や各種メディアを利用して家庭教育や相談体制に関わる情報提供を行います。	生涯学習課			
子育て支援施策の周知	子育て中の親と子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供などを行うとともに、職員研修等を行い、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を図ります。	子育て政策課			
男女共同参画社会づくりに向けた取組	社会全体に対して、男女共同参画推進及び女性活躍に必要な意識改革や行動変容を促すための取り組みを実施します。	男女共同参画・外国人材活躍推進課			
支援を受けやすい環境づくり	必要としている人が必要なタイミングで	子育て政策課			

	支援につながれるよう、制度やサービスの存在を知らない、支援・応援を受けることへの躊躇や偏見の解消など、支援・応援へのつながりを阻む障壁の打破に取り組みます。	
こどもが安全に暮らせる対策の検討と啓発	安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、予測可能な子どもの死亡を減らし、効果的な予防策を講じる取り組みを推進します。	子育て政策課

⑪ 地域子ども・子育て支援の充実					
重点施策	地域における子育て支援サービスの充実				
評価指標	実施されていない支援がある市町村への相談・助言				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	3市町村	9市町村	15市町村	21市町村	27市町村
個別施策	施策内容			担当課	
地域における子育て支援サービスの充実	子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育、保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。			子育て政策課	
地域における子育て支援サービスの充実	援助を希望する乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者と、援助を行うことを希望する者との意向を調整して相互援助活動を支援します。			子育て政策課	
地域における子育て支援サービスの充実	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等での一時的な預かりに対して支援します。			子育て政策課	
地域における子育て支援サービスの充実	保護者の疾病等で家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、施設等での必要な保護に対して支援します。			子育て政策課	
地域における子育て支援サービスの充実	地域における子育て支援サービスの質の向上を図るための研修会を実施します。			子育て政策課	
地域における子育て支援サービスの充実	地域における子育て支援サービスの質の担保を図るため、利用者アンケート調査の実施により、利用者の不満や要望の把握に努めます。			子育て政策課	
地域における子育て支援サービスの充実	地域の教育・保育の核である認定こども園、幼稚園、保育所を中心に、家庭と地域が連携した子育て支援に取り組みます。			子育て政策課	
地域における子育て支援サービスの充実	住んでいる地域に左右されず、等しく必要な支援が受けられる環境づくりに取り組みます。			子育て政策課	

第3 将来に対する希望の形成と実現の支援

⑫ 自己肯定感の向上に向けた取組					
重点施策	少人数教育の推進				
評価指標	小学校における25人学級を基本とした少人数教育を推進				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	取組推進	取組推進	取組推進	取組推進	取組推進
個別施策	施策内容			担当課	
少人数教育の推進	きめ細かな質の高い教育を実現するため、学校関係者等による検討を経て、計画的・段階的に25人を基本とする少人数教育を推進します。			義務教育課	
体験機会の充実	学校教育において、地域や学校の実態、児童生徒の特性等を考慮しながら、体験的な学習の充実を図り、地域人材を活用することで学校教育の活性化を推進します。			義務教育課	
体験機会の充実	職業人として働くことに対する意識・意欲の向上を図るため、早い時期から子どもたちを対象としたキャリア教育の推進などを図ります。			高校教育課	
体験機会の充実	豊かな人間性や社会性を身に付けるため、地域の行事への積極的な参加、幅広い年齢や異なる世代、他の地域の人々との交流など、様々な体験が計画的かつ効果的に実施できるよう努めます。			高校教育課	
体験機会の充実	地域における幅広い年齢の子どもとの交流、他の地域の子どもとの交流などの活動を通して、子どもたちの相互交流を深める機会を提供します。			生涯学習課	
体験機会の充実	青少年に野外活動や集団生活などの幅広い体験機会を提供するため、青少年関係施設等における活動プログラムを充実します。			生涯学習課	
体験機会の充実	児童生徒が芸術に対する感性を磨き、郷土の歴史や文化に対する理解を深められるよう、文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。			高校教育課 文化振興・文化財課	
体験機会の充実	心身ともに健康で活力ある生活を営むため、体力の向上や運動の基礎的能力の育成を図りながら、子どもたちが生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てます。			保健体育課 スポーツ振興課	

⑬ 所得向上に向けた取組					
重点施策	若い世代の所得向上に向けた取組				
評価指標	「やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ」構想に基づき推進				
目標値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
個別施策	施策内容			担当課	
所得向上に向けた取組	経営者と労働者が企業の成長に向けて目的を共有する中で、働く人の能力開発によるスキルアップが進み、生産力や創造力が企業の収益につながり、働く人に賃金上昇をもたらす「豊かさ共創」の好循環の実現を目指します。			労政人材育成課	

⑭ 子育て負担の軽減					
重点施策	地域における子育て支援サービスの充実(⑪再掲)				
評価指標	実施されていない支援がある市町村への相談・助言				
目標値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
個別施策	施策内容			担当課	
経済的負担の軽減	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第1子の年齢に関わらず、第2子以降の満3歳に達する日以後最初の3月31日までの保育料を無料化する市町村を支援します。			子育て政策課	
経済的負担の軽減	次代を担う児童の健全育成を図るため、子育て家庭に対する児童手当の円滑な支給を推進します。			子ども福祉課	
経済的負担の軽減	乳幼児のいる家庭をはじめ、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭及び重度の障害のある人がいる家庭における医療費を支援します。			子育て政策課 障害福祉課	
地域における子育て支援サービスの充実【⑪再掲】	住んでいる地域に左右されず、等しく必要な支援が受けられる環境づくりに取り組みます。			子育て政策課	

⑮ 仕事と生活の両立支援					
重点施策	教育・保育サービスの充実				
評価指標	乳幼児期から学童期まで必要な時に必要な保育体制が確保されている市町村数				
目標値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
個別施策	施策内容			担当課	
就労を希望する方に対する支援	男女ともに働きやすい職場環境の整備を進めるため、企業経営者の意識改革を図り、仕事と子育ての両立に向けた取り組みを支援していきます。			労政人材育成課	
就労を希望する方に対する支	子育て中又は子育てが一段落した女性			労政人材育成課	

援	の就職支援を図るため、就職を希望する女性の職業訓練を推進します。	
就労を希望する方に対する支援	子育て中の求職者等に対し子育て支援等の情報提供を行うとともに、職業選択や就職活動に関する助言を行うなどキャリアカウンセリングを実施します。	労政人材育成課
女性のチャレンジ支援	女性活躍社会の実現に向け、仕事と子育てとの両立やキャリアアップへの不安解消を図るために取り組みを実施します。	男女共同参画・外国人材活躍推進課
女性の活躍や子育て支援に取り組む企業の増加に向けた取組	職場における女性活躍や男女ともに働きやすい環境を整えるための取り組みを促進します。	男女共同参画・外国人材活躍推進課
子育て支援に取り組む企業に対する支援	地域の保育所に預けることが困難な医療従事者のための保育施設の設置・運営を支援します。	医務課
教育・保育サービスの充実	子ども及び保護者が置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づき、良質かつ適切な教育・保育が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保を図ります。	子育て政策課
教育・保育サービスの充実	保護者の勤務時間や通勤時間などに配慮した保育時間の確保に努め、通常の利用日や利用時間以外の日や時間に行う延長保育を支援します。また、教育とともに保育ニーズに応えるため、幼稚園での預かり保育を支援します。	子育て政策課
教育・保育サービスの充実	子どもが熱を出した際などに、どうしても休めない仕事がある場合などの保育ニーズに応えるため、病院・保育所等で病児保育を支援します。 また、病児・病後児保育施設の県内全域での広域利用を推進します。	子育て政策課
保育人材の確保・定着の推進	民間保育士等の待遇改善を推進するため、専門性の向上を図るキャリアアップ研修を実施します。	子育て政策課
保育人材の確保・定着の推進	官民が連携し保育士が働きやすい職場づくりや学生等を対象とした就業促進の取り組みを推進します。	子育て政策課
保育人材の確保・定着の推進	潜在保育士の復職等を推進するため、再就職準備金等貸付事業に対し支援します。	子育て政策課
保育人材の確保・定着の推進	「新たな姿の待機児童ゼロ」の実現に向けて、「やまなし保育士・保育所支援センター」の人材バンク機能の強化を図るなど、年度初めに限定されず、何時でも希望する保育所に入所できる環境の実現に向けて取り組みます。	子育て政策課
保育人材の確保・定着の推進	子育て支援分野の各種事業へ従事する	子育て政策課

進	ことを希望する者に対し、必要な知識や技能等の習得を目的とした全国共通制度による研修機会を提供し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。	
教育・保育サービスの充実	子育て中の不安を軽減し、仕事との両立をサポートするため、子どもを安心して預けることのできる保育環境を整備します。	子育て政策課

⑯ こどもの居場所づくり					
重点施策	従事者研修の充実				
評価指標	放課後児童クラブの職員等に対する研修の受講率				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	20%	40%	60%	80%	100%
個別施策	施策内容			担当課	
放課後の居場所づくり	保護者が仕事などのため昼間家庭にいない小学生を対象に、児童館や学校の余裕教室などを活用して、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの設置や環境整備などを支援します。			子育て政策課	
放課後の居場所づくり	放課後児童クラブと放課後子供教室の連携、一体化を促進するとともに、両事業の職員に対して資質の向上を図るために研修を実施し、児童の放課後の居場所の充実を図ります。			教・生涯学習課	
従事者研修の充実	放課後児童クラブ、放課後子供教室の職員に対し、資質向上を図るため、要配慮児の特性に応じた対応など、研修会を実施します。			子育て政策課	
従事者研修の充実	放課後児童支援員の人材確保及び資質の向上を図るため、勤続年数や研修実績に応じた待遇改善の取り組みに対し助成します。			子育て政策課	
居場所の質の向上	放課後児童クラブ等の質の担保を図るために、利用者アンケート調査の実施により、利用者の不満や要望の把握に努めます。			子育て政策課	
居場所づくりの推進	様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう取り組みます。			子育て政策課 子ども福祉課	
中高生の居場所の設置・普及	中高生が気軽に立ち寄り、悩みや困りごとを相談できる居場所を提供します。			子ども福祉課	

第4 困難な状況にあるこども・若者への支援

⑯ ひきこもりへの対策・支援					
重点施策	社会参加に向けた支援				
評価指標	ひきこもり支援就業体験従事者等によるインターンシップ参加者数				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	40 人	50 人	※50 人	※50 人	※50 人
個別施策	施策内容			担当課	
相談・支援体制の充実	教育四者・山梨大学と連携した教育相談を各地域、山梨大学などで実施し、問題発生の未然防止、早期の適切な対応を図ります。			特別支援教育・児童生徒支援課	
相談・支援体制の充実	「山梨県ひきこもり地域支援センター・ひきこもり相談窓口」などにおいて、ひきこもりに対する専門的な相談を実施するほか、保健所、児童相談所、市町村等の関係機関や民間支援団体との連携により、ひきこもりに関する正しい知識の情報提供や相談・支援の充実に努めます。			健康増進課	
相談・支援体制の充実	地域におけるひきこもり支援の強化及び支援体制の充実を図るため、ひきこもり状態にある者の社会参加を支援する民間の団体に対して補助を行う			健康増進課	
相談・支援体制の充実	一定の基準を満たした、ひきこもり支援活動を行う民間団体を県が認証し周知することで、ひきこもり当事者やその家族の方が当該民間団体から安心して支援が受けられる環境を整える			健康増進課	
相談・支援体制の充実	ひきこもりに関する基本的な知識を習得し、支援者として活動することを同意した「ひきこもりサポーター」の養成を推進するため、市町村に対し技術的援助を行います。			健康増進課	
社会参加に向けた支援	精神障害者やひきこもり当事者を一定期間事業所に通わせ、仕事に対する持久力や集中力、環境適応能力等を養う社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進します。			健康増進課	
社会参加に向けた支援	ひきこもりがちの生活を送っている方、悩みや孤独を感じている方たちが、日常から心身ともに一旦離れ、リラックスして、気軽につながりあえる場(ふらとぴあ)を提供します。			健康増進課	
社会参加に向けた支援	子どもの心の問題や発達障害に関する相談支援、通所リハビリ機能等を持つ、こころの発達総合支援センターの充実を図ります。			子ども福祉課	
社会参加に向けた支援	心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に			子ども福祉課	

	生きづらさを感じている子どもに対する生活の支援や心理的治療等を行います。	
社会参加に向けた支援	学校等の集団生活において不適応を起こしている児童について、メンタルフレンドの派遣や、ひきこもり児童への通所指導を行い、症状や社会性の改善を図ります。	子ども福祉課

⑧ いじめ、不登校、中途退学等への対策・支援					
重点施策	相談・支援体制の充実				
評価指標	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	体制確保	体制確保	体制確保	体制確保	体制確保
個別施策	施策内容			担当課	
多様な学びの機会の確保	利用者の多様なニーズに対応するため、学びの多様化学校や夜間中学の設置に向けた取り組みや、フリースクール利用に対する補助など、多様な学びの機会の確保に取り組みます。			特別支援教育・児童生徒支援課	
相談・支援体制の充実	児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに、関係機関が連携した支援など、不登校児童生徒に対する多様な教育の機会の確保を推進します。			特別支援教育・児童生徒支援課	
相談・支援体制の充実	いじめ・不登校や問題行動などに対処するため、心に様々な悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員に対する支援として、スクールカウンセラー等の配置など、家庭、地域、関係機関と連携して取り組みます。			特別支援教育・児童生徒支援課	
相談・支援体制の充実	いじめや不登校等の様々な問題を抱える児童生徒やその保護者等を対象に面接相談及び24時間体制の電話相談を実施します。			総合教育センター	
相談・支援体制の充実	「高校生こころのサポートルーム」を活用し、高校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する教育的な支援を行います。			総合教育センター	
相談・支援体制の充実	いじめ防止のための調査研究等、友好的な対策を検討するための専門的知見から審議、調査を行う。また、重大事態が発生した場合には事実関係の調査等を行う。			特別支援教育・児童生徒支援課 県民生活安全課	
相談・支援体制の充実	不登校に悩む子供への関わり方を保護者が研修するとともに、保護者間で情報共有する			特別支援教育・児童生徒支援課	
相談・支援体制の充実	専門の相談員による児童生徒や保護者のための電話による相談支援を行いま			教・総務課教育企画室	

	す。	
相談・支援体制の充実	いじめ・暴力行為・不登校等を解決するための専門相談員(スクールカウンセラー)を配置・派遣します。	特別支援教育・児童生徒支援課
相談・支援体制の充実	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童生徒を支援するためスクールソーシャルワーカーを配置します。	特別支援教育・児童生徒支援課
相談・支援体制の充実	小学校、中学校、高等学校に在籍する課題を抱える児童生徒や保護者へのカウンセリングを実施するスクールカウンセラーを配置する私立学校を支援し、相談体制の充実を図ります。	私学・科学振興課

⑯ 障害児・医療的ケア児等への支援					
重点施策	障害児・医療的ケア児等への支援				
評価指標	「やまなし障害児・障害者プラン」に基づき推進				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
個別施策	施策内容		担当課		
地域生活支援	認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童クラブへの障害のある子ども等の受け入れを促進します。		子育て政策課		
地域生活支援	保育所等の保育施設において医療的ケア児の支援を可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。		子育て政策課		
地域生活支援	発達障害に関する専門的な指導・助言を行うための発達障害者支援コンサルタントチームをこころの発達総合支援センターに設置し、保育園・幼稚園等要請により派遣します。		子ども福祉課		
地域生活支援	未就学の障害のある子どもに対し、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援や、小学校就学後の障害のある子どもに対し、社会との交流の促進などを行う放課後等デイサービスの充実を図ります。 また、就学の有無に関わらず、通所をすることが困難な重度の障害のある子どもに対しては、居宅において同様の支援が行われるよう、居宅訪問型児童発達支援の充実を図ります。		障害福祉課		
地域生活支援	未就学の障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導などの専門的な発達支援を行うとともに、身近な地域で療育を受けられるよう、児童		障害福祉課		

	<p>発達支援事業所や児童発達支援センターの充実を図ります。</p> <p>特に、地域における障害児支援の中核的施設である児童発達支援センターの整備を促進するため、未設置地域における整備費の設置者負担を軽減するなどし、富士・東部障害福祉圏域における早期開設を促進します。</p>	
地域生活支援	<p>障害のある子どもの障害種別や程度に適切に対応するとともに、家族の負担軽減を図れるよう、障害児（者）施設整備費補助金の活用などにより児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所事業所の整備を促進します。特に、重症心身障害児等に対応できる事業所の開設を促します。施設の整備に当たっては、感染防止の観点を取り入れます。</p>	障害福祉課
地域生活支援	<p>就学の有無に関わらず、通所をすることが困難な重度の障害のある子どもに対しては、居宅において同様の支援が行われるよう、居宅訪問型児童発達支援の充実を図ります。</p>	障害福祉課
安心・安全な環境整備	<p>障害のある子どもの重度化、重複化に対応するため、あけぼの医療福祉センターに入所する障害児の安全・安心なサービスの提供の確保に努めます。</p> <p>施設の見守り業務等の省力化により、障害児をケアする職員の労働環境を改善し、看護・介護のケアの質の向上を図ります。</p>	
地域生活支援	<p>医療的ケアが必要な障害児に対する短期入所等のサービスの確保に努めます。また、心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携を図るための協議の場を設置します。</p>	障害福祉課
地域生活支援	<p>医療的ケアが必要な障害児及びその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、「山梨県医療的ケア児支援センター」を設置し、相談対応や相談内容に応じた関係機関等との連携を行い、切れ目のない相談・援助を実施します。</p>	障害福祉課
地域生活支援	<p>発達障害児の特性を理解しながら、発達障害者サポーターを養成するとともに、発達障害児を支援します。</p>	子ども福祉課
地域生活支援	<p>発達障害の早期把握・早期支援を推進するために、発達障害のある子どもが地域で安心して医療を受けることができる</p>	子ども福祉課

	よう、こころの発達総合支援センターを中心とした医療ネットワーク等の構築と地域の小児科医を対象とした人材育成を実施します。	
地域生活支援	障害のある幼児児童生徒が、自立に向けて質の高い教育を受けられるよう、教員の専門性向上を図るため専門家を配置します。	特別支援教育・児童生徒支援課
地域生活支援	障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を促進するため、地域の学校や住民等との交流及び共同学習を充実します。	特別支援教育・児童生徒支援課

㉚ 多様な育ちに応じた支援					
重点施策	多文化共生社会づくりに向けた取組				
評価指標	「やまなし多文化共生社会実現構想」に基づき推進				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
個別施策	施策内容			担当課	
地域生活支援	保育所等における保育士の多文化共生への理解促進、多文化共生ネットワークの構築、及び通訳等の派遣による国際保育推進などにより、外国人親子が山梨において安心して子育てができる環境を整備します。			子育て政策課	
多文化共生社会づくりに向けた取組	言葉の壁や文化の違いなどによる悩みを抱えることの多い外国人住民や外国にルーツを持つ住民についても、地域社会に円滑に受け入れられ、社会の一員として包摶されるような、温かい社会づくりを進めます。			男女共同参画・外国人活躍推進課	

㉛ 社会的養護を必要とするこどもへの支援					
重点施策	社会的養護を必要とするこどもへの支援				
評価指標	「やまなし社会的養育推進計画」に基づき推進				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
個別施策	施策内容			担当課	
社会的養護を必要とするこどもへの支援	要支援児童及び要保護児童を含むすべての子どもが適切な支援の下、健全に成長し自立できるよう、「やまなし社会的養育推進計画」に従い、子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益を実現する支援体制を整備します。			子ども福祉課 警・人身安全・少年課 子育て政策課	

㉕ ヤングケアラーへの支援					
重点施策	ヤングケアラーへの支援				
評価指標	「山梨県ヤングケアラー支援計画」に基づき推進				

目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
個別施策	施策内容			担当課	
ヤングケアラーへの支援	すべての県民が一丸となり、ヤングケアラーやその家族に寄り添った支援を展開していくため、「ヤングケアラー支援計画」に従い、ヤングケアラーへの理解の促進、支援者的人材育成、本人や家族への支援の充実、支援体制の構築・強化を図ります。			子ども福祉課	

㉢ ひとり親家庭への支援					
重点施策	ひとり親家庭への支援				
評価指標	「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき推進				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
個別施策	施策内容			担当課	
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）における子どもの健全育成を実現するため、就業支援や生活全般にわたる支援により、生活の安定と自立を促進します。			子ども福祉課	

第5 貧困の解消と連鎖の防止

④ 教育の支援					
重点施策	生活困窮世帯等への学習支援				
評価指標	生活保護世帯のこどもへの進学支援の利用者数				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	14 人	24 人	34 人	44 人	54 人
個別施策	施策内容			担当課	
就園・就学支援の充実	市町村教育委員会に対して、就学援助が必要な児童生徒の保護者に対し、漏れなく就学援助が実施されるよう要請を行い、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取り組みを促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図ります。			義務教育課	
就園・就学支援の充実	市町村の、経済的理由の就学困難と認められる児童生徒の要保護者に対して必要な援助を行う取り組みを支援します。			義務教育課	
就園・就学支援の充実	高等学校等の授業料支援制度により、就学継続のための支援を行います。			高校教育課 私学・科学振興課	
就園・就学支援の充実	高等学校等の教科書代などの支援のための奨学給付金制度により、就学継続のための支援を行います。			高校教育課 私学・科学振興課	
就園・就学支援の充実	高等学校等への入学に要する費用負担を軽減する給付金制度により、進学を後押しするための支援を行います			高校教育課 私学・科学振興課	
生活困窮世帯等への学習支援	親から子への貧困の連鎖を断ち切るため、家庭の経済状況にかかわらず学習できる環境をつくります。			子ども福祉課	
生活困窮世帯等への学習支援	経済的理由に左右されることなく学習に取り組み、進学を希望する高校生が安心して進学への準備を進めることができるよう支援します。			子ども福祉課	
生活困窮世帯等への学習支援	生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用の一時金の給付制度の周知などにより、子どもの進学時の支援を図ります。			福祉保健総務課	
こども食堂等が行う体験機会の提供活動の普及	こども食堂など民間団体による、体験機会が提供される体制の構築を図ります。			子ども福祉課	
就園・就学支援の充実	ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格を目指す講座を受講する者に対し、国の制度に県単独事業を加えることにより、受講費用の全てに対し、給付金を支給します。			子ども福祉課	
就園・就学支援の充実	経済的に余裕のない世帯の学生等の産業技術短期大学校又は県立高等技術専門校への就学を支援するため、給付金を支給する。			労政人材育成課	

㉕ 生活の安定に資するための支援

重点施策	こども食堂等が行う食事や日用品の提供活動の普及				
評価指標	こども食堂を通じた生鮮食料等の支援回数				
目標値	R7 年度 40 回	R8 年度 45 回	R9 年度 50 回	R10 年度 55 回	R11 年度 60 回
個別施策	施策内容			担当課	
ひとり親世帯等への生活支援	ひとり親の就職活動、疾病等により一時的に保育等のサービスが必要な世帯に家庭生活支援員を派遣します。			子ども福祉課	
ひとり親世帯等への生活支援	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施など自立支援に関する措置を講じることにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。			福祉保健総務課	
こども食堂等が行う食事や日用品の提供活動の普及	貧困の状況にあるひとり親などの家庭やその子供を必要な支援につなげ、地域で安心して暮らせるよう、こども食堂など民間団体の活動が県内に広がり、食料や生活用品が安定的に提供される体制の構築を図ります。			子ども福祉課	
中高生の居場所の設置・普及【再掲】	中高生が気軽に立ち寄り、悩みや困りごとを相談できる居場所を提供します。			子ども福祉課	

㉖ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援

重点施策	ひとり親世帯の保護者への就労支援				
評価指標	自立支援制度によるひとり親等への就労支援利用者数				
目標値	R7 年度 85 人	R8 年度 100 人	R9 年度 115 人	R10 年度 130 人	R11 年度 142 人
個別施策	施策内容			担当課	
ひとり親世帯の保護者への就労支援	ひとり親家庭の母・父が看護師等の資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に対する給付金制度により、保護者の資格取得等を支援します。			子ども福祉課	
ひとり親世帯の保護者への就労支援	ひとり親家庭の母・父が、対象教育訓練を受講し、修了した場合に受講料の一部を給付する制度により、保護者の資格取得等に対する支援を図ります。			子ども福祉課	
ひとり親世帯の保護者への就労支援	出産・育児などで退職し、再就職を目指す女性等が職業訓練を受講しやすくなるため、託児サービスを備えた職業訓練コースを設定します。			労政人材育成課	
ひとり親世帯の保護者への就労支援	子育て・就労に関する相談に応じるとともに、ハローワークによる職業紹介・相談を実施します。			労政人材育成課	
ひとり親世帯の保護者への就労支援	就職に必要な職業能力開発に取り組む母子家庭の母のうち経済的支援が必要			労政人材育成課	

	な者に職業訓練手当を支給します。	
職業生活の安定に資する支援	生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対する給付を行います。	福祉保健総務課

㉗ 経済的支援				
重点施策	養育費確保への支援			
評価指標	母子家庭等就業・自立支援センター事業(養育費等支援事業)			
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
	100 人	150 人	200 人	250 人
	300 人			
個別施策	施策内容			担当課
ひとり親世帯等への経済的支援	ひとり親家庭の児童を養育している母、父等に対する児童扶養手当制度などにより、経済的支援を図ります。			子ども福祉課
ひとり親世帯等への経済的支援	ひとり親家庭の親と児童等が病気やけがで通院・入院した際の費用の助成制度により、経済的負担の軽減を図ります。			子ども福祉課
ひとり親世帯等への経済的支援	ひとり親家庭の母等の就労に必要な経費の貸付制度により、経済的負担の軽減を図ります。			子ども福祉課
養育費確保への支援	住宅、就業、求職活動、生活費、養育費等の相談を行います。			子ども福祉課
就園・就学支援の充実【再掲】	市町村教育委員会に対して、就学援助が必要な児童生徒の保護者に対し、漏れなく就学援助が実施されるよう要請を行い、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取り組みを促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図ります。			義務教育課
就園・就学支援の充実【再掲】	市町村の、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の要保護者に対して必要な援助を行う取り組みを支援します。			義務教育課
就園・就学支援の充実【再掲】	高等学校等の授業料支援制度により、就学継続のための支援を行います。			教・高校教育課 私学・科学振興課
就園・就学支援の充実【再掲】	高等学校等の教科書代などの支援のための奨学給付金制度により、就学継続のための支援を行います。			高校教育課 私学・科学振興課
就園・就学支援の充実【再掲】	高等学校等への入学に要する費用負担を軽減する給付金制度により、進学を後押しするための支援を行います			高校教育課 私学・科学振興課
就園・就学支援の充実	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園や保育所等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の費用又は行事への参加費用等を支援する市町村を支援します。			子育て政策課
就園・就学支援の充実	勉学意欲があっても経済的な理由により修学が困難な児童生徒に対する奨学金			教・義務教育課 教・高校教育課

	や教育支援資金の貸付、授業料の減免などの支援をします。	私学・科学振興課 教・特別支援教育・児童生徒支援課 福祉保健総務課 教・保健体育課
--	-----------------------------	--

第6 良好な成育環境の確保

㉙ 教育環境の充実					
重点施策	教育環境の充実				
評価指標	「山梨県教育振興基本計画」に基づき推進				
目標値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
個別施策		施策内容			担当課
教育環境の充実		教育は全ての人に機会が保障されており、誰もがその恩恵を享受できるものです。どのような境遇や経済状況でも、山梨にあっては誰もが夢や希望の実現に邁進できるよう、これまでの計画と連続性を持たせつつ歩みをさらに前進し加速させていきます。			教・総務課教育企画室

㉚ 良質な生活環境の整備					
重点施策	安全・安心なまちづくりの推進				
評価指標	防犯パトロールや防犯教室などの着実な実施				
目標値	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
個別施策		施策内容			担当課
安全・安心なまちづくりの推進		子どもの通学路等における安全を確保するための防犯パトロールなどを実施します。			警・生活安全企画課
安全・安心なまちづくりの推進		自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装着することを認め、青パトによる自主防犯パトロールを実施します。			警・生活安全企画課
安全・安心なまちづくりの推進		交通ルールの遵守、交通マナーの実践に向け、交通安全教室等を実施します。			警・交通企画課
安全・安心なまちづくりの推進		不審者侵入事案、声かけ事案等に対する対応要領、知識を習得させ、子どもが犯罪に合わないための防犯教室を実施します。			県民生活安全課
安全・安心なまちづくりの推進		交通安全に関する知識を啓発し、交通事故を防止するための取り組みを推進します。			県民生活安全課 教・保健体育課
安全・安心なまちづくりの推進		若年層を狙った悪質商法の被害を未然に防ぐため、小・中・高・大学生等を対象に「出前講座」を実施します。			県民生活安全課
非行・犯罪防止と立ち直り支援		少年を非行や犯罪被害から守るための非行防止活動や薬物乱用防止教室等を開催します。			警・人身安全・少年課
非行・犯罪防止と立ち直り支援		少年が関係する犯罪情勢や出会い系サイトに関係した少年の犯罪被害等を周知します。			警・人身安全・少年課
非行・犯罪防止と立ち直り支援		少年の非行問題、困りごと、犯罪被害などの相談に対応します。			警・人身安全・少年課

⑩ こども・子育てにやさしい社会の実現					
重点施策	子育て支援施策の周知				
評価指標	やまなし子育てネットの内容充実による閲覧数の増加				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
8%	16%	24%	32%	40%	
個別施策	施策内容			担当課	
子育て支援施策の周知	子育て中の親の不安感の解消を図るために、育児に関する支援制度や関係機関、イベント情報などに関する情報発信を行います。			子育て政策課	
やまなし子育ての日普及啓発	11月19日の「やまなし子育ての日」に合わせ、子育てに対する理解と関心を深め、社会全体で子育て支援を行う気運の醸成を図るための普及啓発活動を実施します。			子育て政策課	
こども・子育てを社会全体で支える機運醸成	自治体や各種団体の連携強化やこども・子育てを社会全体で支えることの重要性の普及啓発などにより、地域社会の未来を担うこどもの育ちを、社会全体で応援する機運醸成を推進します。			子育て政策課	
こども・子育てを社会全体で支える機運醸成	協賛企業を募り、県内在住の18歳以下の子どもや妊婦のいる世帯に対して、商品の割引などのサービス提供を実現します。			子育て政策課	
出会いの機会の提供	多様な婚活サービスを提供する民間とのネットワークを構築し、出会いの機会を拡大するとともに、企業・市町村・ボランティアの協力の下、社会全体での効果的な婚活支援を行います。			子育て政策課	
結婚に伴う新生活の支援	経済的理由で結婚に踏み出せない方を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援します。			子育て政策課	
多様なニーズへの対応	多胎育児やダブルケアなど、子育てにあたっての多様なニーズに対応する取り組みを進めます。			子育て政策課	

⑪ 社会環境の健全化推進					
重点施策	試買調査・青少年社会環境健全化推進キャンペーン				
評価指標	店舗指導・青少年社会環境健全化推進キャンペーンの実施回数				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	8回	8回	8回	8回	8回
個別施策	施策内容			担当課	
青少年社会環境健全化推進キャンペーン	青少年が利用することの多い店舗に対し、青少年保護育成条例の徹底や、青少年健全育成に向けた自主規制の協力要請を行い、青少年を取り巻く良好な環境整備に対する啓発活動を行います。			教・生涯学習課	

試買調査	「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」に違反する図書・DVDであるか判断するため店頭にて購入し、条例に違反している場合は店舗指導を行います。	教・生涯学習課
自動販売機立入調査	自動販売機の管理者を立ち会わせ、図書類の自動販売機の収納物について、販売機を開扉させ、調査や指導を行います。	教・生涯学習課
有害図書類等の規制	青少年の健全育成を阻害する恐れのある図書類の規制を行います。	教・生涯学習課

③ インターネットの適正利用推進					
重点施策	ほっと!ネットセミナー				
評価指標	インターネットの適切な利用に関する出前講座の実施回数				
目標値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
50 校(園)	50 校(園)	50 校(園)	50 校(園)	50 校(園)	50 校(園)
個別施策	施策内容			担当課	
ほっと!ネットセミナー	こども及びその保護者に対し、インターネットの適切な利用や、フィルタリングの利用普及に関する啓発を推進するとともに、こども・若者に安全なネット利用をさせるための保護者による見守りを働きかけます。			生涯学習課	
情報モラル教育の推進	子供たちが有害情報等に巻き込まれないための教育を実施します。			義務教育課	
情報モラル教育の推進	子供たちが有害情報等に巻き込まれないための教育を実施します。			高校教育課	
ゲーム・ネット依存対策	ゲーム・ネット利用の習慣を見直すための事業を実施します。			健康増進課	

第5章 教育・保育等の推進のための基本的事項

第1 教育・保育等の提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定及び基本指針に基づき、特定教育・保育施設(※1)又は特定地域型保育事業(※2)及び地域子ども・子育て支援事業を共通の区域とし、市町村単位で区域を設定します。

区域番号	市町村名
1	甲府市
2	富士吉田市
3	都留市
4	山梨市
5	大月市
6	韮崎市
7	南アルプス市
8	北杜市
9	甲斐市
10	笛吹市
11	上野原市
12	甲州市
13	中央市
14	市川三郷町

区域番号	市町村名
15	早川町
16	身延町
17	南部町
18	富士川町
19	昭和町
20	道志村
21	西桂町
22	忍野村
23	山中湖村
24	鳴沢村
25	富士河口湖町
26	小菅村
27	丹波山村

※1 特定教育・保育施設

施設型給付を受ける施設として、市町村が確認する認定こども園、幼稚園、保育所（子ども・子育て支援法 第27条第1項）

※2 特定地域型保育事業

市町村の認可を受けた次の4つの保育（子ども・子育て支援法 第5条第5項～第9項）

- ①家庭的保育…家庭的な雰囲気のもとで、少人数（認可定員5人以下）を対象に行う保育
- ②小規模保育…家庭的保育に近い雰囲気のもとで、少人数（認可定員6～19人）を対象に行う保育
- ③居宅訪問型保育…障害・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で行う保育
- ④事業所内保育…会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に行う保育

第2 計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法及び基本指針に基づき、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み並びに特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされており、市町村と連携を図りながら市町村計画における数値を積み上げて設定します。

なお、市町村計画における数値について、市町村は、国が示す方法により把握した利用希望やこれまでの利用状況を踏まえて量の見込みを算出するとともに、その見込みに対して、認定こども園、幼稚園、保育所などの確保方策を見込んでいます。また、市町村子ども・子育て会議を経て設定されています。

【県全域での集計】

<教育・保育施設及び地域型保育事業>

単位:人

	令和7年度			令和8年度		
	1号 (3~5歳) 学校教育 のみ	2号 (3~5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0~2歳) 保育の 必要性あり	1号 (3~5歳) 学校教育 のみ	2号 (3~5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0~2歳) 保育の 必要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)	3,742	12,175	8,185	3,691	11,750	8,078
	3,861	12,447	9,027	3,855	12,396	9,044
②確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	3,763	12,293	8,266	3,757	12,242
	確認を受けない幼稚園 ※1	98			98	
特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)				435		470
認可外保育施設 ※2		154	326		154	326
②-①	119	272	842	164	646	966

	令和9年度			令和10年度		
	1号 (3~5歳) 学校教育 のみ	2号 (3~5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0~2歳) 保育の 必要性あり	1号 (3~5歳) 学校教育 のみ	2号 (3~5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0~3歳) 保育の 必要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)	3,648	11,491	8,043	3,627	11,147	7,921
	3,828	12,338	9,066	3,813	12,178	8,991
②確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	3,730	12,184	8,270	3,715	12,024
	確認を受けない幼稚園 ※1	98			98	
特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)				470		470
認可外保育施設 ※2		154	326		154	326
②-①	180	847	1,023	186	1,031	1,070

	令和11年度		
	1号 (3~5歳) 学校教育 のみ	2号 (3~5歳) 保育の 必要性あり	3号 (0~2歳) 保育の 必要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)	3,624	10,927	7,852
	3,824	12,011	8,923
②確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)	3,724	11,859
	確認を受けない幼稚園 ※1	100	
特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			470
認可外保育施設 ※2		152	326
②-①	200	1,084	1,071

※1 特定教育・保育施設に該当しない(施設型給付を受けない)幼稚園

※2 市町村または都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設

認定区分

1号認定:子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する認定 → 教育標準時間認定(教育のみ)

2号認定:子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する認定 → 3~5歳 保育認定(保育の必要性あり)

3号認定:子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する認定 → 0~2歳 保育認定(保育の必要性あり)

<児童数推計>

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	4,533	4,459	4,416	4,362	4,296
1・2歳	9,306	9,239	9,268	9,155	9,055
3～5歳	15,880	15,173	14,582	14,103	13,958
6～8歳	17,463	17,002	16,414	16,094	15,371
9～11歳	18,900	18,620	18,177	17,528	17,078
合計	66,082	64,493	62,857	61,242	59,758

<地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策>

① 利用者支援事業

一人一人のこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う

単位:か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	59	59	59	59	59
確保方策	59	59	59	59	60

② 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10,528	10,359	10,216	10,050	9,975
確保方策	11,274	11,140	11,024	10,888	10,832

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援する

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日用品・文房具等	41	41	41	41	41
副食費	1,277	1,277	1,277	1,277	1,277

④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る

単位:市町村

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施市町村	3	3	3	3	3

⑤ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援する

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12,204	12,139	12,004	11,951	11,775
確保方策	12,801	12,782	12,725	12,534	12,618

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、一定期間、養育・保護その他の支援を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	935	1,048	1,180	1,329	1,579
確保方策	3,337	3,356	3,375	3,374	3,412

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者的心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う

単位:人/市町村

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,241	4,220	4,167	4,113	4,067
実施市町村	27	27	27	27	27

⑧ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることができると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う

単位:人/市町村

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	781	771	767	756	744
実施市町村	25	25	25	25	25

⑨ 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する

単位:市町村

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施市町村	9	9	9	9	9

⑩ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,255	1,300	1,298	1,295	1,292
確保方策	1,223	1,271	1,264	1,255	1,246

⑪ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	259	271	274	275	276
確保方策	250	266	274	275	276

⑫ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	185	258	258	257	256
確保方策	177	260	260	259	258

⑬ 地域子育て支援拠点事業

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援する

単位:人/か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	148,221	148,173	153,142	151,598	150,423
確保方策	87	87	88	88	88

⑭ 一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減が必要とされる場合に、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	153,971	155,967	158,364	161,298	164,674
確保方策	157,763	160,080	162,731	165,846	169,748

⑮ 病児保育事業

病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問するとともに、その安全性、安定性、効率性等について検証等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	17,694	18,010	18,438	18,720	19,119
確保方策	24,215	24,281	24,060	24,118	24,365

⑯ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15,779	15,712	15,487	15,334	15,139
確保方策	17,684	17,624	17,425	17,315	17,196

⑰ 妊婦健康診査

お母さんとお腹の赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうか確認する

単位:人/市町村

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	47,763	47,033	46,449	45,794	45,205
実施市町村	27	27	27	27	27

⑱ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,449	5,346	5,308	5,262	5,223
確保方策	5,331	5,231	5,193	5,147	5,111

⑲ こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)

保育所等において、満3歳未満の乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,233	2,556	2,451	2,503	2,408
確保方策	1,221	2,610	2,504	2,561	2,468

㉑ 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9,196	9,012	8,918	8,835	8,772
確保方策	9,477	9,291	9,186	9,095	9,018

第3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

県は市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取り組みを推進する観点から、関係市町村と十分協議・調整の上、現行の幼稚園・保育所で、認定こども園への移行希望がある場合、認可・認定基準を満たす場合には、原則、認可、認定を行うこととします。

また、需給調整の際の「都道府県計画で定める数」につきましては、認定こども園への移行分が市町村計画における供給（確保の内容）に反映されており、必要利用定員総数の範囲内で対応が可能であると考えられることから、具体的な数値としては定めないこととします。

第4 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

特定教育・保育施設が、施設所在市町村を含む複数市町村から子どもを受け入れる場合で、市町村が行う特定教育・保育施設の利用定員の設定及び変更に際しての県への協議については、まず、市町村間で調整を行うことを原則とします。ただし、市町村間の調整が整わないときは、当該市町村から協議を受け、県は当該市町村を含む他市町村との調整を行います。

第5 教育・保育情報の公表

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業の事業者が、教育・保育の提供を開始しようとする際などに、県に報告した教育・保育に係る施設の名称、所在地などや運営情報を公表します。

<公表情報>

分類		主な事項
基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none">・名称、所在地、代表者の氏名等
	施設	<ul style="list-style-type: none">・施設の種類（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業の種類（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）・名称、所在地等・施設設備の状況（居室面積、園舎面積、園庭等の状況）・職員の状況（職種ごとの職員数、免許の有無、経験年数等）・職員 1人当たりの子どもの数・利用定員、学級数・開所時間 など
運営情報		<ul style="list-style-type: none">・施設、事業の運営方針・教育・保育の内容・特徴・選考基準・相談、苦情等の対応のための取り組み状況 など